

臼杵市地域防災計画

資料編

令和6年2月

臼杵市防災会議

資料編

目次

第1部 総則

【資料1部-頁】

1-1	臼杵市ハザードマップ～危険度マップ編～	1
1-2	臼杵市ハザードマップ～揺れやすさマップ編～	2
1-3	大分県内の活断層図	3
1-4	大分県内に被害を及ぼした地震・津波	5
1-5	台風の経路と大分県の雨量分布	9
1-6	臼杵市の火災の概要	10
1-7	想定津波高及び津波到達時間等	11
1-8	地震被害の想定	12
1-9	避難所・避難地の整備例	14

第2部 災害予防

【資料2部-頁】

2-1	重要水防区域等	15
2-2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等	17
1.	臼杵市土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	17
2.	臼杵市土砂災害特別警戒区域（イエローゾーン）	40
3.	臼杵市山地災害危険地区（大分県森林保全課）	44
2-3	市営急傾斜地崩壊対策事業（予定）箇所	45
2-4	各種整備事業補助金交付要綱	
1.	臼杵市自主防災組織・ 防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付要綱	47
2.	臼杵市災害用避難通路整備事業補助金交付要綱	51
2-5	各種防災訓練例	65
2-6	雨量観測所	70
2-7	水位観測所	70
2-8	震度観測点	70
2-9	臼杵市防災情報システム管理運用規程	71
2-10	災害・防災に関する協定の締結状況	76
2-11	備蓄物資内訳（目標値）	79

【事故災害対策編】

2-12	液剤調製用資機材	- 80
2-13	原子力災害対策の情報連絡系統	- 81

第3部 災害応急対策

【資料3部-頁】

3-1	白杵市防災会議条例	- 83
3-2	白杵市防災会議規程	- 85
3-3	白杵市災害対策本部条例	- 86
3-4	白杵市災害対策本部規程	- 87
3-5	防災拠点施設等における災害対策本部設置に関する基準	- 89
3-6	気象警報等の基準	- 90
1.	気象警報等の基準	- 90
2.	特別警報・警報・注意報の種類と概要	- 91
3.	大分県の予報区域細分図	- 94
3-7	緊急地震速報、震度速報、地震情報の解説	- 95
1.	緊急地震速報、震度速報、地震情報の解説	- 95
2.	気象庁震度階級関連解説表	- 98
3.	津波の高さと予想される被害の関係	-102
4.	津波警報等及び津波予報発表のタイミング	-103
3-8	被害状況報告（様式）	-104
1.	第1号様式（火災）	-104
2.	第2号様式（特定の事故）	-105
3.	第3号様式（救急・救助事故等）	-106
4.	第4号様式（その1 被害状況即報）	-107
5.	第4号様式（その2 被害状況即報）	-108
3-9	被害認定の基準	-110
3-10	応急救助の実施基準（救助の程度及び期間）	-113
3-11	臨時ヘリポートの設置基準	-115
3-12	市内指定飛行場外離発着場	-116
3-13	自衛隊災害派遣要請書（第2号・第3号）	-117
3-14	他市町村、県等への応援要請文書	-119
1.	大分県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	-119
2.	大分県常備消防相互応援協定	-120
3.	災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求	-121
3-15	市内の公共的団体等への協力依頼文書	-122
3-16	緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書	-123
3-17	避難指示等の発表又は発令の基準	-125

3-18	臼杵市内避難施設一覧	-126
1.	指定緊急避難場所及び指定避難所	-126
2.	指定緊急避難場所の看板設置場所	-128
3.	連絡事務所及びコミュニティセンター等	-129
4.	福祉避難場所	-129
5.	備蓄品を配置している施設	-130
6.	避難所開設手順	-131
3-19	要配慮者利用施設一覧	-140
3-20	災害拠点病院及び大分DMA T指定病院の指定状況	-143
3-21	消防組織等	-144
1.	消防組織	-144
2.	消防用施設及び設備	-146

第1部 総則

1-1 臼杵市ハザードマップ ~危険度マップ編~

臼杵市 地震ハザードマップ ~危険度マップ編~

臼杵市では、今後発生する可能性のある地震について、市民の健康の確保からの観念に依拠して作成した「地震ハザードマップ」を中央編とした。この危険度マップは、地震発生に際して被害が及ぶ可能性が高いと判断された地域を「全壊」すると想定している。この危険度は250mメッシュ単位で分別した地域に割り当てられている。また、「全壊」する建物の割合により判定している。危険度の数値が大きいほど地震の被害が及ぶ危険性が高くなり、よく行く場所等の危険度がどのくらいなのかを確認し、建物の安全性について考えてみましょう。

危険度マップについて

過去の地震による震度と建物全壊率の関係

木造建築物: 震度3以上、全壊率5%以上、震度4以上、全壊率10%以上、震度5以上、全壊率30%以上、震度6以上、全壊率50%以上、震度7以上、全壊率70%以上、震度8以上、全壊率90%以上、震度9以上、全壊率95%以上

鉄骨建築物: 震度3以上、全壊率5%以上、震度4以上、全壊率10%以上、震度5以上、全壊率30%以上、震度6以上、全壊率50%以上、震度7以上、全壊率70%以上、震度8以上、全壊率90%以上、震度9以上、全壊率95%以上

地震による建物の損傷状況

全壊: 建物全体が倒壊または崩壊した状態。居住者が避難する必要がある。危険な状態のため、必要に応じて解体される可能性がある。

半壊: 建物全体が倒壊しなかったが、一部が倒壊または崩壊した状態。居住者は注意が必要。修理が必要になる可能性がある。

一部倒壊: 建物全体が倒壊しなかったが、一部が倒壊または崩壊した状態。居住者は注意が必要。修理が必要になる可能性がある。

被害者: 建物全体が倒壊または崩壊した状態。居住者は避難する必要がある。危険な状態のため、必要に応じて解体される可能性がある。

わたが家の耐震子エック

1. 地震が起きたとき、建物全体が倒壊または崩壊した状態か? (全壊) → 危険な状態のため、必要に応じて解体される可能性がある。避難する必要がある。

2. 地震が起きたとき、建物全体が倒壊しなかったが、一部が倒壊または崩壊した状態か? (半壊) → 居住者は注意が必要。修理が必要になる可能性がある。

3. 地震が起きたとき、建物全体が倒壊しなかったが、一部が倒壊または崩壊した状態か? (一部倒壊) → 居住者は注意が必要。修理が必要になる可能性がある。

4. 地震が起きたとき、建物全体が倒壊しなかったが、一部が倒壊または崩壊した状態か? (被害者) → 居住者は注意が必要。修理が必要になる可能性がある。

【住宅の耐震性確認について】
一般に、建物の耐震性は、地震発生時に建物が倒壊する確率を計算し、その確率を評価して、耐震性が低いと判断されます。耐震性の低い建物は、地震発生時に倒壊する確率が高くなります。また、倒壊した建物は、居住者の生命や財産に大きな被害をもたらす可能性があります。そのため、住宅の耐震性を確認し、必要に応じて耐震改修を行うことが大切です。

危険度の区分

危険度 7	建物全壊率 30%以上
危険度 6	20%~30%
危険度 5	10%~20%
危険度 4	7%~10%
危険度 3	5%~7%
危険度 2	3%~5%
危険度 1	3%未満 (0%は除外)

地震から身を守る心得 10ヶ条

- 1 揺れを感じたら、すぐに身の安全を確保しましょう。机の下や、頑丈なテーブルの下などに身を隠し、頭を守ります。
- 2 揺れが収まらないうちは、エレベーターは絶対に入らないでください。
- 3 揺れが収まらないうちは、火の元を消します。ガスコンロや暖房機器の電源を切ります。
- 4 揺れが収まらないうちは、電源プラグをコンセントから抜きます。
- 5 揺れが収まらないうちは、窓ガラスや、天井の照明器具が落下する可能性があります。遠ざかるようにします。
- 6 揺れが収まらないうちは、エレベーターには絶対に入らないでください。
- 7 揺れが収まらないうちは、火の元を消します。ガスコンロや暖房機器の電源を切ります。
- 8 揺れが収まらないうちは、電源プラグをコンセントから抜きます。
- 9 揺れが収まらないうちは、エレベーターには絶対に入らないでください。
- 10 揺れが収まらないうちは、エレベーターには絶対に入らないでください。

凡例

---	境界
- - -	行政境界
●	臼杵市役所
○	避難所

緊急輸送道路

赤線	大分県指定道路
紫線	国道10号線 (源内橋線~大分市)
青線	国道378号線
緑線	国道376号線 (豊前橋線~大分市)
黄線	臼杵市指定道路
オレンジ線	九州自動車道 (臼杵IC)
赤線	国道47号線 (臼杵IC)
紫線	国道17号線 (臼杵IC)
青線	国道502号線 (臼杵IC)
赤線	国道48号線 (臼杵IC)
紫線	国道206号線 (臼杵IC)
青線	国道206号線 (臼杵IC)
赤線	国道206号線 (臼杵IC)
紫線	国道206号線 (臼杵IC)
青線	国道206号線 (臼杵IC)

その他の路線

赤線	国道21号線、65号線、204号線、他
----	---------------------

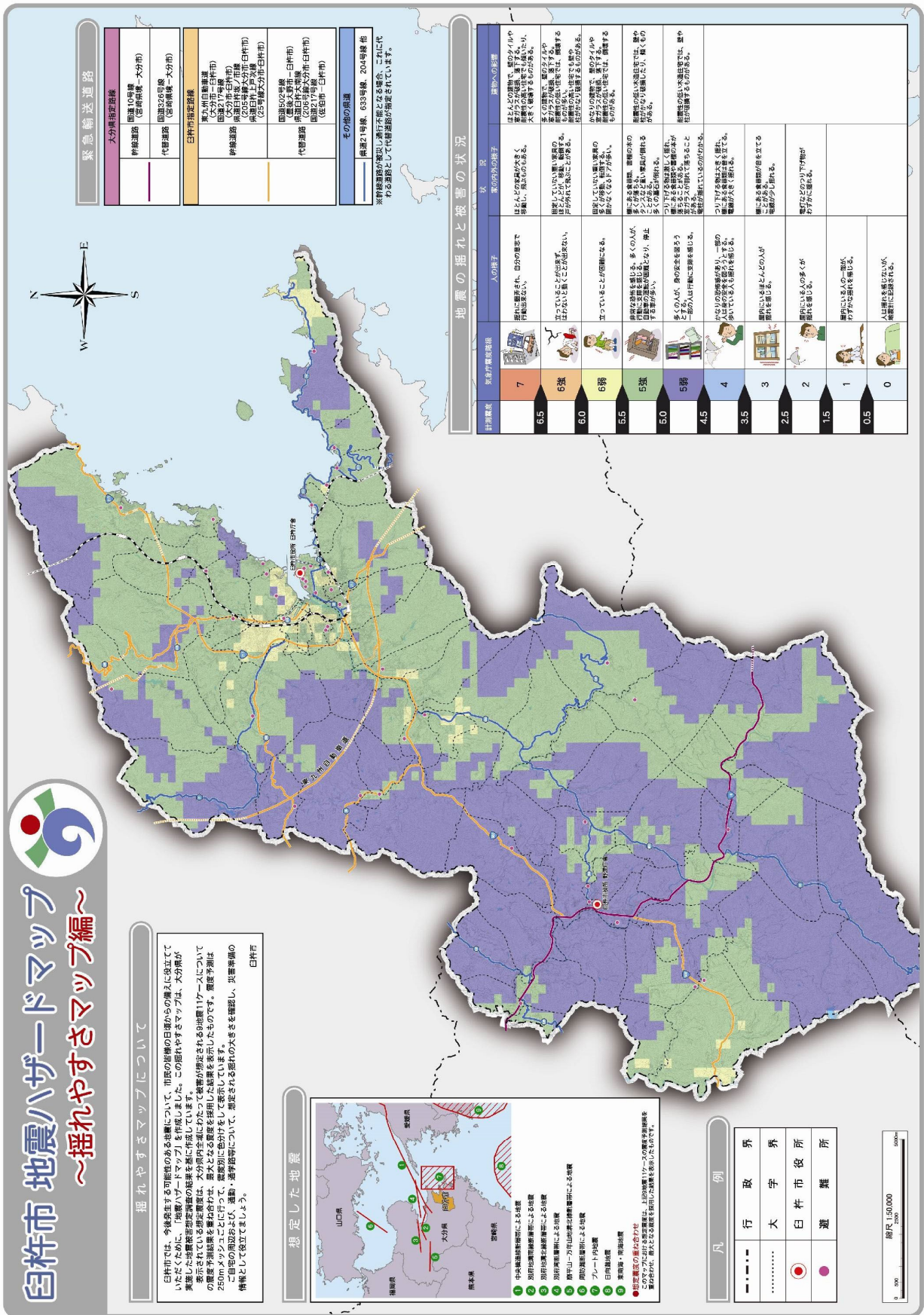
※詳細情報が確認し運行不能となる場合は、これを代替の道路として代替道路が指定されています。

臼杵市 臼杵市 臼杵市 臼杵市

0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000
1:50,000
横尺 1:50,000

Copyright © 2007 ZENIN CO., LTD. (Z1680209号)

1-2 臼杵市ハザードマップ ～揺れやすさマップ編～



臼杵市 地震ハザードマップ ～揺れやすさマップ編～

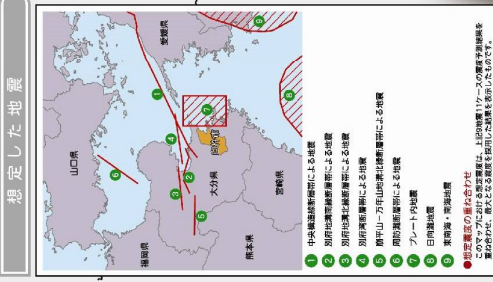
揺れやすさマップについて

臼杵市では、今後発生する可能性のある地震について、市民の理解の促進から始めに成立していただくために、「地震ハザードマップ」を作成しました。この揺れやすさマップは、大分県が実施した地震被害想定調査の結果を基に作成されています。

表示されている揺れやすさは、大分県内全域にわたって被害が想定される9段階11ケースについて、震度予測は、250mメッシュごとに行っており、震度別に色分けをして表示しています。

ご自身の周辺および、通学・通学路等について、高さされる揺れの大きさを確認し、災害準備の情報として役立ててください。

臼杵市



緊急輸送道路

大分県指定道路	
幹線道路	国道1号線 (臼杵市、大分市)
代替道路	国道30号線 (臼杵市、大分市)
臼杵市指定道路	
幹線道路	東九州自動車道 (大分市、臼杵市)
代替道路	国道10号線 (臼杵市、大分市) 国道10号線 (臼杵市、大分市) 国道10号線 (臼杵市、大分市) 国道10号線 (臼杵市、大分市)
その他の道路	
幹線道路	国道2号線、633号線、204号線 他

※幹線道路が被災し通行不能となる場合、これに代わる道路として代替道路が指定されています。

地震の揺れと被害の状況

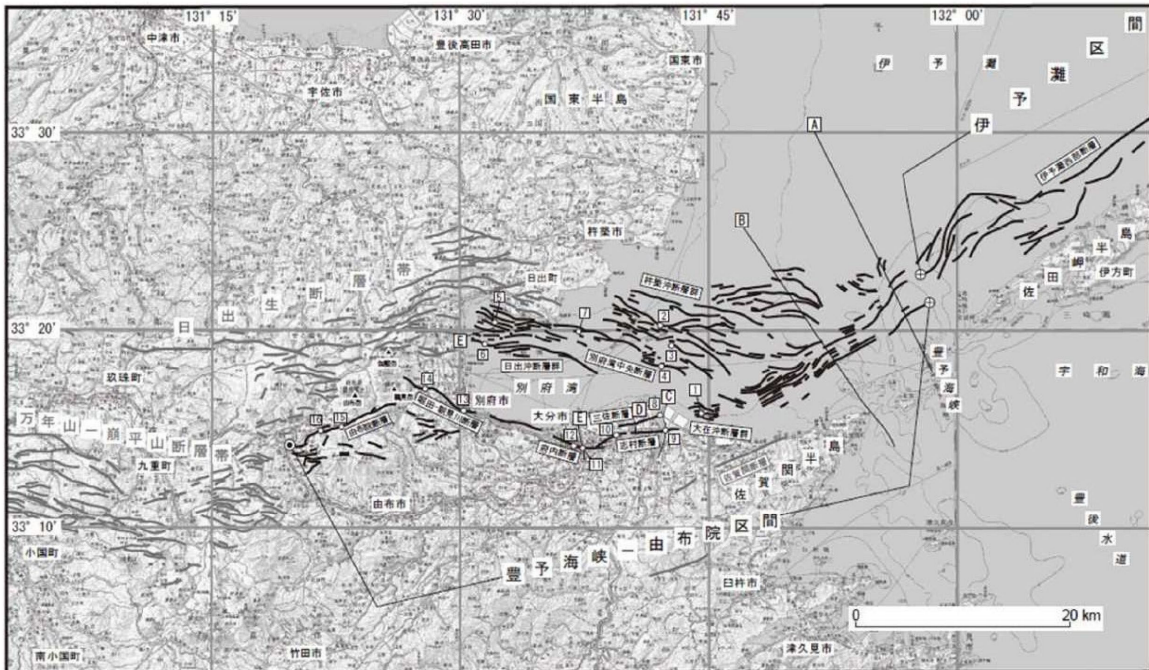
計測震度	震度	震動の様子	家の中の様子	建物への影響
7	7	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
6.5	6強	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
6.0	6弱	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
5.5	5強	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
5.0	5弱	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
4.5	4	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
3.5	3	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
2.5	2	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
1.5	1	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。
0.5	0	人々の様子	ほとんどの家具が壊れ、倒れる。壁が壊れる。天井が落ちる。家具が壊れる。ガラスが割れる。電線が断れる。道路が壊れる。橋が壊れる。トンネルが壊れる。崖が崩れる。土砂が崩れる。津波が来る。火災が起きる。人命が犠牲になる。	ほとんどの建物で、壊滅的な被害を受ける。倒壊するものがある。大きな被害を受けるものがある。

凡例

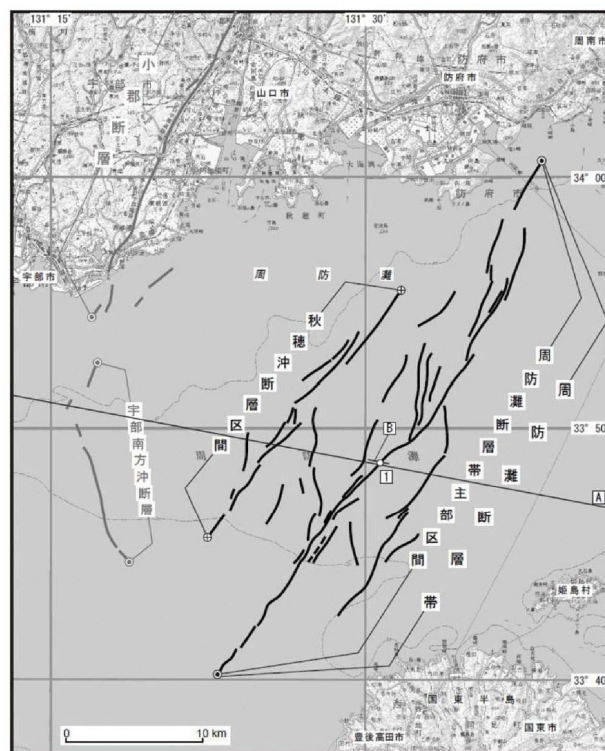
行政界	界
大字界	界
臼杵市役所	●
避難所	●

0 100 200 300 400 500m
縮尺 1:50,000

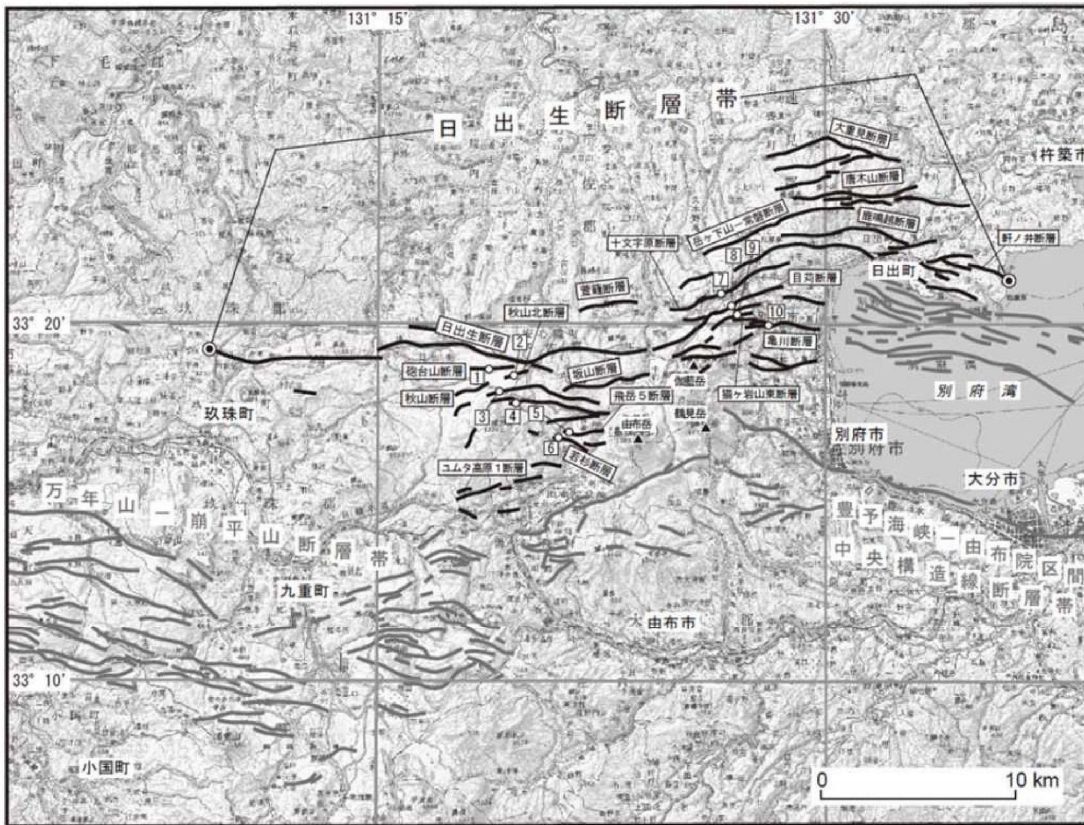
1-3 大分県内の活断層図



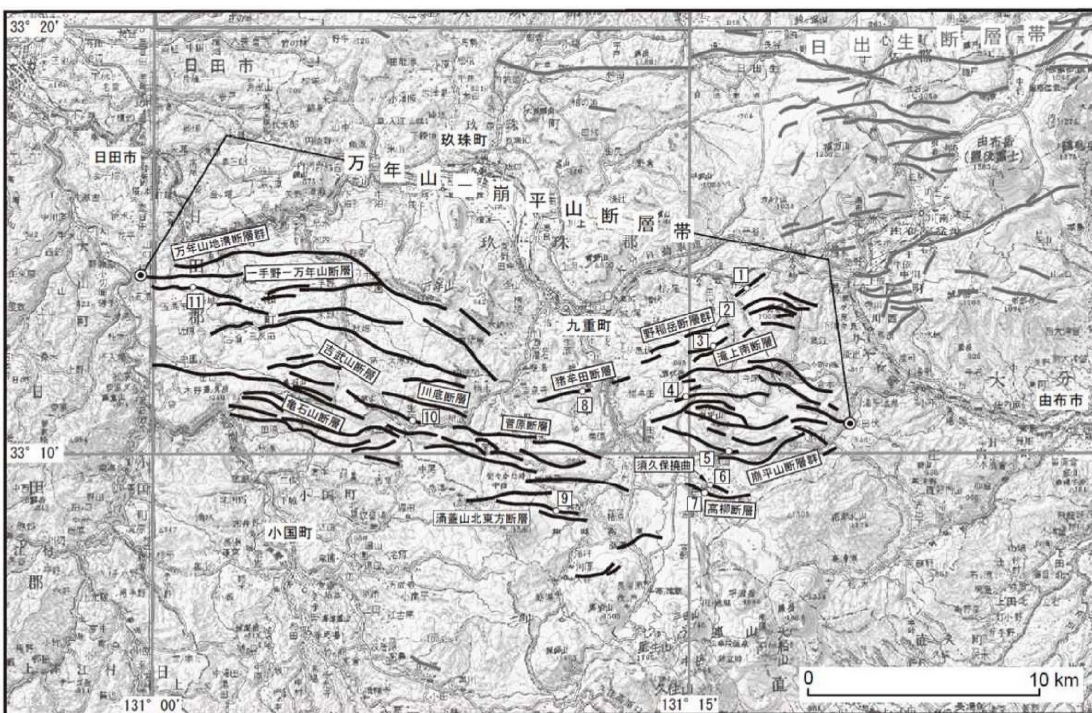
1-3-1 中央構造線断層帯図（地震調査研究推進本部「中央構造線断層帯（金剛山地東縁—由布院）の長期評価（第二版）」を引用）



1-3-2 周防灘断層帯図（地震調査研究推進本部「周防灘断層帯（周防灘断層群・宇部沖断層群）の長期評価」を引用）



1-3-3 日出生断層帯図（地震調査研究推進本部「日出生断層帯の長期評価（第一版）」を引用）



1-3-4 万年山-崩平山断層帯図（地震調査研究推進本部「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を引用）

1-4 大分県内に被害を及ぼした地震・津波

表1 大分県内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
679年 (天武7)	筑紫 M=6.5~7.5	五馬山が崩れ、温泉がところどころに出たが、うち1つは間歇泉であったと推定される。
1498年7月9日 (明応7)	日向灘 M=7.0~7.5	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	別府湾 M=7.0±1/4	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内(大分)、佐賀関で家屋倒れ。津波(4m)により大分付近の村里はすべて流れる。
1698年10月24日 (元禄11)	大分 M=6.0	府内城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16)	油布院※、庄内 M=6.5±1/4	領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院※、大分郡26ヶ村で家潰580軒、道筋2~3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1705年5月24日 (宝永2)	阿蘇	岡城内外で破損多し。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	五畿七道 M=8.4	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に、東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害がひどかった。県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5~6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に来襲した。
1749年5月25日 (寛延2)	伊予宇和島 M=6.3/4	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6)	日向、豊後 M=7.3/4 ±1/4	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分で城内で石垣崩れ8、楼門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元) 安政東海地震	東海、東山、 南海諸道 M=8.4	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内ではゆれを感じた。
1854年12月24日 (安政元) 安政南海地震	畿内、東海、東山、 北陸、南海、山陰、 山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の32時間後に発生した。被害のひどかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度5~6であった。府内藩で家潰4546軒、死者18、臼杵藩で家潰500軒。津波は佐伯で2m。
1854年12月26日 (安政元)	伊予西部 M=7.3~7.5	鶴崎で家潰100軒。
1855年8月6日 (安政2)	杵築	城内破損。
1855年12月11日 (安政2)	豊後立石	家屋倒壊多し。
1857年10月12日 (安政4)	伊予、安芸 M=7.1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊3。
1891年10月16日 (明治24)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898年12月4日 (明治31)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
1899年11月25日 (明治32)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1909年11月10日 (明治42)	宮崎県西部 M=7.6	南部の沿岸地方で壁の亀裂、瓦の墜落、崖崩れがあった。
1916年3月6日 (大正5)	大分県北部 M=6.1	大野郡三重町、直入郡宮砥村で碑が倒れた。
1921年4月19日 (大正10)	佐伯付近 M=5.5	数日前の降雨により緩んだ崖が崩れ、津久見、臼杵間で機関車が脱線。
1939年3月20日 (昭和14)	日向灘 M=6.5	佐伯、蒲江、津久見、臼杵町で家屋の壁の落下、土地の亀裂などの小被害。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県内では震度3～5、津波は約1mであった。被害は死者4、負傷10、建物倒壊36、半壊91、道路の破損8。
1947年5月9日 (昭和22)	日田地方 M=5.5	日田町、中川村、三芳村で壁の亀裂、剥落、崖崩れ、道路損壊、墓石転倒などの被害があった。
1968年4月1日 (昭和43) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害の大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷1、道路損壊3、山崩れ3。津波が発生した。
1968年8月6日 (昭和43)	愛媛県西方沖 M=6.6	県内では、家屋全壊1、破損1、道路損壊2、山崩れ4。
1975年4月21日 (昭和50) 大分県中部地震	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で5、大分4、日田、津久見3であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷5、建物全壊31、半壊39、道路破損57、崖40 九重町 負傷11、建物全壊41、半壊34、道路破損84、崖98 湯布院町 負傷6、建物全壊0、半壊24、道路破損21、崖36 直入町 建物全壊5、半壊18、道路破損16、崖4 など
1983年8月26日 (昭和58)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電4万戸。
1984年8月7日 (昭和59)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2001年3月24日 (平成13) 平成13年芸予地震	安芸灘 M=6.7	上浦町で震度5弱。県内で道路被害1箇所、ガス被害1戸。
2002年11月4日	日向灘	蒲江町、鶴見町で震度5弱。

発生年月日	地震発生地域	県内の被害の概要
(平成 14)	M=5.9	国見町でトンネルコンクリート片落下1箇所、佐伯市で窓ガラス1枚破損。
2005年3月20日 (平成 17)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。 中津市で住家一部破壊2棟。
2006年6月12日 (平成 18)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成 18)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。 佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成 19)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。 別府市で水道管からの漏水3棟の被害。
2007年6月7日 (平成 19)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。
2009年6月25日 (平成 21)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損の被害。 日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014年3月14日 (平成 26)	伊予灘 M=6.2	国東市、姫島村、臼杵市、佐伯市で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成 27)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住家被害3件。
2016年4月16日 (平成 28) 平成 28年熊本地震	大分県中部 M=5.7	別府市、由布市で震度6弱、全市町村で震度4以上を観測。 人的被害：災害関連死（災害弔慰金法に基づき災害が原因で死亡したと認められた方）が3名、重傷者11名、軽傷者22名。 住家被害：全壊9棟、半壊222棟、一部損壊8,062棟。 道路被害：216件（国道17件、県道38件、市町村道等159件）
2022年1月22日 (令和 4)	日向灘 M=6.6	大分市、佐伯市、竹田市で震度5強。負傷者6人。 県内で建物被害6件。岡城跡の石垣一部崩落。

※当時の標記

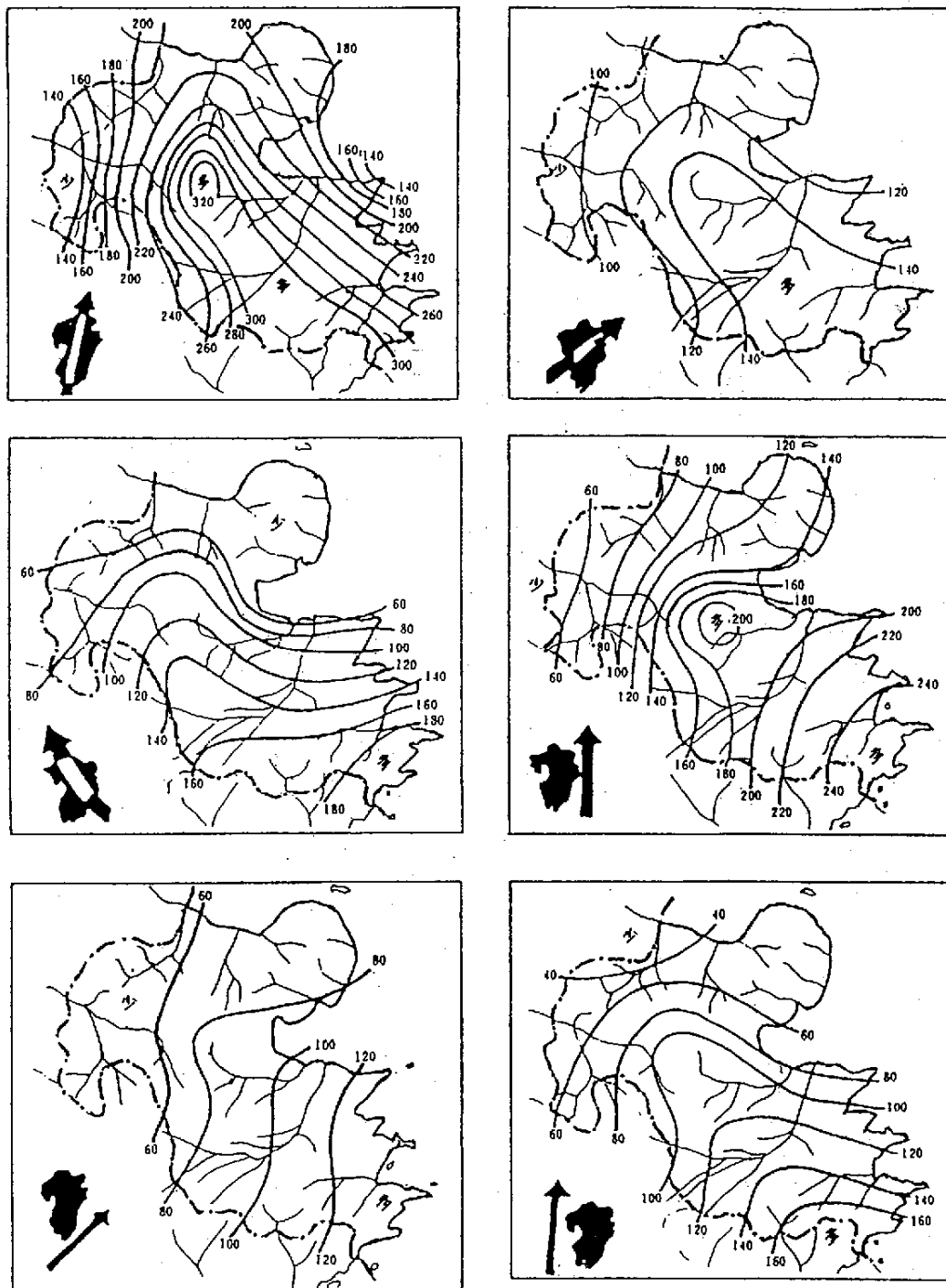
日本被害地震総覧 [416] -2001、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

表2 大分県内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	県内の被害の概要
684年11月29日 (天武13)	南海道沖 M=8 1/4	
1596年9月4日 (慶長元) 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0±1/4	別府湾で発生。大音響とともに海水が引いたのち大津波が来襲。大分付近の村はすべて流失。佐賀関では田畑60余町歩流失。
1605年2月3日 (慶長9) 慶長地震	室戸岬沖、東海沖 M=7.9	房総から九州にいたる太平洋岸に押し寄せた。
1707年10月28日 (宝永4) 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋沿岸、大阪湾、播磨、伊予灘に来襲した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で11.5mと推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769年8月29日 (明和6)	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田2,666歩、水死者2人、海水の上下が見られた。津波の高さは2~2.5mと推定される。
1854年12月24日 (嘉永7) 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国がひどかった。県内での津波の高さは、佐伯で2mと推定される。
1941年11月19日 (昭和16)	日向灘 M=7.2	津波の高さは、津久見で35cm、佐伯では10cmであった。
1946年12月21日 (昭和21) 南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、別府で70cm、大分で80cm、大野川で40cm、臼杵で40cm、佐伯で1mであった。
1960年5月23日 (昭和35) チリ地震津波	チリ沖 M=9.5	津波の高さは、中津で40cm、鶴崎で134cmであった。
1961年2月27日 (昭和36)	日向灘 M=7.0	大分県では被害がなかった。津波の高さは、佐伯で10cm、蒲江で15cmを記録した。
1968年4月1日 (昭和43) 1968年日向灘地震	日向灘 M=7.5	愛媛、高知、大分、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の高さ※は、T P上では竹之浦で1.26m、蒲江で0.96mで、検潮記録による最大全振幅では大分（鶴ヶ崎）22cm、佐賀ノ関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
1969年4月21日 (昭和44)	日向灘 M=6.5	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で15cmであった。
1969年8月12日 (昭和44)	北海道東方沖 M=7.8	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で26cmであった。
1970年7月26日 (昭和45)	日向灘 M=6.7	検潮記録によると津波の高さは、蒲江で38cm、佐伯で18cmであった。
1972年12月4日 (昭和47)	八丈島東方沖 M=7.2	津波の高さは、蒲江で18cmであった。
2010年2月27日 (平成22)	チリ中部沿岸 M=8.8	南米チリで大きな被害、日本では三陸沿岸の養殖施設に被害が発生したが、大分県内には被害はなかった。津波の高さは、別府港で41cm、大分で30cmであった。
2010年12月22日 (平成22)	父島近海 M=7.4	津波の高さは、佐伯市松浦で5cmであった。
2011年3月11日 (平成23) 2011年東北地方太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設8、定置網2、標識灯1の被害があった。津波の高さは、別府港で55cm、大分で42cm、佐伯市松浦で43cmであった。

※「日本被害津波総覧第2版」、大分県・大分地方気象台「大分県災異誌」などによる。

1-5 台風の経路と大分県の雨量分布



(大分県地域防災計画)

1-6 臼杵市の火災の概要

年次	火災件数						り災世帯 数	死傷者		損害額 (千円)
	総計	建物	林野	車両	船舶	その他		死者	負傷者	
平成21年	8	4				4	4			4,412
平成22年	8	6	1			1	4		1	9,588
平成23年	16	11	3	2			10		1	20,362
平成24年	13	8				5	8		1	210,654
平成25年	24	9	3	4	1	7	5			253,008
平成26年	20	9	5			6	9	1	2	45,230
平成27年	17	7	5			5	8		1	8,490
平成28年	17	9	2	2		4	7		4	30,028
平成29年	28	11	4	1		12	11		2	11,961
平成30年	19	8	5	1		5	6	1	0	23,163
令和元年	21	10	4	1		6	5	2	1	29,147
令和2年	15	6	1	1		7	5		1	8,226
令和3年	18	8	2			8	8		3	16,393
令和4年	19	7	2	4		6	7		5	23,112

※臼杵市消防本部消防年報（令和5年4月）

1-7 想定津波高及び津波到達時間等

1 想定津波高

市町村	地点名	南海トラフ巨大地震 (2012 閣府モデルケース 11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群 (主部)		
		最大津波高 (地殻変動前) ① (T. P. m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ④ (T. P. m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T. P. m)	地殻変動量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
臼杵市	深江泊ケ内	3.55	△0.71	4.26	1.65	△0.05	1.70	1.11	△0.01	1.12
	臼杵川河口	5.12	△0.63	5.75	2.06	△0.11	2.17	1.24	△0.01	1.25
大分市	田ノ浦ビーチ	4.23	△0.21	4.44	3.74	△2.75	6.49	1.34	△0.02	1.36
	豊海五丁目	4.01	△0.29	4.30	3.30	△3.40	6.70	1.36	△0.02	1.38
	大野川河口	3.25	△0.35	3.60	2.98	△4.28	7.26	1.44	△0.02	1.46
	佐賀関港	3.53	△0.56	4.09	2.71	△0.25	2.96	1.46	△0.02	1.48
	佐賀関西町	7.75	△0.56	8.31	1.71	△0.20	1.91	1.43	△0.02	1.45
	上浦漁港	5.45	△0.52	5.97	1.98	△0.17	2.15	1.37	△0.01	1.38
津久見市	港町	4.56	△0.70	5.26	2.32	△0.03	2.35	1.29	△0.01	1.30
	長目	4.32	△0.71	5.03	2.31	△0.04	2.35	1.22	△0.01	1.23
	四浦字落の浦	4.86	△0.82	5.68	1.85	0.00	1.85	1.13	△0.01	1.14

2 想定津波到達時間

市町村	地点	南海トラフ巨大地震 (2012 閣府モデルケース 11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群 (主部)	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
臼杵市	深江泊ケ内	51分	1時間06分	—	1時間29分	—	2時間13分
	臼杵川河口	58分	1時間05分	2時間15分	2時間16分	—	2時間20分
大分市	田ノ浦ビーチ	1時間27分	1時間47分	18分	39分	—	1時間82分
	豊海五丁目	1時間27分	1時間41分	17分	57分	—	2時間01分
	大野川河口	1時間28分	1時間48分	18分	1時間03分	—	1時間45分
	佐賀関港	1時間03分	1時間15分	3分	5分	—	2時間13分
	佐賀関西町	53分	1時間09分	—	1時間25分	—	1時間34分
	上浦漁港	50分	1時間10分	—	1時間24分	—	2時間08分
津久見市	港町	51分	1時間00分	1時間19分	1時間24分	—	1時間25分
	長目	50分	57分	1時間22分	1時間23分	—	1時間28分
	四浦字落の浦	46分	1時間06分	—	1時間26分	—	5時間13分

1-8 地震被害の想定

地震被害想定条件		
朝5時人口(人)(冬)	38,700	
昼12時人口(人)(夏)	41,200	
夕18時人口(人)(冬)	40,400	
面積(km ²)	291.20	
最大となる震度(中央構造線断層帯による地震)	6強	
最大津波高(中央防災会議 H24.8.29)	7m	
最大津波高(平成24年度 大分県津波浸水予測調査)	T.P. 5.75m	
建物棟数	木造	24,600棟
	非木造	4,600棟

項目	南海トラフ、中央構造線断層帯による地震の被害想定 の最大値	本市の被害の概況 (復旧予想)	
原因別建物 全半壊棟数	ゆれ	低地部を中心に、震度6強の揺れが発生するため、多くの建物被害が発生するとみられる。市域では、全壊120、半壊418棟が想定されている。	
	液状化	沖積平野部を中心に、震度6強の揺れが発生するため、多くの建物液状化被害が発生するとみられる。全壊134、半壊203棟が低地部を中心に被害が発生するとみられる。	
	急傾斜地崩壊	全壊2棟が予想されている。	
	津波による被害	海浜部で大きな被害が生じ、全壊4,134棟、半壊4,166棟の家屋の被害が予想される。	
火災		出火件数(中央構造線断層帯 全出火)は夕18時(冬)に1件が発生すると予想されている。焼失棟数 夕18時(冬)の20棟が予想されている。	
ブロック塀倒壊件数		市域で1,327箇所発生するものと想定されている。	
人的被害	死者	津波、倒壊(人)	津波による死者が3,924人ととんどを占め、倒壊による死者数は2人である。
		急傾斜地崩壊(人)	急傾斜地崩壊による死者は想定されていない。
		火災(人)	火災による死者は1人と想定されている。
		ブロック塀倒(人)	ブロック塀倒による死者は予想されていない。
	負傷者	建物、津波による負傷者は565人と想定されている。	
避難所生活者数	1日後	1日後の避難所生活者数は、避難所で6,688人、避難所外で3,601人と予想されている。	
	1週間後	1週間後の避難所生活者数は、避難所で6,609人、避難所外で3,563と予想されている。	
	1ヶ月後	1カ月後の避難所生活者数は、避難所で6,561	

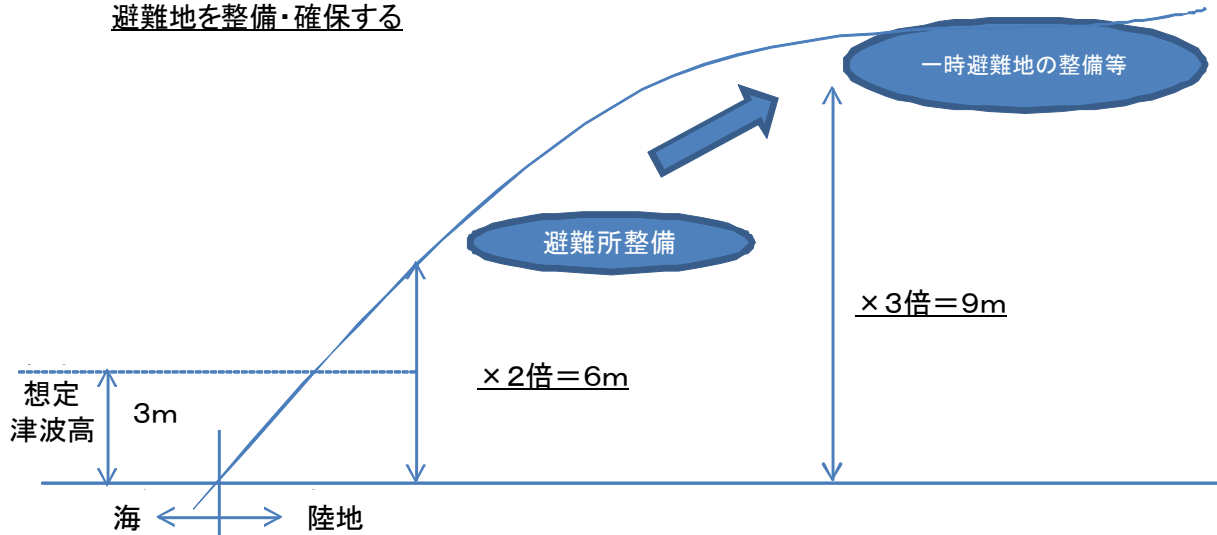
		人、避難所外で3,533人と予想されている。長期避難所の課題がある。
帰宅困難者	県内で帰宅困難（人）	県内で帰宅困難者は3,214人、県外から帰宅困難は96人が想定されている。
孤立集落の発生箇所数（箇所）		孤立集落の発生箇所数は想定されていない。
長期的住機能支障 応急仮設住宅（世帯）		長期的住機能支障応急仮設住宅（世帯）は627戸と想定されている。仮設住宅建設用地の確保に課題がある。
仮設トイレ需要量（人数 6,617人 基/100人）		仮設トイレ需要量66基が必要と想定される。
瓦礫発生量（トン）		瓦礫発生量293,961トンと予想されている。分別処理に課題がある。
ごみ発生量（トン）（発生～3ヶ月）		ごみ発生量は5,297トンと予想される。

※「大分県地震被害想定調査」（平成30年度）

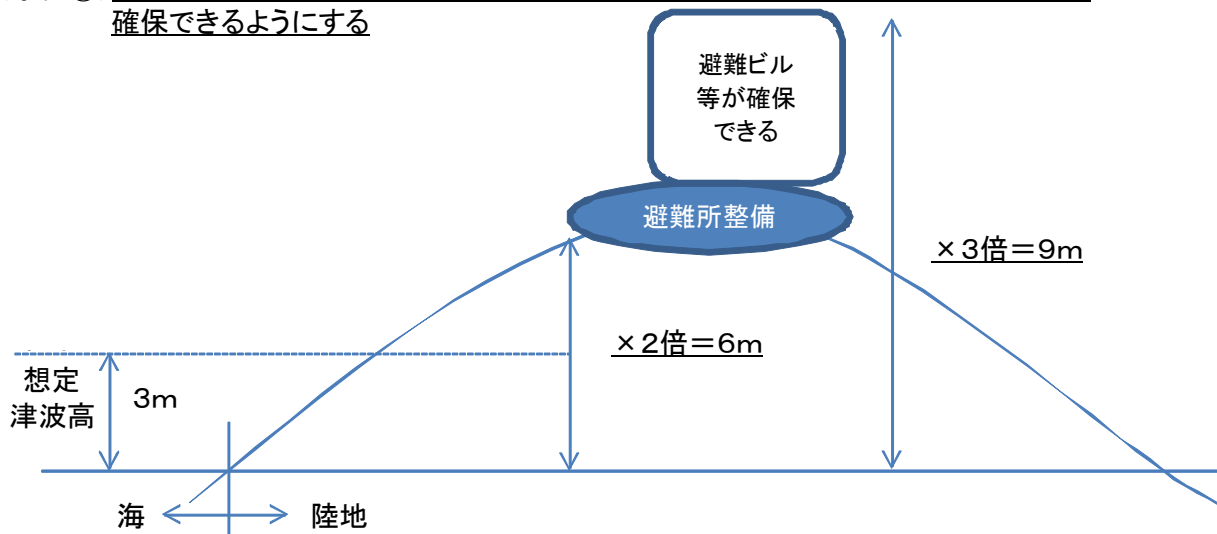
1-9 避難所・避難地の整備例

○避難所・避難地(路)の整備の例

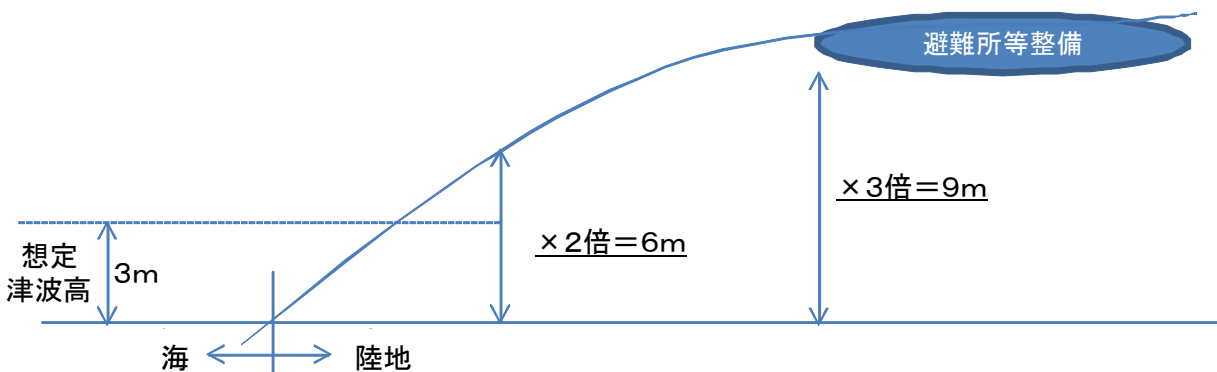
(事例①) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、さらに3倍程度以上のところに一時避難地を整備・確保する



(事例②) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、3倍程度以上のところに一時避難地を確保できるようにする



(事例③) 既定値の3倍程度以上のところに避難所・避難地を整備する



第2部 災害予防

2-1 重要水防区域等

1 『重要水防区域』水防上特に注意を要する箇所

記号	河川名	危険箇所		予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資機材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸延長			
B-1	熊崎川	大字稲田 堂籠橋から河口	両岸 2,800 m	溢水等	(避)下北小学校、諏訪山体育館 (団) (水)	積土のう等
B-2	海添川	大字海添 たたら川合流点から河口	両岸 1,800 m	溢水等	(避)臼杵高校 (団) (水)	積土のう等
B-6	佐志生川	大字佐志生 目明橋から河口	両岸 1,000 m	溢水等	(避)佐志生漁村環境センター (団) (水)	積土のう等
B-7	末広川	大字江末 久保田橋から末広橋	両岸 1,800 m	溢水等	(避)上北小学校 (団) (水)	積土のう等
B-8	田井ヶ迫川	大字野田 野田4号橋から一木橋	両岸 600 m	溢水等	(避)下南小学校 (団) (水)	積土のう等
B-9	左津留川	大字搔懐 臼杵南小学校から臼杵川合流点	両岸 400 m	溢水等	(避)下南小学校 (団) (水)	積土のう等
B-10	温井川	大字野田から臼杵川合流点	両岸 1,000 m	溢水等	(避)福良ヶ丘小学校 (団) (水)	積土のう等

2 『水防区域』水防上注意を要する箇所

記号	河川名	危険箇所		予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資機材倉庫(所管)	水防工法
		位置	左右岸延長			
C-1	下ノ江川	大字下ノ江 鉄道橋から下ノ江橋まで	両岸 1,600 m	溢水等	(避) (団) (水)	積土のう等
C-6	吉田川	野津町大字吉田	両岸 1,500 m	溢水等	(避) (団) (水)	積土のう等

3 『重要浸水区域』 過去10年間の内、10個以上の家屋が浸水した箇所

記号	河川名	危険箇所		予想される 水害の 種類	避難場所 消防団 水防資機材倉庫(所管)	水防工 法
		位置	左右岸 延長			
E-6	左津留川	大字搔懐 臼杵南小学校から臼杵川合流点	両岸 400 m	溢水等	(避) 下南小学校 (団) (水)	積土の う等
E-7	佐志生川	大字佐志生 目明橋から河口	両岸 1,000 m	溢水等	(避) 佐志生漁村環境センター (団) (水)	積土の う等
E-8	下ノ江川	大字下ノ江 鉄道橋から下ノ江橋	両岸 1,600 m		(避) (団) (水)	
E-9	海添川	大字海添 たたら川合流点から清流橋	両岸 1,000 m	溢水等	(避) 臼杵高校 (団) (水)	積土の う等
E-10	臼杵川	大字武山 大工川合流点から荒田橋	両岸 5,800 m	溢水等	(避) 福良ヶ丘小学校 (団) (水)	積土の う等

2-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等

土砂災害防止法に基づく警戒区域等の調査完了箇所数（臼杵市）

1. 臼杵市土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地（臼杵市大字）	指定年月日（公示）
土石流	大浜東川3	大浜	2006.03.31
急傾斜地の崩壊	大浜地区<大浜(A)>	大浜	2006.03.31
急傾斜地の崩壊	大浜地区<大浜(B)>	大浜	
急傾斜地の崩壊	大浜南地区	大浜	
土石流	北海添川	海添	2007.03.30
土石流	鞠川2	東海添	2007.03.30
急傾斜地の崩壊	内畑(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	内畑(B)	海添	
急傾斜地の崩壊	3号海添(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	3号海添(B)	海添	
急傾斜地の崩壊	3号海添(C)	海添	
急傾斜地の崩壊	2号北海添	海添	
急傾斜地の崩壊	北海添(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	北海添(B)	海添	
急傾斜地の崩壊	下り松	板知屋	
急傾斜地の崩壊	板知屋西(A)	板知屋	
急傾斜地の崩壊	板知屋西(B)	板知屋	
急傾斜地の崩壊	東海添	海添	
土石流	泊ヶ内川2	泊ヶ内	2008.03.28
土石流	苳場川1	苳場	
土石流	柿ノ浦川2	柿ノ浦	
土石流	鳴川川1	鳴川	
土石流	風成川2	風成	
土石流	板知屋川4	板知屋	
土石流	板知屋川2	板知屋	
急傾斜地の崩壊	深田(A)	深田	2008.03.28
急傾斜地の崩壊	深田(B)	深田	
急傾斜地の崩壊	深田(C)	深田	
急傾斜地の崩壊	東中村	下ノ江	2010.03.26
急傾斜地の崩壊	平尾	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	諏訪	野津町諏訪	
急傾斜地の崩壊	田ノ口(A)	野津町稲田	
急傾斜地の崩壊	田ノ口(B)	野津町稲田	
急傾斜地の崩壊	田ノ口(C)	野津町稲田	
急傾斜地の崩壊	中末広(A)	末広	
急傾斜地の崩壊	中末広(B)	末広	
急傾斜地の崩壊	上末広(A)	末広	
急傾斜地の崩壊	上末広(B)	末広	
急傾斜地の崩壊	上末広(C)	末広	
急傾斜地の崩壊	落合	久木小野	
急傾斜地の崩壊	下通	田尻	
急傾斜地の崩壊	通	田尻	
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫東	野田	
急傾斜地の崩壊	平畑	田井	
急傾斜地の崩壊	久保浦	中津浦	
急傾斜地の崩壊	大坪(A)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	大坪(B)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	立野	井村	
急傾斜地の崩壊	中の川南	岳谷	
急傾斜地の崩壊	江無田北(B)	江無田	
急傾斜地の崩壊	江無田北(A)	江無田	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	江無田南	江無田	2010.03.26
急傾斜地の崩壊	家野	家野	
急傾斜地の崩壊	左津留北	左津留	
急傾斜地の崩壊	障子岩(A)	武山	
急傾斜地の崩壊	障子岩(B)	武山	
急傾斜地の崩壊	障子岩(C)	武山	
急傾斜地の崩壊	鍛冶の前	吉小野	
急傾斜地の崩壊	久保(A)	吉小野	
急傾斜地の崩壊	久保(B)	吉小野	
急傾斜地の崩壊	王座	吉小野	
急傾斜地の崩壊	日平(A)	乙見	
急傾斜地の崩壊	日平(B)	乙見	
急傾斜地の崩壊	芝尾崎	大野	
急傾斜地の崩壊	阿部川内1	藤河内	
急傾斜地の崩壊	阿部川内2(A)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	阿部川内2(B)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	小出	藤河内	
急傾斜地の崩壊	目明	佐志生	
急傾斜地の崩壊	徳野	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	末広下の1	末広	
急傾斜地の崩壊	田の口	稲田	
急傾斜地の崩壊	柳谷	末広	
急傾斜地の崩壊	脇小路	搔懐	
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫	野田	
急傾斜地の崩壊	竹場	搔懐	
急傾斜地の崩壊	末広上の1(A)	末広	
急傾斜地の崩壊	末広上の1(B)	末広	
急傾斜地の崩壊	堤内	武山	
急傾斜地の崩壊	尾首	左津留	
土石流	深江川1	深江	2011.03.29
土石流	深江川2	深江	
土石流	小河内川1	福良	
土石流	木保左川	江無田	
土石流	黒丸川	末広	
土石流	阿部川内川2(A)	藤河内	
土石流	阿部川内川2(B)	藤河内	
土石流	八郎川3	末広	
土石流	黒土谷川	野津町黒土	
土石流	丸尾川3	江無田	
土石流	丸尾川1	江無田	
急傾斜地の崩壊	西畑(A)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	西畑(B)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	西畑(C)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	1号深江	深江	
急傾斜地の崩壊	北柿ノ浦(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	北柿ノ浦(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	柿ノ浦(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	柿ノ浦(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	清水(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	清水(C)	深江	
急傾斜地の崩壊	大間	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	双葉南	江無田	
急傾斜地の崩壊	清水(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	北ノ口南(A)	前田	
急傾斜地の崩壊	北ノ口南(B)	前田	
急傾斜地の崩壊	北ノ口南(C)	前田	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
急傾斜地の崩壊	北ノ口南(D)	前田	2011.03.29	
急傾斜地の崩壊	北ノ口南(E)	前田		
急傾斜地の崩壊	塩田	二王座		
急傾斜地の崩壊	柳谷(A)	末広		
急傾斜地の崩壊	柳谷(B)	末広		
急傾斜地の崩壊	柳谷(C)	末広		
急傾斜地の崩壊	芝尾	諏訪		
急傾斜地の崩壊	2号深江(A)	深江		
急傾斜地の崩壊	3号深江(B)	深江		
急傾斜地の崩壊	4号深江(C)	深江		
急傾斜地の崩壊	栃原(A)	野津町西畑		
急傾斜地の崩壊	栃原(B)	野津町西畑		
急傾斜地の崩壊	黒土	野津町落谷		
急傾斜地の崩壊	二王座北(A)	二王座		
急傾斜地の崩壊	二王座北(B)	二王座		
急傾斜地の崩壊	丸屋(A)	戸室		
急傾斜地の崩壊	丸屋(B)	戸室		
急傾斜地の崩壊	丸屋(C)	戸室		
急傾斜地の崩壊	田中	藤河内		
急傾斜地の崩壊	諏訪山区	諏訪		
急傾斜地の崩壊	花の木	野津町亀甲		
土石流	今俵川二支溪	野津町今俵	2013.03.28	
土石流	今俵川 3	野津町今俵		
土石流	岩崎谷川 3	野津町岩崎		
土石流	岩崎川一支溪(B)	野津町岩崎		
土石流	今俵谷川 5	野津町今俵		
土石流	今俵川三支溪	野津町今俵		
土石流	岩崎川二支溪	野津町岩崎		
土石流	今俵川 4	野津町今俵		
急傾斜地の崩壊	1号今俵(A)	野津町清水原	2013.03.28	
急傾斜地の崩壊	1号今俵(B)	野津町清水原		
急傾斜地の崩壊	清水原	野津町清水原		
急傾斜地の崩壊	2号今俵	野津町清水原		
急傾斜地の崩壊	2号清水原	野津町清水原		
急傾斜地の崩壊	2号江無田	江無田		
急傾斜地の崩壊	3号江無田(A)	江無田		
急傾斜地の崩壊	3号江無田(B)	江無田		
急傾斜地の崩壊	3号江無田(C)	江無田		
急傾斜地の崩壊	3号江無田(D)	江無田		
急傾斜地の崩壊	3号江無田(F)	江無田		
急傾斜地の崩壊	2号丸屋	戸室		
急傾斜地の崩壊	3号清水原	野津町清水原		
急傾斜地の崩壊	4号清水原	野津町清水原		
急傾斜地の崩壊	泊岩崎	野津町泊		
急傾斜地の崩壊	7号脇小路	搔懐		
土石流	深田川②	深田		2013.06.21
急傾斜地の崩壊	上深田	深田		2013.06.21
急傾斜地の崩壊	2号丹生島(A)	臼杵		
急傾斜地の崩壊	2号丹生島(B)	臼杵		
急傾斜地の崩壊	2号丹生島(C)	臼杵		
急傾斜地の崩壊	2号丹生島(D)	臼杵		
急傾斜地の崩壊	丹生島(A)	臼杵		
急傾斜地の崩壊	丹生島(B)	臼杵		
急傾斜地の崩壊	新川①	深田		
急傾斜地の崩壊	新川②	深田		
急傾斜地の崩壊	上中尾①	中尾		

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
急傾斜地の崩壊	上中尾②	中尾	2013.06.21	
急傾斜地の崩壊	深田②	深田		
急傾斜地の崩壊	竹場②	搔懐		
急傾斜地の崩壊	上中尾③	中尾		
急傾斜地の崩壊	深田③(A)	深田		
急傾斜地の崩壊	深田③(B)	深田		
急傾斜地の崩壊	下中尾	中尾		
急傾斜地の崩壊	深田④	深田		
急傾斜地の崩壊	深田⑤	深田		
急傾斜地の崩壊	竹場③	搔懐		
急傾斜地の崩壊	深田⑥	深田		
急傾斜地の崩壊	深田⑦	深田		
土石流	搔懐川1	搔懐		2014.07.04
土石流	馬代川2	前田		
土石流	馬代川	前田		
土石流	臼杵川(支川)②	望月		
土石流	臼杵川(支川)④	深田		
土石流	臼杵川(支川)⑤(A)	荒田		
土石流	臼杵川(支川)⑤(B)	荒田		
土石流	臼杵川(支川)⑧	荒田		
急傾斜地の崩壊	荒田①(A)	前田	2014.07.04	
急傾斜地の崩壊	荒田①(B)	前田		
急傾斜地の崩壊	搔懐	搔懐		
急傾斜地の崩壊	馬代北(A)	前田		
急傾斜地の崩壊	馬代北(B)	前田		
急傾斜地の崩壊	馬代北(C)	前田		
急傾斜地の崩壊	搔懐北(A)	搔懐		
急傾斜地の崩壊	搔懐北(B)	搔懐		
急傾斜地の崩壊	北ノ口②(A)	前田		
急傾斜地の崩壊	北ノ口②(B)	前田		
急傾斜地の崩壊	北ノ口②(C)	前田		
急傾斜地の崩壊	馬代②(A)	前田		
急傾斜地の崩壊	馬代②(B)	前田		
急傾斜地の崩壊	荒田②(A)	前田		
急傾斜地の崩壊	荒田②(B)	前田		
急傾斜地の崩壊	荒田②(C)	前田		
急傾斜地の崩壊	馬代③(A)	前田		
急傾斜地の崩壊	馬代③(B)	前田		
急傾斜地の崩壊	脇小路③(A)	搔懐		
急傾斜地の崩壊	脇小路③(B)	搔懐		
急傾斜地の崩壊	神小路	搔懐		
土石流	久保浦川3	久保浦		2014.11.25
土石流	久保浦川2	久保浦		
土石流	久保浦川1(A)	久保浦		
土石流	久保浦川1(B)	久保浦		
土石流	大泊西川(A)	大泊		
土石流	大泊西川(B)	大泊		
土石流	久保川2	久保		
土石流	下の江川(支川)	原		
土石流	末広川(支川)②	大將軍		
土石流	臼杵川(支川)⑨	中尾		
急傾斜地の崩壊	久保②(B)	戸室	2014.11.25	
急傾斜地の崩壊	北海添(A)	海添		
急傾斜地の崩壊	北海添(B)	海添		
急傾斜地の崩壊	北海添(C)	海添		
急傾斜地の崩壊	北海添(D)	海添		

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	北海添(E)	海添	2014.11.25
急傾斜地の崩壊	大泊(A)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊(B)	大泊	
急傾斜地の崩壊	久保浦②(D)	深江	
急傾斜地の崩壊	木ノ下(A)	稲田	
急傾斜地の崩壊	木ノ下(B)	稲田	
急傾斜地の崩壊	上北	末広	
急傾斜地の崩壊	清太郎①	望月	
急傾斜地の崩壊	久保浦③(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	久保浦③(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	末広上の1②	末広	
急傾斜地の崩壊	清太郎②	望月	
急傾斜地の崩壊	望月(A)	望月	
急傾斜地の崩壊	望月(B)	望月	
急傾斜地の崩壊	下宮本①(A)	東神野	2015.10.30
急傾斜地の崩壊	下宮本①(B)	東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本①(C)	東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本①(D)	東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本①(E)	東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本①(F)	東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本①(G)	東神野	
急傾斜地の崩壊	町部(A)	野津町吉田	
急傾斜地の崩壊	町部(B)	野津町吉田	
急傾斜地の崩壊	町部(C)	野津町吉田	
急傾斜地の崩壊	尾原	野津町西畑	
急傾斜地の崩壊	黒岩①(A)	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	黒岩①(B)	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	黒岩①(C)	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	碓江①(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	碓江①(B)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	碓江②(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	碓江②(B)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	大浜③	大浜	
急傾斜地の崩壊	津留①	諏訪	
急傾斜地の崩壊	松ヶ嶽①(A)	岳谷	
急傾斜地の崩壊	松ヶ嶽①(B)	岳谷	
急傾斜地の崩壊	松ヶ嶽①(C)	岳谷	
急傾斜地の崩壊	下藤①	野津町原	
急傾斜地の崩壊	下藤②	野津町原	
急傾斜地の崩壊	下藤③	野津町原	
急傾斜地の崩壊	川平	野津町吉田	
土石流	下り松川1	板知屋	
土石流	下り松川2(A)	下り松	
土石流	下り松川2(B)	下り松	
土石流	松ヶ嶽川2	松ヶ岳	
土石流	松ヶ嶽川	松ヶ岳	
土石流	熊崎川(支川)	芝尾	
土石流	内畑川2	内畑	2016.03.15
土石流	内畑川1	内畑	
土石流	内畑川3	内畑	
急傾斜地の崩壊	温井	福良	2016.03.15
急傾斜地の崩壊	野村1	野田	
急傾斜地の崩壊	野村2(A)	野田	
急傾斜地の崩壊	野村2(B)	野田	
急傾斜地の崩壊	清太郎(A)	望月	
急傾斜地の崩壊	清太郎(B)	望月	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
急傾斜地の崩壊	上塩田(A)	二王座	2016.03.15	
急傾斜地の崩壊	上塩田(B)	二王座		
急傾斜地の崩壊	海添(A)	海添		
急傾斜地の崩壊	海添(B)	海添		
急傾斜地の崩壊	小川内(A)	福良		
急傾斜地の崩壊	小川内(B)	福良		
急傾斜地の崩壊	上塩田2	二王座		
急傾斜地の崩壊	2号海添	海添		
急傾斜地の崩壊	下田(A)	野田		
急傾斜地の崩壊	下田(B)	野田		
急傾斜地の崩壊	神崎	野田		
急傾斜地の崩壊	南海添(A)	海添		
急傾斜地の崩壊	南海添(B)	海添		
急傾斜地の崩壊	南海添(C)	海添		
急傾斜地の崩壊	南海添(D)	海添		
急傾斜地の崩壊	上塩田3	二王座		
急傾斜地の崩壊	上塩田4(A)	二王座		
急傾斜地の崩壊	上塩田4(B)	二王座		
急傾斜地の崩壊	南海添2(A)	海添		
急傾斜地の崩壊	南海添2(B)	海添		
急傾斜地の崩壊	南海添2(C)	海添		
急傾斜地の崩壊	福良(A)	福良		
急傾斜地の崩壊	福良(B)	福良		
急傾斜地の崩壊	東海添(A)	海添		
急傾斜地の崩壊	東海添(B)	海添		
急傾斜地の崩壊	東海添2	海添		
土石流	黒岩川	黒岩		2016.09.27
土石流	浦川1	浦		
土石流	山口川	山口		
土石流	山口川支川	山口		
土石流	小網代川1	小網代		
土石流	小網代川2	小網代		
急傾斜地の崩壊	尾本北(C)	佐志生	2016.09.27	
急傾斜地の崩壊	尾本①	佐志生		
急傾斜地の崩壊	桑原	佐志生		
急傾斜地の崩壊	妙見田(A)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	妙見田(B)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	桑原西	佐志生		
急傾斜地の崩壊	藤田東(A)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	藤田東(B)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	藤田東(C)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	藤田西	佐志生		
急傾斜地の崩壊	目明②	佐志生		
急傾斜地の崩壊	中村①(A)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	中村①(B)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	栗林①	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	栗林②(A)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	栗林②(B)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	栗林②(C)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	栗林②(D)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	柏①(A)	田井		
急傾斜地の崩壊	柏①(B)	田井		
急傾斜地の崩壊	藤河内(A)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	藤河内(C)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	中村西	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	浦①	下ノ江		

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
急傾斜地の崩壊	浦②	下ノ江	2016.09.27	
急傾斜地の崩壊	中村②(A)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	中村②(B)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	中村②(C)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	目明③(A)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	目明③(B)	佐志生		
急傾斜地の崩壊	山口	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田中②	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田中③	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田中④	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田井①(A)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田井①(B)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田井②(A)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田井②(B)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	柏②	藤河内		
急傾斜地の崩壊	田井③	田井		
急傾斜地の崩壊	田井④	田井		
急傾斜地の崩壊	井岡	田井		
急傾斜地の崩壊	浦③(A)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	浦③(B)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	浦④	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	浦⑤	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	浦⑥	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	平尾②(A)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	平尾②(B)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	大久保	佐志生		
急傾斜地の崩壊	長浜①	佐志生		
急傾斜地の崩壊	長浜②	佐志生		
急傾斜地の崩壊	小網代	佐志生		
急傾斜地の崩壊	尾本②	佐志生		
急傾斜地の崩壊	内平①	野津町泊		
急傾斜地の崩壊	内平②	野津町泊		
急傾斜地の崩壊	田中⑤	藤河内		
土石流	香堂川2(A)	末広上の1	2018.05.29	
土石流	香堂川2(B)	末広上の1		
土石流	江無田2	江無田		
土石流	江無田3	江無田		
土石流	田井ヶ迫川2	田井ヶ迫		
土石流	搔懐川2	家野		
土石流	八郎川2	柳谷		
土石流	八郎川	下末広一		
土石流	上末広二川(A)	上末広二		
土石流	上末広二川(B)	上末広二		
土石流	香堂川3	上末広一		
土石流	香堂川5	末広上の1		
土石流	明光川	末広上の1		
土石流	香堂川1(A)	上末広一		
土石流	香堂川1(B)	上末広一		
土石流	久保川	久保		
土石流	久保川3	久保		
急傾斜地の崩壊	黒岩②(A)	下ノ江		2018.05.29
急傾斜地の崩壊	黒岩②(B)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	黒岩②(C)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	黒岩②(D)	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	八郎	末広		
急傾斜地の崩壊	小六	下末広		

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
急傾斜地の崩壊	明光	末広	2018.05.29	
急傾斜地の崩壊	山頭	山頭		
急傾斜地の崩壊	香堂(A)	末広		
急傾斜地の崩壊	香堂(C)	末広		
急傾斜地の崩壊	黒岩③	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	末広下の2	末広		
急傾斜地の崩壊	木保佐台	江無田		
急傾斜地の崩壊	野村	野田		
急傾斜地の崩壊	末広	江無田		
急傾斜地の崩壊	黒岩④	下ノ江		
急傾斜地の崩壊	末広上の2①	末広		
急傾斜地の崩壊	末広上の1①	末広		
急傾斜地の崩壊	末広上の1④	末広		
急傾斜地の崩壊	末広上の2③	末広		
急傾斜地の崩壊	末広上の2④	末広		
急傾斜地の崩壊	末広下の1①	末広		
急傾斜地の崩壊	末広下の1②	末広		
急傾斜地の崩壊	末広下の1③	末広		
急傾斜地の崩壊	末広下の1④	末広		
急傾斜地の崩壊	脇小路①	搔懐		
急傾斜地の崩壊	千代田区(A)	野田		
急傾斜地の崩壊	千代田区(B)	野田		
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫①	野田		
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫②	野田		
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫③	野田		
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫④	野田		
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫④	野田		
急傾斜地の崩壊	末広上の1③	末広		
土石流	門前川(A)	門前	2018.09.14	
土石流	門前川(B)	門前		
土石流	門前川(C)	門前		
土石流	畑川	畑		
土石流	六ヶ迫川支川(A)	六ヶ迫		
土石流	六ヶ迫川支川(B)	六ヶ迫		
土石流	下平原川(A)	畑		
土石流	畑川2	畑		
土石流	畑川3	畑		
土石流	畑川4	畑		
土石流	上平原川	上平原		
土石流	阿部川内川3	阿部川内		
土石流	阿部川内川1	阿部川内		
土石流	下ノ江川(支川)②	田中		
土石流	熊崎川(支川)②	徳尾		
土石流	六ヶ迫川(支川)①	徳尾		
土石流	六ヶ迫川(支川)②	畑		
土石流	臼杵川(支川)⑩	江無田		
急傾斜地の崩壊	柏田(A)	藤河内		2018.09.14
急傾斜地の崩壊	柏田(B)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	柏田(C)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	柏田(D)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	平原(A)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	平原(B)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	平原(C)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	平原(D)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫①(A)	藤河内		
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫①(B)	藤河内		

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫①(C)	藤河内	2018.09.14
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫①(D)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫①(E)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫①(F)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	門前①(B)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前南(B)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前北	前田	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫②(A)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫②(B)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫③	藤河内	
急傾斜地の崩壊	門前②(A)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前②(B)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前②(C)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前②(D)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前②(E)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前②(F)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前③	前田	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫④	藤河内	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫⑤	藤河内	
急傾斜地の崩壊	六ヶ迫⑥	藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑①	藤河内	
急傾斜地の崩壊	阿部川内3	藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑②(A)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑②(B)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑②(C)	藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑③	藤河内	
急傾斜地の崩壊	下平原①	藤河内	
急傾斜地の崩壊	下平原②	藤河内	
急傾斜地の崩壊	下平原③	藤河内	
急傾斜地の崩壊	下平原④	藤河内	
急傾斜地の崩壊	下平原⑤	藤河内	
急傾斜地の崩壊	徳尾	稲田	
急傾斜地の崩壊	田中⑥	藤河内	
急傾斜地の崩壊	田中⑦	藤河内	
急傾斜地の崩壊	大坪②	藤河内	
急傾斜地の崩壊	門前④(A)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前④(B)	前田	
急傾斜地の崩壊	荒田③(A)	前田	
急傾斜地の崩壊	荒田③(B)	前田	
急傾斜地の崩壊	荒田③(C)	前田	
急傾斜地の崩壊	下平原⑥	藤河内	
急傾斜地の崩壊	田中⑧	藤河内	
急傾斜地の崩壊	久保③	市浜	
土石流	板知屋川5	板知屋	2018.11.06
土石流	板知屋川7(A)	下り松	
土石流	板知屋川1	板知屋	
土石流	板知屋川8	下り松	
土石流	下り松川3	北海添	
土石流	板知屋川 6	板知屋	
土石流	風連川1	野津町泊	
土石流	風連川 2	野津町泊	
土石流	風連川 5	野津町白谷	
土石流	内平川一支溪	野津町内平	
土石流	岩崎川二支溪①	野津町岩崎	
土石流	田代川	野津町田代	
土石流	仲野川6(A)	野津町中野	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
土石流	仲野川6(B)	野津町中野		
土石流	長谷川(B)	野津町長谷		
土石流	上西神野川3	野津町西神野		
土石流	上西神野川5	野津町上西神野		
土石流	上西神野川4(B)	野津町上西神野		
土石流	下西神野川2	野津町西神野		
土石流	下西神野川	野津町下西神野川		
土石流	風連川4	野津町白谷		
土石流	西内平川支溪	野津町内平		
土石流	内平谷川支溪	野津町内平		
土石流	田代谷川(A)	野津町田代		
土石流	田代谷川(B)	野津町田代		
土石流	仲野川二支溪	野津町中野		
土石流	仲野川三支溪	野津町中野		
土石流	仲野川四支溪	野津町中野		
土石流	仲野川五支溪	野津町岩屋		
土石流	岩屋川一支溪	野津町岩屋		
土石流	豊倉川一支溪	野津町豊倉		
土石流	豊倉川二支溪(A)	野津町豊倉		
土石流	豊倉川二支溪(B)	野津町豊倉		
土石流	豊倉川三支溪	野津町豊倉		
土石流	長谷谷川(A)	野津町野津		
土石流	長谷谷川(B)	野津町野津		
土石流	岩屋谷川3(A)	野津町岩屋		
土石流	岩屋谷川3(B)	野津町岩屋		
土石流	上西神野川1	野津町西神野		
土石流	上西神野川2	野津町西神野		
土石流	下西神野川一支溪(A)	野津町下西神野		
土石流	下西神野川一支溪(B)	野津町下西神野		
急傾斜地の崩壊	下り松(A)	板知屋		2018.11.06
急傾斜地の崩壊	下り松(B)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	板知屋西②(A)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	板知屋西②(B)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	板知屋中(A)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	板知屋東(A)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	板知屋東(B)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	板知屋東(C)	板知屋		
急傾斜地の崩壊	仲野(A)	岩屋		
急傾斜地の崩壊	仲野(B)	岩屋		
急傾斜地の崩壊	岩屋②(A)	岩屋		
急傾斜地の崩壊	岩屋②(B)	岩屋		
急傾斜地の崩壊	三尾(C)	西神野		
急傾斜地の崩壊	山ノ口(A)	西神野		
急傾斜地の崩壊	山ノ口(B)	西神野		
急傾斜地の崩壊	西内平(A)	泊		
急傾斜地の崩壊	西内平(B)	泊		
急傾斜地の崩壊	東内平	泊		
急傾斜地の崩壊	泊(A)	泊		
急傾斜地の崩壊	泊(B)	泊		
急傾斜地の崩壊	泊(C)	泊		
急傾斜地の崩壊	仲野2号	岩屋		
急傾斜地の崩壊	下三尾	西神野		
急傾斜地の崩壊	長谷①	岩屋		
急傾斜地の崩壊	大寺浦	板知山		
急傾斜地の崩壊	板知屋①	板知屋		
急傾斜地の崩壊	下西神野①	西神野		

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	上西神野①	西神野	2018.11.06
急傾斜地の崩壊	長谷②	岩屋	
急傾斜地の崩壊	長谷③(A)	岩屋	
急傾斜地の崩壊	長谷③(B)	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野①	岩屋	
急傾斜地の崩壊	板知屋②(A)	板知屋	
急傾斜地の崩壊	板知屋②(B)	板知屋	
急傾斜地の崩壊	下り松②	板知屋	
急傾斜地の崩壊	下り松③	板知屋	
急傾斜地の崩壊	板知屋③	板知屋	
急傾斜地の崩壊	下西神野②(A)	西神野	
急傾斜地の崩壊	下西神野②(B)	西神野	
急傾斜地の崩壊	下西神野③	西神野	
急傾斜地の崩壊	下西神野④(A)	西神野	
急傾斜地の崩壊	下西神野④(B)	西神野	
急傾斜地の崩壊	下西神野⑤	西神野	
急傾斜地の崩壊	中野②	清水原	
急傾斜地の崩壊	上西神野②	西神野	
急傾斜地の崩壊	上西神野③	西神野	
急傾斜地の崩壊	上西神野④	西神野	
急傾斜地の崩壊	中尾(A)	西神野	
急傾斜地の崩壊	中尾(B)	西神野	
急傾斜地の崩壊	山野口(A)	西神野	
急傾斜地の崩壊	山野口(B)	西神野	
急傾斜地の崩壊	山野口(C)	西神野	
急傾斜地の崩壊	田代①	泊	
急傾斜地の崩壊	田代②	泊	
急傾斜地の崩壊	田代③	泊	
急傾斜地の崩壊	田代④	泊	
急傾斜地の崩壊	田代⑤	泊	
急傾斜地の崩壊	田代⑥	泊	
急傾斜地の崩壊	田代⑦	泊	
急傾斜地の崩壊	中野③	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野④	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑤	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑥	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑦	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑧	岩屋	
急傾斜地の崩壊	長谷④	岩屋	
急傾斜地の崩壊	長谷⑤	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑨	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑩	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑪	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑫	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑬	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑭(A)	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑭(B)	岩屋	
急傾斜地の崩壊	中野⑭(C)	岩屋	
急傾斜地の崩壊	豊倉①	岩屋	
急傾斜地の崩壊	豊倉②	岩屋	
急傾斜地の崩壊	豊倉③	岩屋	
土石流	清水川	清水	2019.12.03
土石流	柿ノ浦川1	柿ノ浦	
土石流	坪江川3	坪江	
土石流	坪江川2	坪江	
土石流	鳴川川2	鳴川	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
土石流	風成川1	風成	2019.12.03
土石流	平岡川	平岡	
土石流	漢ノ浦川	漢ノ浦	
土石流	笠場川2	笠場	
土石流	坪江川1	坪江	
土石流	鳴川川3	坪江	
土石流	横網代川2	横網代	
土石流	万年溪川	森本	
土石流	小河内川3(B)	西福良	
土石流	香堂川4	上末広一	
土石流	香堂川6	末広上の1	
土石流	松原川2	松原	
土石流	松原川1	松原	
土石流	通川3	下通	
土石流	通川2	下通	
土石流	通川1	上通	
土石流	田ノ口川	田ノ口	
土石流	岩崎川	岩崎	
土石流	平田川	平田	
土石流	友田川	平田	
土石流	中津浦川5	中津浦	
土石流	下ノ江川(支川)③(A)	柏	
土石流	下ノ江川(支川)④	井岡	
土石流	下ノ江川(支川)⑦	浜田	
土石流	下ノ江川(支川)⑧	黒岩	
土石流	下ノ江川(支川)⑨	黒岩	
土石流	下ノ江川(支川)⑩	大野	
土石流	下ノ江川(支川)⑪	大野	
土石流	下ノ江川(支川)⑫	大野	
土石流	下ノ江川(支川)⑭	原	
土石流	熊崎川(支川)③	岩崎	
土石流	熊崎川(支川)③	岩崎	
土石流	熊崎川(支川)③	岩崎	
土石流	熊崎川(支川)③	北ノ川	
土石流	熊崎川(支川)③	尾崎	
土石流	熊崎川(支川)⑧	芝尾	
土石流	熊崎川(支川)⑨	芝尾	
土石流	善法寺川(支川)	善法寺	
土石流	末広川(支川)③	鍛冶屋	
土石流	末広川(支川)④	鍛冶屋	
土石流	末広川(支川)⑤	鍛冶屋	
土石流	末広川(支川)⑦	善法寺	
土石流	内畑川4	内畑	
土石流	横網代川1	横網代	
急傾斜地の崩壊	浦⑦(A)	下ノ江	2019.12.03
急傾斜地の崩壊	浦⑦(B)	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	中津浦①(A)	中津浦	
急傾斜地の崩壊	中津浦①(B)	中津浦	
急傾斜地の崩壊	東中津浦(A)	中津浦	
急傾斜地の崩壊	東中津浦(B)	中津浦	
急傾斜地の崩壊	東中津浦(C)	中津浦	
急傾斜地の崩壊	漢ノ浦①	中津浦	
急傾斜地の崩壊	津留②(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	津留②(B)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	平岡(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	平岡(B)	諏訪	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	北ノ川①(A)	稲田	2019.12.03
急傾斜地の崩壊	北ノ川①(B)	稲田	
急傾斜地の崩壊	松原1	田尻	
急傾斜地の崩壊	上通①	田尻	
急傾斜地の崩壊	福良②(A)	福良	
急傾斜地の崩壊	福良②(B)	福良	
急傾斜地の崩壊	瀬戸	福良	
急傾斜地の崩壊	多々良(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	多々良(B)	海添	
急傾斜地の崩壊	北海添1	海添	
急傾斜地の崩壊	板知屋東(D)	板知屋	
急傾斜地の崩壊	2号大泊2(A)	大泊	
急傾斜地の崩壊	2号大泊2(B)	大泊	
急傾斜地の崩壊	2号大泊2(C)	大泊	
急傾斜地の崩壊	風成1	風成	
急傾斜地の崩壊	風成東(A)	風成	
急傾斜地の崩壊	風成東(B)	風成	
急傾斜地の崩壊	風成東(C)	風成	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(C)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(D)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(E)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(F)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(G)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(H)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川上(I)	深江	
急傾斜地の崩壊	鳴川	深江	
急傾斜地の崩壊	横網代(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	横網代(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	2号坪江1(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	2号坪江1(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	2号坪江1(C)	深江	
急傾斜地の崩壊	坪江	深江	
急傾斜地の崩壊	苜場1	深江	
急傾斜地の崩壊	破磯(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	破磯(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	破磯(C)	深江	
急傾斜地の崩壊	破磯(D)	深江	
急傾斜地の崩壊	破磯(E)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(C)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(D)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(E)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(F)	深江	
急傾斜地の崩壊	泊ヶ内(G)	深江	
急傾斜地の崩壊	鯛網代	中津浦	
急傾斜地の崩壊	大浜西	大浜	
急傾斜地の崩壊	大浜東(A)	大浜	
急傾斜地の崩壊	大浜東(B)	大浜	
急傾斜地の崩壊	大橋(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	大橋(B)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	芋地東	諏訪	
急傾斜地の崩壊	北ノ川西	稲田	
急傾斜地の崩壊	4号海添	海添	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	藤田①	佐志生	2019.12.03
急傾斜地の崩壊	原④	大野	
急傾斜地の崩壊	門前⑤	稲田	
急傾斜地の崩壊	明星区	井村	
急傾斜地の崩壊	大野	大野	
急傾斜地の崩壊	北海添2	海添	
急傾斜地の崩壊	西福良①	福良	
急傾斜地の崩壊	西福良②	福良	
急傾斜地の崩壊	風成2(A)	風成	
急傾斜地の崩壊	風成2(B)	風成	
急傾斜地の崩壊	苜場2(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	苜場2(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	北ノ川②	稲田	
急傾斜地の崩壊	北ノ川③	稲田	
急傾斜地の崩壊	丸岡	田井	
急傾斜地の崩壊	黒岩⑤(A)	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	黒岩⑤(B)	下ノ江	
急傾斜地の崩壊	末広上の1⑤	末広	
急傾斜地の崩壊	末広上の2⑤(A)	末広	
急傾斜地の崩壊	末広上の2⑤(B)	末広	
急傾斜地の崩壊	北ノ川④(A)	稲田	
急傾斜地の崩壊	北ノ川④(B)	稲田	
急傾斜地の崩壊	田ノ口②	稲田	
急傾斜地の崩壊	田ノ口③	稲田	
急傾斜地の崩壊	門前⑥	稲田	
急傾斜地の崩壊	門前⑦(A)	稲田	
急傾斜地の崩壊	門前⑦(B)	稲田	
急傾斜地の崩壊	門前⑦(C)	稲田	
急傾斜地の崩壊	道安②(A)	井村	
急傾斜地の崩壊	道安②(B)	井村	
急傾斜地の崩壊	門前⑧	稲田	
急傾斜地の崩壊	漢ノ浦②	大浜	
急傾斜地の崩壊	岩崎②(A)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎②(B)	大野	
急傾斜地の崩壊	中津浦②	中津浦	
急傾斜地の崩壊	黒丸	末広	
急傾斜地の崩壊	芝尾②	諏訪	
急傾斜地の崩壊	芝尾③(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	芝尾③(B)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	鬼塚(A)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	鬼塚(B)	諏訪	
急傾斜地の崩壊	森木1	海添	
急傾斜地の崩壊	森木2(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	森木2(B)	海添	
急傾斜地の崩壊	森木3(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	森木4	海添	
急傾斜地の崩壊	内畑1	海添	
急傾斜地の崩壊	内畑3	海添	
急傾斜地の崩壊	内畑2	海添	
急傾斜地の崩壊	内畑4(A)	海添	
急傾斜地の崩壊	内畑4(B)	海添	
急傾斜地の崩壊	松原①	田尻	
急傾斜地の崩壊	落合②	久木小野	
急傾斜地の崩壊	下通②	田尻	
急傾斜地の崩壊	上通②(A)	田尻	
急傾斜地の崩壊	上通②(B)	田尻	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	下通③	田尻	2019.12.03
急傾斜地の崩壊	下通④(A)	田尻	
急傾斜地の崩壊	下通④(B)	田尻	
急傾斜地の崩壊	松原②	田尻	
急傾斜地の崩壊	下通⑤	田尻	
急傾斜地の崩壊	大泊1(A)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊1(B)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊2(A)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊2(B)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊2(C)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊2(D)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊2(E)	大泊	
急傾斜地の崩壊	大泊2(F)	大泊	
急傾斜地の崩壊	風成3	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代1(A)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代1(B)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代1(C)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代2(A)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代2(B)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代3(A)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代3(B)	風成	
急傾斜地の崩壊	横網代3(C)	風成	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(A)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(B)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(C)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(D)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(E)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(F)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(G)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(H)	大野	
急傾斜地の崩壊	岩崎④(I)	大野	
急傾斜地の崩壊	藤田②	佐志生	
急傾斜地の崩壊	西鍛冶屋	井村	
急傾斜地の崩壊	岩崎⑤	大野	
急傾斜地の崩壊	末広上の2⑥	末広	
急傾斜地の崩壊	上通③(A)	田尻	
急傾斜地の崩壊	上通③(B)	田尻	
土石流	蕨野川一支溪	野津町大字落谷	2020.1.31
土石流	蕨野川三支溪	野津町大字落谷	
土石流	椎原川一支溪	野津町大字東谷	
土石流	椎原川三支溪	野津町大字東谷	
土石流	折立谷川三支溪	野津町大字東谷	
土石流	大山谷川二支溪	野津町大字東谷	
土石流	細枝川	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	下落合	野津町大字落谷	2020.1.31
急傾斜地の崩壊	下落谷	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	黒土②	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	黒土①(A)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	黒土①(B)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野①	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野②	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野③(A)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野③(B)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野④(A)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野④(B)	野津町大字落谷	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	蕨野⑤(A)	野津町大字落谷	2020.1.31
急傾斜地の崩壊	蕨野⑤(B)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野⑤(C)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	蕨野⑤(D)	野津町大字落谷	
急傾斜地の崩壊	河内(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	河内(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	河内(D)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	椎原	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	奥畑①	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	折立	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山①(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山①(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山⑦	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山②(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山②(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山②(C)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山②(D)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山⑧	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山⑥	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山⑤	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山④(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山④(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山④(C)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山④(D)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	大山③	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	細枝③(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	細枝③(C)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	細枝②	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	岩下	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	細枝①(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	細枝①(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	田中	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	出羽②	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	出羽③(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	出羽③(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	出羽①(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	出羽①(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	出羽①(C)	野津町大字東谷	
土石流	岩瀬川	野津町大字王子	2020.10.20
土石流	溜水川一支溪	野津町大字王子	
土石流	風瀬谷川 1	野津町大字西畑	
土石流	鼓石川四支溪	野津町大字西畑	
土石流	栃原谷川二支溪	野津町大字西畑	
土石流	栃原谷川三支溪	野津町大字西畑	
土石流	風瀬川	野津町大字西畑	
土石流	風瀬谷川 2	野津町大字西畑	
土石流	鼓石川二支溪	野津町大字西畑	
土石流	鼓石川一支溪	野津町大字西畑	
土石流	鼓石川三支溪	野津町大字西畑	
土石流	鼓石川五支溪	野津町大字西畑	
土石流	於無礼谷川	野津町大字藤小野	
土石流	桑畑谷川	野津町大字千塚	
土石流	黍野川二支溪	野津町大字烏嶽	
土石流	笠良木川	野津町大字福良木	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
土石流	清水原川	野津町大字清水原	2020.10.20
土石流	遠久原谷川	野津町大字垣河内	
土石流	板井畑谷川	野津町大字垣河内	
土石流	戸屋平谷川一支溪	野津町大字白岩・野津町大字岩屋	
土石流	天手谷川	野津町大字秋山	
土石流	田良木川	野津町大字福良木	
土石流	清水原川2	野津町大字清水原・野津町大字落谷	
土石流	割後場谷川三支溪	野津町大字垣河内	
土石流	割後場谷川四支溪	野津町大字垣河内	
土石流	垣河内谷川一支溪	野津町大字垣河内	
土石流	垣河内谷川二支溪	野津町大字垣河内	
土石流	須久保川二支溪	野津町大字白岩	
土石流	須久保川三支溪	野津町大字白岩	
土石流	戸屋平谷川二支溪	野津町大字白岩	
土石流	清水谷川一支溪	野津町大字岩屋	
土石流	一ツ木川	野津町大字吉田	
土石流	若山①	野津町大字西寒田	
土石流	小嶽	野津町大字烏嶽	
土石流	姉迫	野津町大字都原	
土石流	堂山	野津町大字福良木	
土石流	井ノ迫	野津町大字福良木	
土石流	弓ヶ谷	野津町大字清水原	
土石流	川崎	野津町大字西神野	
土石流	古川	野津町大字垣河内	
土石流	津留田	野津町大字垣河内	
土石流	中間	野津町大字白岩	
土石流	遠久原	野津町大字垣河内	
土石流	中ノ川川 2	大字岳谷	
土石流	株ノ木川 1	大字中尾	
土石流	株ノ木川 3	大字中尾	
土石流	株ノ木川	大字中尾	
土石流	乙見川	大字乙見	
土石流	下忠野川支川	大字東神野	
土石流	上忠野川	大字東神野	
土石流	正願川 2	大字武山	
土石流	正願川 3	大字武山	
土石流	正願川 1	大字武山	
土石流	堤内川 2	大字武山	
土石流	才倉川	大字中臼杵	
土石流	家野	大字家野	
土石流	中ノ川川 1	大字岳谷	
土石流	中ノ川川 3	大字岳谷	
土石流	中ノ川川 5	大字岳谷	
土石流	中ノ川川 6	大字岳谷	
土石流	臼杵川(支川)②	大字左津留	
土石流	障子岩川	大字搔懐	
土石流	臼杵川(支川)⑤	大字家野	
土石流	水地(B)	大字岳谷	
土石流	鮑田	大字板知屋	
土石流	大谷	大字深江	
土石流	マキノ迫	大字海添	
土石流	六ヶ迫	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	大内	野津町大字王子	2020.10.20
急傾斜地の崩壊	水池 1(A)	野津町大字王子	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	水池1(B)	野津町大字王子	2020.10.20
急傾斜地の崩壊	溜水1(A)	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	溜水1(B)	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	水地2	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	岩瀬1	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	岩瀬2	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	溜水3	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	溜水4	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	田中⑨	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	東光寺1	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	風瀬1	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	長小野	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	石上1	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	風瀬2	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	風瀬3	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	風瀬4	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	風瀬5(A)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	風瀬5(B)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	東光寺2	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	石上2(A)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	石上2(B)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	石上3	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	東光寺3	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	鼓石	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	栃原1	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	栃原2	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	栃原3	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	栃原5	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	田中⑩	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	田中⑪	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	田中⑫	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	田中⑭	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	利野1	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	黒坂(A)	野津町大字柚の木	
急傾斜地の崩壊	黒坂(B)	野津町大字柚の木	
急傾斜地の崩壊	利野2	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	利野4	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	於無礼4	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	生野3	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	利野8	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	利野5	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	於無礼1	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	於無礼5(A)	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	於無礼5(B)	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	木所	野津町大字烏嶽	
急傾斜地の崩壊	板屋①	野津町大字野津市	
急傾斜地の崩壊	白岩①	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	2号白岩(A)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	2号白岩(B)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	才原	野津町大字亀甲	
急傾斜地の崩壊	松尾1号	野津町大字亀甲	
急傾斜地の崩壊	松尾2号(A)	野津町大字亀甲	
急傾斜地の崩壊	松尾2号(B)	野津町大字亀甲	
急傾斜地の崩壊	小屋川	野津町大字八里合	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	垣河内①(A)	野津町大字垣河内	2020.10.20
急傾斜地の崩壊	垣河内①(B)	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	垣河内①(C)	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	三重谷(A)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	三重谷(B)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	三重谷(C)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	板井畑①	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	戸屋平①	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	寺小路	野津町大字宮原	
急傾斜地の崩壊	荒瀬	野津町大字原	
急傾斜地の崩壊	遠久原①	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	戸屋平②	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	戸屋平③	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	戸屋平④	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	遠久原②	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	黒坂	野津町大字柚野木	
急傾斜地の崩壊	鍋田	野津町大字西寒田	
急傾斜地の崩壊	菅無田	野津町大字都原	
急傾斜地の崩壊	池原	野津町大字都原	
急傾斜地の崩壊	波津久	野津町大字烏嶽	
急傾斜地の崩壊	牧原(A)	野津町大字烏嶽	
急傾斜地の崩壊	牧原(B)	野津町大字烏嶽	
急傾斜地の崩壊	都原	野津町大字都原	
急傾斜地の崩壊	芝尾	野津町大字老松	
急傾斜地の崩壊	花原	野津町大字老松	
急傾斜地の崩壊	塩柏	野津町大字八里合	
急傾斜地の崩壊	広原	野津町大字原	
急傾斜地の崩壊	迫	野津町大字宮原	
急傾斜地の崩壊	大西	野津町大字原	
急傾斜地の崩壊	板屋②	野津町大字野津市	
急傾斜地の崩壊	竹下	野津町大字野津市	
急傾斜地の崩壊	熊迫	野津町大字亀甲	
急傾斜地の崩壊	笠良木①	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木②(A)	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木②(B)	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木③	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木④	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木⑤	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木⑥	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	笠良木⑦	野津町大字福良木	
急傾斜地の崩壊	吉岡	野津町大字吉田	
急傾斜地の崩壊	西の口①	野津町大字前河内	
急傾斜地の崩壊	西の口②	野津町大字前河内	
急傾斜地の崩壊	中野	野津町大字岩屋	
急傾斜地の崩壊	遠久原③	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	遠久原④(A)	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	遠久原④(B)	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	戸屋平⑤	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	垣河内②	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	垣河内③	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	垣河内④	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	板井畑②	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	割後場①	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	割後場②	野津町大字垣河内	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	割後場③	野津町大字垣河内	2020.10.20
急傾斜地の崩壊	割後場④	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	割後場⑤	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	割後場⑥	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	板井畑③(A)	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	板井畑③(B)	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	板井畑④	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	板井畑⑤	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	遠久原⑤	野津町大字垣河内	
急傾斜地の崩壊	白岩②	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	白岩③(A)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	白岩③(B)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	須久保②(A)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	須久保②(B)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	須久保③	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	須久保④	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	須久保⑤	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	崎山	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	小野	野津町大字西神野	
急傾斜地の崩壊	日当	野津町大字宮原	
急傾斜地の崩壊	一反田	野津町大字岩屋	
急傾斜地の崩壊	竹脇(A)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	竹脇(B)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	竹脇(C)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	竹脇(D)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	中村(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	中村(B)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	一ツ木 B(A)	野津町大字吉田	
急傾斜地の崩壊	一ツ木 B(B)	野津町大字吉田	
急傾斜地の崩壊	泊(D)	野津町大字泊	
急傾斜地の崩壊	中の川①	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	松ヶ岳	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	弘川①	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	中臼木	大字中臼杵	
急傾斜地の崩壊	才倉①(B)	大字中臼杵	
急傾斜地の崩壊	大工川①	大字武山	
急傾斜地の崩壊	乙見	大字乙見	
急傾斜地の崩壊	中宮本	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	1号川原内	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	2号川原内	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	中の川②	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	松ヶ嶽②	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	落合	大字久木小野	
急傾斜地の崩壊	下店	大字乙見	
急傾斜地の崩壊	上松	大字吉小野	
急傾斜地の崩壊	中の川③	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	中の川⑤	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	中の川⑦	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	山の手区	大字市浜	
急傾斜地の崩壊	浄光台③	大字戸室	
急傾斜地の崩壊	荒田①	大字前田	
急傾斜地の崩壊	荒田②	大字前田	
急傾斜地の崩壊	脇小路④	大字搔懐	
急傾斜地の崩壊	脇小路⑤(A)	大字搔懐	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	脇小路⑤(B)	大字搔懐	2020.10.20
急傾斜地の崩壊	望月①(A)	大字望月	
急傾斜地の崩壊	望月①(B)	大字望月	
急傾斜地の崩壊	望月②	大字望月	
急傾斜地の崩壊	提内①	大字武山	
急傾斜地の崩壊	王座①	大字吉小野	
急傾斜地の崩壊	才倉②	大字武山	
急傾斜地の崩壊	広原①	大字武山	
急傾斜地の崩壊	提内②	大字武山	
急傾斜地の崩壊	小切畑	大字武山	
急傾斜地の崩壊	提内③	大字武山	
急傾斜地の崩壊	提内⑤	大字武山	
急傾斜地の崩壊	大工川②	大字武山	
急傾斜地の崩壊	大工川③	大字武山	
急傾斜地の崩壊	尾首①	大字左津留	
急傾斜地の崩壊	提内⑥	大字武山	
急傾斜地の崩壊	木ヶ畑①	大字高山	
急傾斜地の崩壊	木ヶ畑②	大字高山	
急傾斜地の崩壊	木ヶ畑③	大字高山	
急傾斜地の崩壊	木ヶ畑④	大字高山	
急傾斜地の崩壊	大工川④	大字武山	
急傾斜地の崩壊	竹場④	大字搔懐	
急傾斜地の崩壊	弘川②	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	株ノ木①(A)	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	株ノ木①(B)	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	株ノ木①(C)	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	株ノ木②	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	株ノ木④	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	株ノ木⑥	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	尾畑	大字乙見	
急傾斜地の崩壊	山路①	大字高山	
急傾斜地の崩壊	株ノ木⑦	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	抗川内	大字乙見	
急傾斜地の崩壊	川原内	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下忠野①	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	上忠野②(A)	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	上忠野②(B)	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本②	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本③	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下宮本④	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下忠野②	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下忠野③	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	久保④	大字市浜	
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫⑤	大字野田	
急傾斜地の崩壊	不動岳(A)	大字前田	
急傾斜地の崩壊	不動岳(B)	大字前田	
急傾斜地の崩壊	不動岳(C)	大字前田	
急傾斜地の崩壊	松原	大字田尻	2021.9.14
急傾斜地の崩壊	平尾③	大字田井	
急傾斜地の崩壊	中村西②	大字下ノ江	
急傾斜地の崩壊	末広下の2②	大字末広	
急傾斜地の崩壊	下平原⑦	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	小網代②	大字佐志生	
急傾斜地の崩壊	香堂②	大字末広	
急傾斜地の崩壊	松原③	大字田尻・大字久木小野	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊			2021.9.14
急傾斜地の崩壊	福良③(B)	大字福良	
急傾斜地の崩壊	大橋②	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	大橋③	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	北ノ口③	大字前田	
急傾斜地の崩壊	末広②	大字末広・大字江無田	
急傾斜地の崩壊	あすとぴあ	大字あすとぴあ・大字江無田	
急傾斜地の崩壊	深田⑧	大字深田	
急傾斜地の崩壊	田中⑬(B)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	中野⑮	野津町大字岩屋	
急傾斜地の崩壊	栃原 6	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	上西神野⑤	野津町大字西神野	
急傾斜地の崩壊	溜水 5	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	上忠野③	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下忠野④	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	東海添②(A)	大字海添	
急傾斜地の崩壊	森木 5(A)	大字海添	
土石流	柏①	大字田井	
土石流	柏②	大字田井	
土石流	黒岩	大字田井-大字下ノ江	
土石流	北ノ川	大字稲田	2022.12.9
土石流	板知屋⑩	大字板知屋	
急傾斜地の崩壊	田中⑰	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	大坪③	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑④	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	中尾②	大字田井	
急傾斜地の崩壊	大間②	大字下ノ江	
急傾斜地の崩壊	中津浦③	大字中津浦	
急傾斜地の崩壊	中津浦④	大字中津浦	
急傾斜地の崩壊	大清水	大字大野	
急傾斜地の崩壊	北ノ川⑤	大字稲田 大字井村	
急傾斜地の崩壊	北ノ川⑥	大字稲田 大字井村	
急傾斜地の崩壊	明星	大字井村	
急傾斜地の崩壊	あけぼの	大字井村	
急傾斜地の崩壊	竹森	大字井村	
急傾斜地の崩壊	芋地	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	諏訪	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	江無田①	大字江無田	田篠川(A)・(B)
急傾斜地の崩壊	江無田②	大字江無田 あすとぴあ	
急傾斜地の崩壊	田篠川	大字江無田	
急傾斜地の崩壊	戸室	大字戸室	
急傾斜地の崩壊	久保⑥	大字戸室 大字市浜	
急傾斜地の崩壊	久保⑦	大字市浜	
急傾斜地の崩壊	久保⑧	大字市浜	神崎②(A)・(B)
急傾斜地の崩壊	神崎②	大字野田	
急傾斜地の崩壊	神崎③	大字野田	
急傾斜地の崩壊	温井②	大字福良	
急傾斜地の崩壊	福良③	大字福良	
急傾斜地の崩壊	福良④	大字福良	
急傾斜地の崩壊	福良⑤	大字福良	福良⑥(A)・(B)
急傾斜地の崩壊	福良⑥	大字福良	
急傾斜地の崩壊	東福良	大字福良	
急傾斜地の崩壊	平岡②	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	平岡③	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	上塩田⑤	大字二王座	
急傾斜地の崩壊	上塩田⑥	大字二王座	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
急傾斜地の崩壊	二王座①	大字二王座	
急傾斜地の崩壊	二王座②	大字二王座 大字臼杵	
急傾斜地の崩壊	二王座③	大字二王座	
急傾斜地の崩壊	二王座④	大字二王座 大字臼杵	
急傾斜地の崩壊	南海添②	大字海添	
急傾斜地の崩壊	北海添③	大字海添	
急傾斜地の崩壊	内畑⑤	大字海添	
急傾斜地の崩壊	内畑⑥	大字海添	
急傾斜地の崩壊	板知屋④	大字板知屋	
急傾斜地の崩壊	荒田③	大字前田	
急傾斜地の崩壊	左津留①	大字左津留	

2. 臼杵市土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
土石流	中津浦川4	中津浦	2006.03.31
土石流	中津浦川3	中津浦	
土石流	中津浦川2	中津浦	
土石流	鞠川1	東海添	2007.03.30
土石流	破磯川	破磯	2008.03.28
土石流	碓江川	鬼塚	2011.02.14
土石流	丸尾川3	江無田	
土石流	丸尾川1	江無田	2011.03.29
急傾斜地の崩壊	清水(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	清水(D)	深江	
急傾斜地の崩壊	清水(E)	深江	2013.03.28
土石流	丸尾川2	江無田	
土石流	家野川	家野	
土石流	臼杵西鍛冶屋川	西鍛冶屋	
土石流	今俵川一支溪	今俵	
土石流	岩崎川一支溪(A)	岩崎	
土石流	清水原谷川3	清水原	
急傾斜地の崩壊	2号道安	井村	2013.03.28
急傾斜地の崩壊	3号江無田(E)	江無田	
土石流	新川川	深田	2013.06.21
土石流	深田川①	深田	
急傾斜地の崩壊	竹場①	中尾	2013.06.21
土石流	荒田川	北ノ口	2014.07.04
土石流	臼杵川(支川)③(A)	望月	
土石流	臼杵川(支川)③(B)	望月	
急傾斜地の崩壊	久保②(A)	戸室	2014.11.25
急傾斜地の崩壊	久保浦②(A)	深江	
急傾斜地の崩壊	久保浦②(B)	深江	
急傾斜地の崩壊	久保浦②(C)	深江	
急傾斜地の崩壊	町部(D)	吉田	2015.10.30
土石流	小河内川2	福良	2016.03.15
土石流	小河内川4	西福良	
土石流	神崎川	神崎	
土石流	田井ヶ迫川1	田井ヶ迫	
土石流	二王座川	二王座	
土石流	尾本川	尾本 13 組	2016.09.27
急傾斜地の崩壊	上塩田(C)	二王座	2016.03.15
急傾斜地の崩壊	上塩田(D)	二王座	
急傾斜地の崩壊	上塩田(E)	二王座	
急傾斜地の崩壊	尾本北(A)	佐志生	2016.09.27
急傾斜地の崩壊	尾本北(B)	佐志生	
急傾斜地の崩壊	尾本北(D)	佐志生	
急傾斜地の崩壊	藤河内(B)	藤河内	
土石流	江無田1	江無田	2018.05.29
急傾斜地の崩壊	香堂(B)	末広	2018.05.29
急傾斜地の崩壊	末広上の2②	末広	
土石流	六ヶ迫川	六ヶ迫	2018.09.14
土石流	下平原川(B)	畑	
急傾斜地の崩壊	切貫	市浜	2018.09.14
急傾斜地の崩壊	門前①(A)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前①(C)	前田	
急傾斜地の崩壊	門前南(A)	前田	
地すべり	本丁	二王座	2018.09.14

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
地すべり	株ノ木	中尾	2018.09.14
地すべり	中尾	中尾	
地すべり	藤河内	藤河内	
地すべり	目明	佐志生	
地すべり	岩下	東谷	
地すべり	板屋	野津市	
地すべり	須久保	白岩	
地すべり	白谷	泊	
地すべり	長谷	岩屋	
地すべり	岩屋	岩屋	
地すべり	スズレ石	岳谷	
地すべり	大久保	佐志生	
地すべり	小網代	佐志生	
土石流	板知屋川7(B)	下り松	
土石流	板知屋9	板知屋	
土石流	白谷川2	白谷	
土石流	仲野川6(C)	中野	
土石流	仲野川一支溪	中野	
土石流	長谷川(A)	長谷	
土石流	上西神野川	上西神野	
土石流	中西神野川	下西神野	
土石流	岩屋川二支溪	岩屋	
急傾斜地の崩壊	板知屋中(B)	板知屋	2018.11.06
急傾斜地の崩壊	三尾(A)	西神野	
急傾斜地の崩壊	三尾(B)	西神野	
急傾斜地の崩壊	長谷③(C)	岩屋	
土石流	泊ヶ内川34	泊ヶ内	2019.12.03
土石流	泊ヶ内川1	泊ヶ内	
土石流	大泊東川	大泊	
土石流	大野台川	大野台ニュータウン	
土石流	大浜東川2	大浜	
土石流	清水東川	清水	
土石流	小河内川3(A)	西福良	
土石流	鬼塚川	鬼塚	
土石流	中津浦川1	中津浦	
土石流	下ノ江川(支川)③(B)	柏	
土石流	下ノ江川(支川)⑤	井岡	
土石流	下ノ江川(支川)⑥	浜田	
土石流	下ノ江川(支川)⑬	原	
土石流	一(支川)①	鬼塚	
土石流	一(支川)②	鬼塚	
土石流	赤星川(支川)①	田ノ口	
土石流	赤星川(支川)②	北ノ川	
土石流	北ノ川川	北ノ川	
土石流	熊崎川(支川)⑦	芝尾	
土石流	熊崎川(支川)⑩	芝尾	
土石流	末広川(支川)⑥	善法寺	
急傾斜地の崩壊	森木3(B)	海添	2019.12.03
土石流	椎原川二支溪	野津町大字東谷	2020.1.31
急傾斜地の崩壊	落合	野津町大字落谷	2020.1.31
急傾斜地の崩壊	河内(C)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	奥畑③	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	奥畑②	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	細枝③(A)	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	出羽①(D)	野津町大字東谷	
土石流	溜水川二支溪	野津町大字王子	2020.10.20

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)
土石流	岩瀬谷川1	野津町大字王子	202010.20
土石流	岩瀬谷川2	野津町大字王子	
土石流	溜水川三支溪	野津町大字王子	
土石流	水地谷川	野津町大字王子	
土石流	黍野川一支溪	野津町大字烏嶽	
土石流	名塚川	野津町大字福良木	
土石流	遠久原川	野津町大字垣河内	
土石流	越路川	野津町大字白岩・野津町大字岩屋	
土石流	割後場谷川一支溪	野津町大字垣河内	
土石流	一之内川	野津町大字白岩	
土石流	株ノ木川2	大字中尾	
土石流	川原内川	大字東神野	
土石流	堤内川1	大字武山	
土石流	水地(A)	大字岳谷	
土石流	宇土尻	大字大泊	
急傾斜地の崩壊	栃原4	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	須久保①(A)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	須久保①(B)	野津町大字白岩	
急傾斜地の崩壊	才倉①(A)	大字中臼杵	
地すべり	末広	大字福田	202010.20
急傾斜地の崩壊	平尾③	大字田井	2021.9.14
急傾斜地の崩壊	中村西②	大字下ノ江	
急傾斜地の崩壊	末広下の2②	大字末広	
急傾斜地の崩壊	下平原⑦	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	小網代②	大字佐志生	
急傾斜地の崩壊	香堂②	大字末広	
急傾斜地の崩壊	松原③	大字田尻・大字久木小野	
急傾斜地の崩壊	福良③(B)	大字福良	
急傾斜地の崩壊	大橋②	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	大橋③	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	北ノ口③	大字前田	
急傾斜地の崩壊	末広②	大字末広・大字江無田	
急傾斜地の崩壊	久保⑤	大字戸室	
急傾斜地の崩壊	あすとびあ	大字あすとびあ・大字江無田	
急傾斜地の崩壊	深田⑧	大字深田	
急傾斜地の崩壊	田中⑬(B)	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	中野⑮	野津町大字岩屋	
急傾斜地の崩壊	栃原6	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	上西神野⑤	野津町大字西神野	
急傾斜地の崩壊	溜水5	野津町大字王子	
急傾斜地の崩壊	上忠野③	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	下忠野④	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	東海添②(A)	大字海添	
急傾斜地の崩壊	森木5(A)	大字海添	
土石流	柏①	大字田井	2022.12.9
土石流	柏②	大字田井	
土石流	黒岩	大字田井-大字下ノ江	
土石流	北ノ川	大字福田	
土石流	板知屋⑩	大字板知屋	
急傾斜地の崩壊	田中⑰	大字藤河内	2022.12.9
急傾斜地の崩壊	大坪③	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	畑④	大字藤河内	
急傾斜地の崩壊	中尾②	大字田井	
急傾斜地の崩壊	大間②	大字下ノ江	
急傾斜地の崩壊	中津浦③	大字中津浦	

土砂災害の現象	危険箇所・溪流名	所在地(臼杵市大字)	指定年月日 (公示)	
急傾斜地の崩壊	中津浦④	大字中津浦	田篠川(A)・(B)	
急傾斜地の崩壊	大清水	大字大野		
急傾斜地の崩壊	北ノ川⑤	大字稲田 大字井村		
急傾斜地の崩壊	北ノ川⑥	大字稲田 大字井村		
急傾斜地の崩壊	明星	大字井村		
急傾斜地の崩壊	あけぼの	大字井村		
急傾斜地の崩壊	竹森	大字井村		
急傾斜地の崩壊	芋地	大字諏訪		
急傾斜地の崩壊	諏訪	大字諏訪		
急傾斜地の崩壊	江無田①	大字江無田		
急傾斜地の崩壊	江無田②	大字江無田 あすとびあ		
急傾斜地の崩壊	田篠川	大字江無田		
急傾斜地の崩壊	戸室	大字戸室		
急傾斜地の崩壊	久保⑥	大字戸室 大字市浜		
急傾斜地の崩壊	久保⑦	大字市浜		
急傾斜地の崩壊	久保⑧	大字市浜		
急傾斜地の崩壊	神崎②	大字野田		神崎②(A)・(B)
急傾斜地の崩壊	神崎③	大字野田		
急傾斜地の崩壊	温井②	大字福良		
急傾斜地の崩壊	福良③	大字福良		福良⑥(A)・(B)
急傾斜地の崩壊	福良④	大字福良		
急傾斜地の崩壊	福良⑤	大字福良		
急傾斜地の崩壊	福良⑥	大字福良		
急傾斜地の崩壊	東福良	大字福良		
急傾斜地の崩壊	平岡②	大字諏訪		
急傾斜地の崩壊	平岡③	大字諏訪		
急傾斜地の崩壊	上塩田⑤	大字二王座		
急傾斜地の崩壊	上塩田⑥	大字二王座		
急傾斜地の崩壊	二王座①	大字二王座		
急傾斜地の崩壊	二王座②	大字二王座 大字臼杵		
急傾斜地の崩壊	二王座③	大字二王座		
急傾斜地の崩壊	二王座④	大字二王座 大字臼杵		
急傾斜地の崩壊	南海添②	大字海添		
急傾斜地の崩壊	北海添③	大字海添		
急傾斜地の崩壊	内畑⑤	大字海添		
急傾斜地の崩壊	内畑⑥	大字海添		
急傾斜地の崩壊	板知屋④	大字板知屋		
急傾斜地の崩壊	荒田③	大字前田		
急傾斜地の崩壊	左津留①	大字左津留		
地すべり	荻原	野津町大字柚野木 豊後大野市犬飼町柚野木	2022.5.31	

※最新の土砂災害警戒区域等情報は、下記に示す県ホームページで閲覧できる。

参照先
大分県土砂災害警戒区域等情報 インターネット提供システム https://sabo-oita.jp/dosya_map/

3. 臼杵市山地災害危険地区（大分県森林保全課）

山地災害危険地区	参照先
① 山腹崩壊危険地区	大分県地域防災計画に記載されている
② 地すべり危険地区	「大分県 山地災害危険地区情報」を参照する。
③ 崩壊土砂流出危険地区	https://www.ocr.or.jp/HazardMap/index_map.html

2-3 市営急傾斜地崩壊対策事業（予定）箇所

土砂災害の現象	危険箇所名	所在地	要望年度
急傾斜地の崩壊	塩田	大字二王座	平成24年度
急傾斜地の崩壊	西深田1	大字深田	
急傾斜地の崩壊	一ツ木	野津町大字吉田	
急傾斜地の崩壊	温井	大字福良	平成25年度
急傾斜地の崩壊	上西神野	野津町大字西神野	
急傾斜地の崩壊	西深田2	大字深田	
急傾斜地の崩壊	白岩	大字白岩	
急傾斜地の崩壊	大工川	大字武山	
急傾斜地の崩壊	牧原	野津町大字烏嶽	
急傾斜地の崩壊	前田	大字前田	
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫	大字野田	
急傾斜地の崩壊	小切畑	大字武山	
急傾斜地の崩壊	南田中	大字西畑	
急傾斜地の崩壊	横綱代	大字深江	
急傾斜地の崩壊	中ノ川	大字岳谷	
急傾斜地の崩壊	中村	大字下ノ江	
急傾斜地の崩壊	北の口	大字前田	
急傾斜地の崩壊	株の木	大字中尾	
急傾斜地の崩壊	柿の木	大字東神野	
急傾斜地の崩壊	東海添	大字海添	
急傾斜地の崩壊	破磯	大字深江	
急傾斜地の崩壊	吉小野久保	大字吉小野	
急傾斜地の崩壊	門前	大字前田	
急傾斜地の崩壊	上西神野	大字西神野	
急傾斜地の崩壊	白岩	大字白岩	
急傾斜地の崩壊	笠良木	大字福良木	
急傾斜地の崩壊	泊	大字泊	
急傾斜地の崩壊	松原	大字田尻	
急傾斜地の崩壊	南田中	大字西畑	
急傾斜地の崩壊	利野	大字西寒田	
急傾斜地の崩壊	清太郎	大字望月	
急傾斜地の崩壊	岩瀬	大字王子	
急傾斜地の崩壊	田中	大字藤河内	平成27年度
急傾斜地の崩壊	中尾	大字田井	
急傾斜地の崩壊	上西神野	大字野津町西神野	
急傾斜地の崩壊	左津留	大字左津留	
急傾斜地の崩壊	栃原	大字野津町西畑	
急傾斜地の崩壊	荒田	大字前田	
急傾斜地の崩壊	明光	大字末広	
急傾斜地の崩壊	目明	大字佐志生	平成29年度
急傾斜地の崩壊	竹脇	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	中野	野津町大字岩屋	
急傾斜地の崩壊	権原	野津町大字東谷	
急傾斜地の崩壊	南白岩	野津町大字東谷	平成30年度
急傾斜地の崩壊	久保	大字市浜	
急傾斜地の崩壊	生野	野津町大字藤小野	
急傾斜地の崩壊	一ツ木	野津町大字吉田	平成31年度
急傾斜地の崩壊	塩田	大字二王座	
急傾斜地の崩壊	上塩田	大字二王座	令和元年度
急傾斜地の崩壊	福良	大字福良	
急傾斜地の崩壊	荒田	大字前田	令和2年度
急傾斜地の崩壊	株ノ木	大字中尾	

土砂災害の現象	危険箇所名	所在地	要望年度
急傾斜地の崩壊	中村	大字下ノ江	令和2年度
急傾斜地の崩壊	東福良	大字福良	
急傾斜地の崩壊	平尾	大字田井	令和3年度
急傾斜地の崩壊	清太郎	大字望月	
急傾斜地の崩壊	荒田	大字前田	令和4年度
急傾斜地の崩壊	田井ヶ迫	大字野田	
急傾斜地の崩壊	上西神野	野津町大字西神野	
急傾斜地の崩壊	栃原	野津町大字西畑	
急傾斜地の崩壊	北海添	大字海添	
急傾斜地の崩壊	坪江	大字深江	
急傾斜地の崩壊	深田	大字深田	
急傾斜地の崩壊	中野	野津町大字岩屋	令和5年度
急傾斜地の崩壊	諏訪山1	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	諏訪山2	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	諏訪山3	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	諏訪山4	大字諏訪	
急傾斜地の崩壊	諏訪山5	大字諏訪	

2-4 各種整備事業補助金交付要綱

1 自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付要綱

令和2年10月26日

告示第77号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会を災害から守るためには地域住民が自らのいのちは自らで守る、地域のことは地域の力で守るという考えに基づき行動することが大切であるとの基本理念を踏まえ、自主防災組織及び防災士連絡協議会等が防災訓練、研修等の防災諸活動を通して、住民相互の連帯感を深め、災害発生時にその機能を十分に発揮できるよう、予算の範囲内で臼杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するための要件及び手続を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 市内の行政区を単位として自主防災を目的として結成される団体のうち、市長に届け出があったものをいう。

(2) 防災士連絡協議会等 防災士の資質向上を図り、防災士が主体的に地域の防災諸活動を実施することを目的として、防災士が主体となって結成される団体をいう。

(3) 防災訓練 自主防災組織が平常時における組織活動を促進するために実施する訓練のうち、次に掲げるものをいう。

ア 消火訓練

イ 救出・救護訓練

ウ 避難・誘導訓練

エ 炊き出し・給水訓練

オ 災害図上訓練

カ 情報収集・伝達訓練

キ その他市長が適当と認めたもの

(4) 防災資機材 次に掲げるもののうち、自主防災組織が災害時に必要と考える資機材をいう。

ア 情報収集伝達用具 携帯ラジオ、トランシーバー、拡声器等

イ 初期消火用具 消火器、バケツ等

ウ 救出用具 チェーンソー、ハンマー、バール、ノコギリ、スコップ、ナタ、オノ、梯子、掛矢等

エ 救護用具 担架、救急用品、毛布、テント等

オ 避難誘導用具 懐中電灯、警笛、標旗、ハンドサイレン等

カ 給食給水用具 浄水器、ポリタンク、鍋、釜、カセットコンロ等

キ 機材収納用具 収納庫（文字代含む。）等

ク 防災衣服 防災服（ベルトを含む。）、防寒着、雨着、ヘルメット（文字代を含む。）、腕章、帽子、安全靴、ゴム長靴、皮手袋等

- ケ その他 防水シート、簡易トイレ、コードリール、発電機テント、発電機、投光器、ロープ、AED
 - コ その他市長が特に必要と認めたもの
 - (5) 衛生用資器材 次に掲げるもののうち、自主防災組織が災害時に必要と考える資器材をいう。
 - ア 感染予防用品
マスク、使い捨て手袋、手指用消毒液、手洗い用石けん、フェイスシールド、ペーパータオル等
 - イ 環境衛生用品 環境除菌液（不織布等に含浸したものを含む）、ゴミ袋等
 - ウ その他衛生用品 体温計、口腔ケア用品、身体清拭用品等
 - エ その他市長が特に必要と認めたもの
 - (6) 研修 防災士連絡協議会等が行う研修のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 自主防災組織運営訓練
 - イ 初期消火訓練
 - ウ 応急手当訓練
 - エ 危険個所パトロール訓練
 - オ 炊き出し訓練
 - カ 災害図上訓練
 - キ 防災講演
 - ク その他市長が特に必要と認めたもの
- (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助対象事業は、自主防災組織又は防災士連絡協議会等が行う事業であって、次の表に掲げるものとする。

対象事業（実施主体）	対象経費	補助金額及び交付要件
防災訓練事業（自主防災組織）	次に掲げるもののうち、前条第3号に掲げる防災訓練の開催に要する経費 （1） ヘルメット（文字代を含む。）、拡声器、三角巾、炊き出し用の水、米等食材の購入経費 （2） 放送機器、テント、椅子、机等の借り上げ経費 （3） その他市長が特に必要と認めたもの	1の年度につき1回までとし、1回につき3万円（2以上の自主防災組織が合同で開催する場合又は150世帯以上で構成される自主防災組織が開催する場合で、構成世帯のおおむね3分の1以上が参加したときに限り、訓練内容等を勘案した上で、10万円）以内
防災資機材購入事業（自主防災組織）	前条第4号に掲げる防災資機材の購入に要する経費	年度に関係なく1回（150世帯以上で構成される自主防災組織については2回）限りとし、対象経費の3分の2の額で10万円以内
衛生用資器材購入事業（自主防災組織）	前条第5号に掲げる衛生用資器材の購入に要する経費	1の年度につき1回までとし、1回につき1万円以内
研修事業（防災士連絡協議会等）	前条第6号に掲げる研修の開催に要する経費	1の年度につき5回までとし、1回につき1万円以内

注 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織又は防災士連絡協議会等の代表者（以下「申請者」という。）は、前条に規定する補助金交付対象事業を実施したときは、白杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、白杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付請求）

第6条 前条による交付決定通知を受け、補助金の交付を受けようとする申請者は、白杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

臼杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

臼杵市長 様
(申請者)

組 織 名
代表者住所
氏 名
電 話

臼杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金を交付されるよう、次のとおり申請します。

- 1 補助金申請額 _____ 円
2 補助対象事業費等

補助対象事業	事業費	負担区分	
		補助申請額	自己負担額
防災訓練事業	円	円	円
防災資機材購入事業	円	円	円
衛生資器材購入事業	円	円	円
研修事業	円	円	円

※ 添付書類

・ 防災訓練事業

訓練の内容等を記した活動報告書（訓練時の写真を含む。）、訓練に要した物品の購入を証する領収書

・ 防災資機材購入事業及び衛生資器材購入事業

購入した防災資機材及び衛生資器材のリスト（品目、個数、金額等）、写真及び領収書

・ 研修事業

研修の内容等を記した活動報告書（研修時の写真を含む。）、研修に要した経費を証する領収書

2 臼杵市災害用避難通路整備事業補助金交付要綱

平成21年9月1日

告示第73号

改正 令和2年1月21日告示第1号

令和2年6月9日告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政区が自然災害時における避難用通路を整備する場合に、その行政区代表者に対して、予算の定める範囲において補助金を交付するものとし、その交付については、臼杵市補助金等交付規則（平成17年臼杵市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 避難通路整備 自然災害が発生した際、常に現況道路が使用不可能になる場合において、他に避難通路がない場合の整備又は迅速な避難が困難であると認められる既設避難通路の整備をいう。
- (2) 避難通路 幅員1メートル程度の人が安全に歩けるものをいい、車両が通行するために整備するものではない。
- (3) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (4) 避難行動要支援者 自然災害が発生した際に、避難場所に自ら避難することが困難な者をいう。

(適用条件)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用する。ただし、原則として、津波浸水想定区域、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域のいずれかに属する地区であって、避難通路を使用する世帯が5以上又は避難行動要支援者が5名以上ある場合に限る。

- (1) 避難通路は、市が公表する臼杵市防災マップにおいて海拔10メートル以上の位置に地区が指定する避難場所の通路であること。
- (2) 整備しようとする箇所に対して、当該年度中既に臼杵市災害用避難通路整備事業補助金が交付されていないこと。
- (3) 整備後は、避難行動要支援者と一緒に避難通路を用いた避難訓練を実施すること。

2 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、避難通路の発注からその管理までを自ら行うものとし、市はこれらに関与しない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、避難通路整備にかかった費用（土地を取得する必要がある場合においては、その取得費等は含まないものとする。以下「整備費」という。）をもとに、次の各号に掲げる基準により算出した額（ただし、100万円を上限とする。）とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 原材料費

(2) 整備費から前号の費用を除いた額の3分の2の額（1円未満の端数は四捨五入するものとする。）

（補助金交付申請）

第5条 申請者は、あらかじめ災害用避難通路整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の位置図および平面図
- (2) 私有地を整備する場合は、土地所有者の承諾書
- (3) 総事業費の見積書又は計算書（内訳がわかるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（交付決定通知）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、災害用避難通路整備費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は災害用避難通路整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認の申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、次に該当する事柄が生じた場合は災害用避難通路整備事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、事業完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、災害用避難通路整備事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 整備工事受託業者との契約を証した書類の写し
- (2) 現場の施行写真
- (3) 避難通路整備工事費請求書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（施工の確認）

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、避難通路整備工事の状況を施工の現場において確認する。

（交付の額の決定）

第10条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、災害用避難通路整備費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助対象者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、災害用避難通路整備費補助金交付請求書（様式第7号）により補助金の請求をするものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を用途外のものに使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(維持管理)

第14条 補助対象者は、補助金の交付を受けて整備した避難通路について、適正な維持管理をしなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年1月21日告示第1号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月9日告示第52号)

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)白杵市長

申請者 住所

行政区名

(ふりがな)

区長氏名

印

災害用避難通路整備費補助金交付申請書

年度において、避難通路を整備したいので、白杵市災害用避難通路整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

整備場所	白杵市
申請理由	
交付申請額	金 円 (内訳) 原材料費 円、 その他工事費*2/3 円
土地所有者	1 個人(人) 2 共有(人) 3 その他()
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
避難行動要支援者名	・ ・ ・ ・ ・

※振込先金融機関を裏面に記載して下さい。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)白杵市長

申請者 住所

行政区名

(ふりがな)

区長氏名

印

災害用避難通路整備費補助金交付申請書

年度において、避難通路を整備したいので、白杵市災害用避難通路整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

整備場所	白杵市
申請理由	
交付申請額	金 円 (内訳) 原材料費円、 その他工事費*2/3円
土地所有者	1 個人(人) 2 共有(人) 3 その他()
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
避難行動要支援者名	・ ・ ・ ・ ・

※振込先金融機関を裏面に記載して下さい。

振込先金融機関

以外の 金融 機関	ゆうちょ銀行	銀行名・支店名	預金種別	1 普通 2 当座																				
		銀行	口座番号																					
		金庫 組合 支店	ふりがな 口座名義																					
ゆうちょ銀行		通帳記号	の	通帳番号																				
		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
ふりがな 口座名義																								

添付書類

- (1) 設置場所の位置図および平面図
- (2) 私有地を整備する場合は、土地所有者の承諾書
- (3) 総事業費の見積書又は計算書(内訳のわかるもの)
- (4) 各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※申請者は、避難場所のある区長であること。

(個人での補助金申請はできません。)

様式第2号(第6条関係)

白補第 号
年 月 日

様

白杵市長

災害用避難通路整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった避難通路整備事業補助金については、次により交付することを決定したので通知します。

1 交付金額 金 円

(内訳)

2 交付条件等

- (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - エ 補助事業の遂行が困難となったとき。
- (3) 補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、速やかに市長に報告しなければならない。
- (4) 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受領した日から1箇月以内)又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。
- (5) 市長は、実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- (6) 補助金は、その額が確定した後、速やかにその全額を交付する。
- (7) 補助対象者は、この補助金に係る、収入及び支出を明らかにした預金通帳、及び契約書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

白杵市長 印

災害用避難通路整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった避難通路整備事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

(理由)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

(あて先) 白杵市長

補助対象者 住所

氏名

印

災害用避難通路整備事業変更承認申請書

年 月 日付け白補第 号により補助金交付決定を受けた避難通路整備事業について、次のとおり内容を変更したので、承認願います。

- 1 事業期間の延長
- 2 事業内容の変更
- 3 事業の中止・廃止

(理由)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)白杵市長

補助対象者 住所

氏名

印

災害用避難通路整備事業実績報告書

年 月 日付白補第 号により補助金交付決定を受けた避難通路整備事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

(内訳)

冠水

2 事業完了年月日 年 月 日

3 その他

- (1) 整備工事受託業者との契約を証した書類の写し
- (2) 現場の施行写真
- (3) 避難通路整備工事費請求書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

白杵市長

災害用避難通路整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった避難通路整備事業補助金については、次のとおりその額を確定したので通知します。

確定補助金額 金 円

(内訳)

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 白杵市長

補助対象者 住所

氏名

印

災害用避難通路整備費補助金交付請求書

年 月 日付第 号で確定通知のあった避難通路整備事業補助金を次のとおり請求します。

請求金額 金 円

(内訳)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

2-5 各種防災訓練例

1 地震・津波

(1) 地震・津波共通訓練

図上訓練	訓練内容
訓練実施計画の策定訓練	<p>防災担当者に、効果的な訓練実施の基礎となる訓練計画の策定能力を身につけさせるため、担当者自身に訓練計画を企画立案させる訓練。</p> <p>複数の防災関係機関が集まり、担当者が協議検討しながら立案すれば、関係者間の人間関係構築にも繋がり、より効果的である。</p>
情報収集・集約訓練	<p>進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレイヤー）に付与し、これを受けたプレイヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレイヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練</p>
広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	<p>地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練</p>
広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練	<p>地区ごとの被災状況の大小、緊急輸送路その他道路の被災状況等の条件を付与し、どこに、どの経路で応援部隊を受け入れるのか、また、どこから、どの経路で派遣するのか等を参加者に判断させるロールプレイング方式の訓練</p>
民間企業・ボランティア等の活用訓練	<p>各種被害の状況、民間企業の職種、ボランティアの経歴・特技等の条件を付与した上で、参加者に各現場への的確な人員配置を行わせるロールプレイング方式の訓練</p>
避難所運営訓練	<p>参加者が避難所運営委員という立場で、生活の時間（起床、消灯、食事、清掃）、生活の基本（貴重品の管理、土足厳禁、飲酒）、場所の設定（喫煙、携帯電話使用）、水・物資の管理、トイレの管理、ゴミ処理等のルール作り、その他必要事項についての検討を行う図上訓練。なお、実施に当たり、HUG（避難所運営ゲーム（静岡県総務部防災局西部地域防災局考案））などの利用も有効</p>
離島等孤立可能性地域の想定訓練	<p>津波や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、地震・津波災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、予め備えておくべきこと等をシミュレートする訓練（図上演習）</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協</p>

図上訓練	訓練内容
	議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。))
通学路実態把握のための訓練	児童・生徒が居住区ごとに班を編成(同じ通学路を使う者1班20名程度で編成)し、それぞれの班単位で通学路周辺における地震・津波時の危険予想箇所(家屋・塀倒壊、がけ崩れ、浸水)及び指定緊急避難場所・指定避難所できる限り複数)等について地図を使って検討する図上訓練(検討後の集団下校実施訓練及び訓練後の再検討も重要)
ヘリコプター運用による救出訓練	山間部における地震による道路遮断、沿岸地域における津波による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練(総合オペレーション訓練)、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練
実働訓練	訓練内容
教育施設における訓練	理科の実験や家庭科の実習など火を使った授業をしているときなどに行う抜き打ち訓練
医療施設、福祉施設相互の避難(受入れ)訓練	複数の医療施設・福祉施設間で、災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の避難(受入れ)・患者等搬送訓練 複数施設間で連携することにより、受入れ先の分散が可能となる。
避難所における避難者名簿作成訓練	事前に避難者名簿用の必要事項記入メモを準備しておき、避難訓練等の機会を利用し、参加者に実際に記入してもらったうえで、避難所管理の職員等がその内容をパソコン入力する訓練
避難所における生活支援訓練・物資集積拠点における配送訓練	段ボール等を活用したプライバシー確保のための区分けや避難者の正確な把握等を行う避難所開設訓練 ペットボトル・ポリ袋・段ボール・新聞紙・ブルーシート等を活用した、給食・給水・入浴等をスムーズに行うための訓練 避難者のニーズを把握し、これによって得た支援物資を的確に配分・搬送し、有効活用するための訓練

(2) 地震対応訓練

図上訓練	訓練内容
市街地(家屋密集地域)における避難路検討訓練	隣保班単位で指定緊急避難場所等への経路実態に沿った道路閉塞箇所(火災・家屋倒壊・液状化等を原因とする閉塞)を想定し、種々の避難路を検討する訓練 ※検討後の実働による検証も重要。
斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練	急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練 ※検討後の実働による検証も重要
実働訓練	訓練内容
住宅・工場等が混在する地域にお	地震後の工場有毒ガス漏出等を想定し、住民・事業者が共同で指定緊急避難場所等を風向きごとに検討する訓練

実働訓練	訓練内容
る緊急避難場所等 検討訓練	※検討後の実働による避難（誘導）訓練及びその検証も重要
安否確認・情報伝 達訓練	地震直後を想定し、自治会の班長が各戸を回り、班員の安否確認を実施。各戸では付与された想定（負傷者・要救助者の有無、状態、ライフラインの状況等）を班長に伝え、班長は地区責任者を通じて、もしくは直接に、消防等に必要な情報を伝達する訓練
負傷者の救出・搬 送訓練	倒壊家屋からの救出等を想定しての各種機材（自動車用ジャッキ、バール、ハンマー、ロープ、チェーンソー、ノコギリ、スコップ、消火器等）の取扱い訓練 更に、竹竿・毛布で簡易担架を作り、救出した負傷者を搬送する訓練

（3）津波対応訓練

図上訓練	訓練内容
地区実態把握のため の訓練	地区の公民館等に集合の上、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）の班ごとに、 <ul style="list-style-type: none"> ・地図を活用の上、地震直後の集合場所、近隣地区の地震津波災害時の危険予想箇所、避難路、指定緊急避難場所を検討。 ・避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練 上記で確認した集合場所から避難路を経由し、避難場所までの実働避難訓練

実働訓練	訓練内容
海溝型地震想定避 難訓練（地震発生 後、20分以内の 避難完了を目指し た訓練）	自治会もしくは隣保班単位で、全戸が徒歩により20分以内の避難が可能な浸水想定区域外にある指定緊急避難場所（大分県津波浸水予測図における各地域における最大浸水深を超える高層ビル等を含む。以下この項目内について同じ。）を検討しておいた上で行う避難訓練。 安全性を担保するためには、できる限り短い時間での避難が肝要であることから、訓練では、20分以内での避難完了を目指す。 なお、徒歩20分以内の距離に適切な指定緊急避難場所を設定できない所においては、津波到達予想時間内に徒歩避難が可能な指定緊急避難場所を選定し、訓練を実施する。 また、避難行動要支援者の避難支援のため、津波到達予想時間内の避難完了には自動車を使わざるを得ない場合等、自動車使用の必然性も勘案し、避難方法を検討しておく必要がある。
避難広報・情報伝 達訓練	夜間や停電時を想定した、安全かつ効率的な経路で避難広報を行うための広報車の運用訓練 半鐘（寺の鐘）の使用や予め伝達経路を定めておいた上での近隣への相互声かけ等による情報伝達訓練

実働訓練	訓練内容
沿岸の観光施設における避難誘導訓練	<p>予め、地震発生時の指定緊急避難場所を検討した上で行う、観光施設職員を対象とした避難誘導訓練</p> <p>また、海水浴客、サーファー等への警報・指定緊急避難場所の周知、避難誘導を実施する訓練</p>
教育施設における防災訓練	<p>学校でのPTA授業参観等の機会を活用した「児童、生徒、保護者」参加による実働避難訓練（保護者に対しても、実際に子供の避難路、指定緊急避難場所を確認しておくことで安心感を与えることができる。）</p> <p>宿泊を伴う避難訓練 ～例えば、夕食後に学校に参集（避難）し、防災教育（避難の重要性を学ばせる映像等視聴、地区ごとの指定緊急避難場所の確認等）を受け、体育館・教室等で宿泊後、翌朝朝食を取って解散するなど、印象に残す工夫を凝らした訓練</p> <p>昼休み時間等に行う抜き打ち避難訓練</p> <p>前提として、事前に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所、避難路を周知するための避難訓練 ・教師がいない場合の自己判断による避難の意識付け（指導） <p>を行った上で実施する。</p> <p>クラス単位での統一行動をしていない時間帯であることから発災の合図とともに各人の判断で避難し、点呼は原則として避難先で実施する。</p> <p>なお、交通量の多い市街地の学校では、事前に教員を交差点等に配置するなどの配慮も必要</p>
避難行動要支援者及び医療施設等での安全確保訓練	<p>社会福祉施設や医療施設において、施設高層階への移動で対応できる場合や他所への避難をせざるを得ない場合等々を想定し、種々の避難路、指定緊急避難場所、避難手段を検討の上行う実働避難訓練</p>
船舶等の安全確保訓練及び船舶等への避難訓練	<p>種々の津波到達予測時間を想定して行う、船舶の港外退避訓練、係留強化訓練、小型船の高所固縛訓練</p> <p>また、大型フェリーボート等着岸場所付近においては、大型フェリーボート、旅客船を高所建物又は避難所と想定しての地域住民等を乗船させての緊急避難訓練及び避難所運営訓練</p>

2 風水害等

図上訓練	訓練内容
地区実態把握のための訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数（回覧板を回す10～20戸程度を1班とする）の班ごとの訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材（スコップ、土嚢、リヤカー等）の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練

図上訓練	訓練内容
通学路実態把握のための訓練	<p>児童・生徒が住居区ごとに班（1班20名程度）を編成し（同じ通学路を使う者を集めて班編成）、それぞれの班ごとに通学路における災害危険予想箇所（大雨による浸水や土砂崩れが考えられる場所、大風による倒木が考えられる場所等）や、これらの災害（土砂崩れ、倒木）が発生し通学路が遮断された場合の緊急避難（待機）場所（できる限り複数）等について地図を使って検討する図上訓練</p> <p>（検討後の集団下校実地訓練及び訓練後の再検討も重要）</p>
情報収集・集約訓練	<p>進行管理者（コントローラー）が断片的な被災情報を訓練参加者（プレーヤー）に付与し、これを受けたプレーヤーが必要な情報をいかに迅速・正確に収集するか、また、他のプレーヤーがこれら情報を集約し、いかに対応すべきか、参加者がそれぞれの立場に立って行うロールプレイング方式での訓練</p>
離島等孤立可能性地域の想定訓練	<p>浸水や崖崩れなどによって交通・通信が寸断され、孤立するおそれがある離島、沿岸部、山間部の集落等を抽出した上で、災害発生時の通信手段、救命・救出方法、医療活動、水・食料・医薬品等の搬入方法、交通経路の復旧、輸送活動、避難の方法等を図上で想定し、課題抽出と解決策、あらかじめ備えておくべきことをシミュレートする（図上演習）訓練</p> <p>（具体的には、地域の人口、年齢構成、地形等を確認した上で、衛星携帯電話の活用、DMATへの連絡要請、ヘリコプターの緊急離着陸場所・物資投下拠点及び海上からの輸送接岸場所の想定、避難方法、現物備蓄しておくべき品目・量の検討等を行う。シミュレート後の実地踏査による検証も重要である。</p> <p>なお、図上想定を行うにあたっては、地区住民、消防、自衛隊、海上保安部、医療関係者（離島、沿岸部の場合は、港湾管理者、フェリー会社など）等と協議しながら課題の抽出や事前の取り決め等を検討することが望ましい。）</p>

実働訓練	訓練内容
資機材取扱い訓練	<p>道路からの倒木除去、小河川決壊の予防措置、小規模土砂崩れによる家屋一部倒壊現場からの救出・救助等、比較的軽微な応急対応を想定し、消防署（団）の指導の下、ノコギリ、なた、チェーンソー、ツルハシ、ショベル、土嚢（袋詰め、土嚢積み）、バール、ハシゴ、ハンマー、ロープ、自動車用ジャッキ等の取扱い要領を会得する訓練</p>
集団避難訓練	<p>上記の「地区実態把握のための図上訓練」を実施した上で行う実働集団避難訓練</p> <p>実際に避難路を点検・確認しながら歩き、また、避難行動要支援者の避難を支援してみた後に、より安全な経路や避難手段、支援方法等について再検討することが重要</p>

実働訓練	訓練内容
福祉施設相互の避難（受入れ）訓練	災害時等における相互受入れ協定を結んだ上で行う関係施設相互の実働避難（受入れ）訓練 実際に入所者とともに避難してみることで、例えば、経路上の道路の凸凹や坂のため入所者が車いすから落ちそうになる場面や、入所者の異常行動（興奮する、不安がる、車いすのブレーキを外そうとする等）等を体感できることもあり、事後の対応を検討するうえで有効
ヘリコプター運用による救出訓練	土砂崩れによる道路遮断、河川の氾濫による道路冠水等を想定した、ヘリコプターによる総合調整訓練（総合オペレーション訓練）、離発着訓練、被害状況監視訓練、孤立住民救出訓練、救援物資搬送訓練

大分県地域防災計画参照

2-6 雨量観測所

観測所名	位置	管理者
野津町	大分県野津町大字泊字八ノ久保	臼杵土木事務所
吉田	大分県野津町大字吉田	大分河川国道事務所
野田	大分県大字野田字榊神	臼杵土木事務所
臼杵土木	大分県大字臼杵字州崎	臼杵土木事務所
再進峠	大分県大字岳谷字スズレ石	臼杵土木事務所
臼杵（気象）	大分県大字諏訪字北ヶ迫	気象庁

2-7 水位観測所

対象河川	観測所名	水防団待機水位 （通報水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
熊崎川	堂籠橋	0.80m	1.20m	1.50m	1.90m
末広川	黒丸橋	1.60m	2.50m	3.00m	3.50m
臼杵川	万里橋	3.10m	3.30m	3.50m	3.60m
温井川	福良1号橋	1.30m	1.90m	2.30m	2.70m
左津留川	南津留小学校橋	1.30m	2.30m	2.80m	3.10m
海添川	竹尾橋	1.30m	1.90m	2.10m	2.20m
佐志生川	山崎橋	0.90m	1.50m	1.70m	2.00m

2-8 震度観測点

観測所名	位置	管理者
乙見	大字乙見字六クワ	気象庁

2-9 防災情報システム管理運用規程

平成17年1月1日

訓令第29号

改正 平成17年3月28日訓令第69号

平成29年4月3日訓令第6号

令和2年3月31日訓令第1号

令和4年3月23日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防災情報を迅速かつ的確に収集し、及び伝達することを目的に、臼杵市ケーブルネットワークを活用し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、臼杵市防災情報システムを構築し、適正な管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臼杵市防災情報システム（以下「情報システム」という。） 臼杵市ケーブルネットワークを活用し、次号以下の装置をもって機能するシステム
- (2) 防災カメラ装置 防災用のテレビカメラ及び当該カメラを遠隔操作する装置
- (3) 文字放送システム装置 文字情報を送受信する主装置、同システム装置を運用する機器及び緊急放送に対応する緊急操作機器

(情報システムの設置)

第3条 防災カメラ遠隔操作装置を総務課、防災危機管理課、農林振興課及び消防本部に設置し、防災カメラを次の場所に設置する。

- (1) 乙見ダム
- (2) 臼杵川（深田）
- (3) 土橋交差点
- (4) 末広川（黒丸）
- (5) 新地交差点
- (6) 市役所屋上
- (7) 千代田交差点
- (8) 戸室（狭間谷）
- (9) 下ノ江地区コミュニティセンター
- (10) 大坪
- (11) 藤田海岸
- (12) 泊ヶ内漁港
- (13) 東深江漁港
- (14) 障子岩
- (15) 勘場
- (16) 門前
- (17) 東海添
- (18) 吉田川

(19) 石場ダム

(20) 荒瀬橋

(21) 清水原

2 文字放送システム主装置を臼杵市ケーブルネットワークセンター(以下「センター」という。)に、同運用機器を総務課及びセンターに、同緊急操作機器を消防本部及びセンターに置く。

(情報システムの管理者)

第4条 情報システムの管理者(以下「管理者」という。)は、総務課長をもって充てる。

2 管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が指名した者がその職務を代行する。

3 管理者は、市長の指示を受けて情報システムの運用を統括する。

4 管理者は、有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)等関係法令を遵守し、情報システムによる放送の機能が発揮できるよう維持管理及び運用に努めなければならない。

5 管理者は、防災情報の収集が発揮できるよう防災カメラ装置の維持管理及び運用に努めなければならない。

6 管理者は、臼杵市災害対策本部が設置されたときは、防災カメラ装置又は情報システムの運用を臼杵市災害対策本部に委任することができる。

(操作担当者)

第5条 総務課及び消防本部にそれぞれ情報システムの操作担当者(以下「操作担当者」という。)を置く。

2 操作担当者は、管理者が任命する。

(放送の原則)

第6条 放送は、緊急を要する防災、緊急事務及び一般行政事務に利用するものとする。

(放送の種類)

第7条 放送の種類は、次のとおりとする。

(1) 緊急放送 火災、風水害等の災害情報を提供する放送

(2) 防災放送 防災カメラ装置を利用した映像情報を提供する放送

(3) 普通放送 行政情報、福祉及び医療情報、地域の祭事、各種イベント情報等を提供する放送

(放送の取扱い順位)

第8条 放送の取扱いは、緊急放送、防災放送及び普通放送の順位で行うものとする。

(運用時間)

第9条 情報システムの運用時間は、常時とする。

(放送の方法)

第10条 この訓令に定めるもののほか、情報システムで放送する方法について必要な事項は、別に定める。

(放送の決定)

第11条 この情報システムを利用して次の各号に掲げる放送を行う場合は、当該各号に掲げる者の許可を受けるものとする。

(1) 緊急放送 消防長又は総務課長

(2) 防災放送 消防長又は総務課長

(3) 普通放送 秘書・総合政策課長

(映像情報の提供)

第12条 防災カメラ装置を利用した映像情報の提供を希望する加入者は、防災情報システム利用許可願(様式第1号)を総務課長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、許可願の提出があったときは、防災上、防犯上又はケーブルネットワーク施設設備管理上、必要があると認める場合に限り許可することとし、防災情報システム利用許可書(様式第2号)により通知するものとする。

(緊急時の運用)

第13条 管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又はその他特別な理由があるときは、普通放送を制限することができる。

(事故等の場合の措置)

第14条 管理者は、事故又は故障のため放送を行うことができないときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年3月28日訓令第69号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月3日訓令第6号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

様式第1号(第12条関係)

防災情報システム利用許可(変更)願

年 月 日

(あて先) 白杵市

総務課長

申請者

住 所

氏 名

㊟

電話番号

—

白杵市防災情報システム管理運用規程第12条の規定により、次の目的により防災情報システムを利用したいので、許可されますよう願います。

利用目的	
利用場所	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

【利用上の注意】

- 1 利用者は、ケーブルテレビ放送での防災カメラ映像を視聴するものとする。
- 2 利用者は、防災カメラ制御について優先権をもたないものとする。
- 3 利用者は、営利上又は政治的な目的に利用してはならない。
- 4 利用者は、宗教の宣伝又は行事に利用してはならない。
- 5 利用者は、著作権を侵害する行為をしてはならない。
- 6 利用期間満了日前までに双方から別段の申出がないときは、更に自動的に1年間延長することができる。以後も同様とする。
- 7 利用場所及びホームターミナル台数の変更があるときは、速やかに申し出ることとする。

※ システム上、支障が生じた場合は、映像が視聴できないことがあります。

あらかじめご了承ください。

様式第2号（第12条関係）

様式第2号(第12条関係)

防災情報システム利用許可書

年 月 日

様

白杵市
総務課長



白杵市防災情報システム管理運用規程第12条の規定により、防災情報システムの利用を許可します。

利用目的	
利用場所	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日

【利用上の注意】

- 1 利用者は、ケーブルテレビ放送での防災カメラ映像を視聴するものとする。
 - 2 利用者は、防災カメラ制御について優先権をもたないものとする。
 - 3 利用者は、営利上又は政治的な目的に利用してはならない。
 - 4 利用者は、宗教の宣伝又は行事に利用してはならない。
 - 5 利用者は、著作権を侵害する行為をしてはならない。
 - 6 利用期間満了日前までに双方から別段の申出がないときは、更に自動的に1年間延長することができる。以後も同様とする。
 - 7 利用場所及びホームターミナル台数の変更があるときは、速やかに申し出ることとする。
- ※ システム上、支障が生じた場合は、映像が視聴できないことがあります。
あらかじめご了承ください。

2-10 災害・防災に関する協定の締結状況について

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
1	相互応援協定書	S57.04.01	津久見市	災害時における、応援隊の派遣等
2	災害時における応急対策業務に関する協定書	H09.06.24	社団法人 大分県建設業協会臼杵支部	災害時における、建設資機材及び労力等の提供
3	大分県及び市町村相互間の災害時応援協定	H10.05.18	大分県及び県内市町村	災害時における市町村相互間の応援
4	災害時相互応援協定	H17.11.10	豊後大野市	災害時における、応援隊の派遣等
5	目黒区との相互援助協定	H18.03.01	東京都目黒区	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の敷材の提供、職員の派遣等
6	災害時における救援物資提供に関する協定書	H18.05.26	南九州コカ・コーラボトリング株式会社	災害時における、地域貢献型自動販売機内の在庫製品無償提供、飲料水の優先的な提供等
7	医療法人輔仁会 介護老人保健施設南山園	H18.10.27	災害時における避難場所についての協定書	災害時における、避難場所の提供
8	災害時における救援物資提供に関する協定書	H20.01.25	臼杵運送株式会社	災害時における、物資の提供等
9	災害時における応急対策業務に関する協定書	H20.06.30	社団法人 大分県建設業協会臼杵支部	災害時における、建設資機材及び労力等の提供
10	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	H23.05.09	社会福祉法人 みずほ厚生センター	災害発生時、4施設を高齢者・障がい者の避難場所として提供
11	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	H23.11.25	社会福祉法人 同心会	災害発生時、2施設を高齢者の避難場所として提供
12	津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定書	H23.07.04	コンフォート千代田、千代田区自主防災会（3者協定）	津波発生時、ビルを避難場所として提供
13	と国土交通省九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定書	H23.09.05	国土交通省九州地方整備局	大規模災害時、情報連絡体制の構築、現地連絡員の派遣、災害応急措置等
14	大規模災害時における災害対策本部の移転に関する協定書	H23.12.15	大分県立臼杵支援学校	臼杵庁舎が被災した際、市の災害対策本部として施設を提供
15	災害時におけるLPガスの供給等の協力に関する協定書	H23.12.15	大分県LPガス協会臼津支部臼杵分会	災害時における、LPガスの提供等
16	災害時における応急対策協力に関する協定書	H24.02.02	株式会社小松製作所 開発本部試験センタ 実用試験部	災害時における、建設資機材、労力、避難場所、避難物資等の仮置場及び急患搬送・物資輸送のための航空機発着場としての提供等
17	と目黒区との相互応援協定に基づく覚書	H24.09.03	目黒区	東日本大震災の発生に伴い、H18年の協定に対し覚書を交わす
18	津波発生時における避難誘導に関する協定書	H24.10.02	下ノ江地区区長会、南日本造船株式会社、下ノ江造船株式会社、株式会社オオツカ、株式会社若林造船所	津波発生時、地元造船企業4社の職員が地域住民の避難誘導・補助等を行う
19	災害廃棄物の処理等に係る総合監理に関する協定書	H24.10.02	リマテック株式会社	大規模災害時に、発生した災害廃棄物（がれき）の迅速・適正な処理のため、総合監理を委託
20	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	H24.10.23	大分県石油販売協同組合臼杵支部	災害発生時、緊急車両等や避難所への優先的な燃料供給、災害情報等の提供等を行う
21	タクシー無線を用いた災害時情報通信に関する協定書	H24.11.30	臼杵タクシー株式会社、富士タクシー株式会社	災害時で電話等の有線通信の利用が困難な場合、タクシー事業者の無線を用いて地域情報の収集及び伝達を行う

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
22	確認書	H25. 02. 19	中央区長会、白杵小学校、白杵小学校PTA	「子どもたちの命を守るとりくみ」
23	津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定書（3件）	H25. 02. 27	駅前区自主防災会、ホテルあわづ江無田区、株式会社マルシヨク、M・サンルーラル江無田管理組合	津波発生時、ビルを避難場所として提供
24	災害時の相互援助協定	H25. 02. 27	茨城県常陸太田市	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の教材の提供、職員の派遣等
25	津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定書	H25. 04. 03	レイフ・ハーメイン諏訪	津波発生時、ビルを避難場所として提供
26	災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	H25. 04. 12	生活協同組合コープおおいた	災害時における応急生活物資の確保・供給について提供を行う
27	災害時における福祉避難場所提供に関する協定書	H25. 04. 25 05. 09	聖母の騎士会2、風連福祉会、栄仁会 (医福)末広、(有)ふくすけ、 (有)あすとびあ	災害発生時、6法人7施設を高齢者・障がい者の避難場所として提供
28	津波発生時における緊急二次避難施設としての使用に関する協定書	H25. 05. 08	下ノ江地区区長会、下ノ江造船株式会社	津波発生時における緊急二次避難施設としての使用
29	災害時における飲料水の提供に関する協定書	H25. 05. 27	伊藤園	災害時における飲料水の提供
30	確認書	H25. 11. 01	中央区長会、東中学校、東中学校PTA、トリック白杵幼稚園、トリック白杵幼稚園育友会、中央保育所、海浜保育園、海浜保育園多々良会	「子どもたちの命を守るとりくみ」
31	避難所施設利用に関する協定書	H25. 12. 24	大分県立津久見高校（海洋科学校）	災害時における避難所としての施設利用に関する協定
32	下南保育所園児の避難誘導に関する協定書	H26. 03. 20	社会福祉協議会、大分醤油協業組合、下南地区防災連絡協議会	下南保育所園児の緊急避難の際に、大分醤油の建屋内外に避難すること及び避難誘導に関する協定
33	三浦按針連携市による災害時の応援協定書	H26. 08. 10	静岡県伊東市、神奈川県横須賀市、長崎県平戸市	災害時における市町村相互間の応援
34	災害時の相互援助協定	H26. 09. 28	気仙沼市	災害発生時における、食糧・飲料水・生活必需品等の教材の提供、職員の派遣等
35	備蓄缶詰製造に関する覚書	H26. 10. 15	大分県立海洋科学高等学校	備蓄缶詰製造に関する覚書
36	地域住民の安心・安全に関する協定書	H27. 01. 20	連合消防団、防災士会	消防団と防災士が連携を図り減災に寄与することについて必要な事項を定める
37	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	H27. 02. 04	株式会社ゼンリン 九州第一エリア総括部	災害時における地図製品等の供給及び利用に関する協定
38	災害時における医療救護活動に関する協定書	H27. 03. 12	一般社団法人 医師会	集団災害発生時における救急医療活動に関する協定
39	災害時における水道施設の修繕工事及び災害復旧等に関する協定	H27. 04. 16	白杵市管工事協同組合	災害時における水道施設の復旧工事に冠する支援を行うもの
40	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	H27. 06. 15	フンドーキン醤油株式会社、富士甚醤油株式会社	災害時における副食調味料の調達に関する協定
41	災害発生時におけると内郵便局の協力に関する協定書	H27. 07. 01	内郵便局、日本郵便事業株式会社白杵郵便局	災害時の避難所における臨時郵便差出箱の設置等
42	災害時における生活必需品の供給に関する協定書	H27. 07. 14	大塚ウエルネスベンディング株式会社	災害時における、自動販売機内及び併設された備蓄在庫製品の無償提供
43	避難所施設利用に関する協定書	H27. 08. 14	大分県立白杵高等学校	災害時における避難所としての施設利用に関する協定

No.	協定、覚書等の名称	締結日	締結相手	協定、覚書等の内容
44	災害時におけるボランティアの協力に関する協定書	H28. 01. 18	社会福祉協議会、防災士会	各種災害が発生した場合における災害ボランティアとの協力に関する協定
45	災害時における仮設トイレ等の供給及びし尿収集業務等に関する四者協定	H28. 04. 13	株式会社美幸環境、有限会社臼杵環境センター、株式会社豊肥環境センター	災害時における公共トイレ応急対策業務に関する協定
46	日本下水道事業団災害支援協定	H28. 11. 11	日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援
47	特設公衆電話の設置等に関する協定書	H29. 02. 06	西日本電信電話株式会社大分支店	災害時における特設公衆電話（事前設置）に関する協定
48	災害復旧に関する覚書	H29. 02. 27	九州電力株式会社佐伯配電事業所	災害発生時、防災情報の収集・提供等について双方の対策本部が連携を保ち電力施設も円滑な復旧を図る
49	大規模災害時における被災状況調査の支援活動に関する協定	H29. 03. 24	一般財団法人 大分県測量設計コンサルタント協会	公共土木施設等の被災状況調査及び技術的な助言を支援
50	災害時における応急対策業務に関する協定書	H29. 10. 05	社団法人 大分県建設業協会臼杵支部	災害時における、建設資機材及び労力等の提供
51	南海トラフ大地震等の災害時における支援協力に関する協定書	H31. 03. 28 ～R1. 07. 08	大分県中古自動車販売協会、(有)CNA、(株)トヨタレンタリース大分、(株)スズキ自販大分、大分ダイハツ販売株式会社	災害発生時における応急復旧対策のための、優先的な車両の調達など
52	災害時における避難場所についての協定書	R 元. 05. 08	臼杵医師会 介護老人保健施設南山園	災害時における、避難場所の提供
53	臼杵市指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	R 元. 08. 26	山口産業株式会社（亀の井自動車学校・臼杵）	災害時における、避難場所の提供
54	災害時における車両の移動等の協力に関する協定	R02. 12. 17	大分県自動車整備振興会臼杵支部	被災車両の移動等の協力
55	災害時における車両のレッカー移動等の協力に関する協定	R03. 02. 09	大分県レッカー事業協力会	被災車両の移動等の協力
56	無人航空機を活用した災害支援活動に関する協定	R04. 01. 21	株式会社 LAV	災害時におけるドローンを活用した情報収集等

2-11 備蓄物資内訳（目標値）

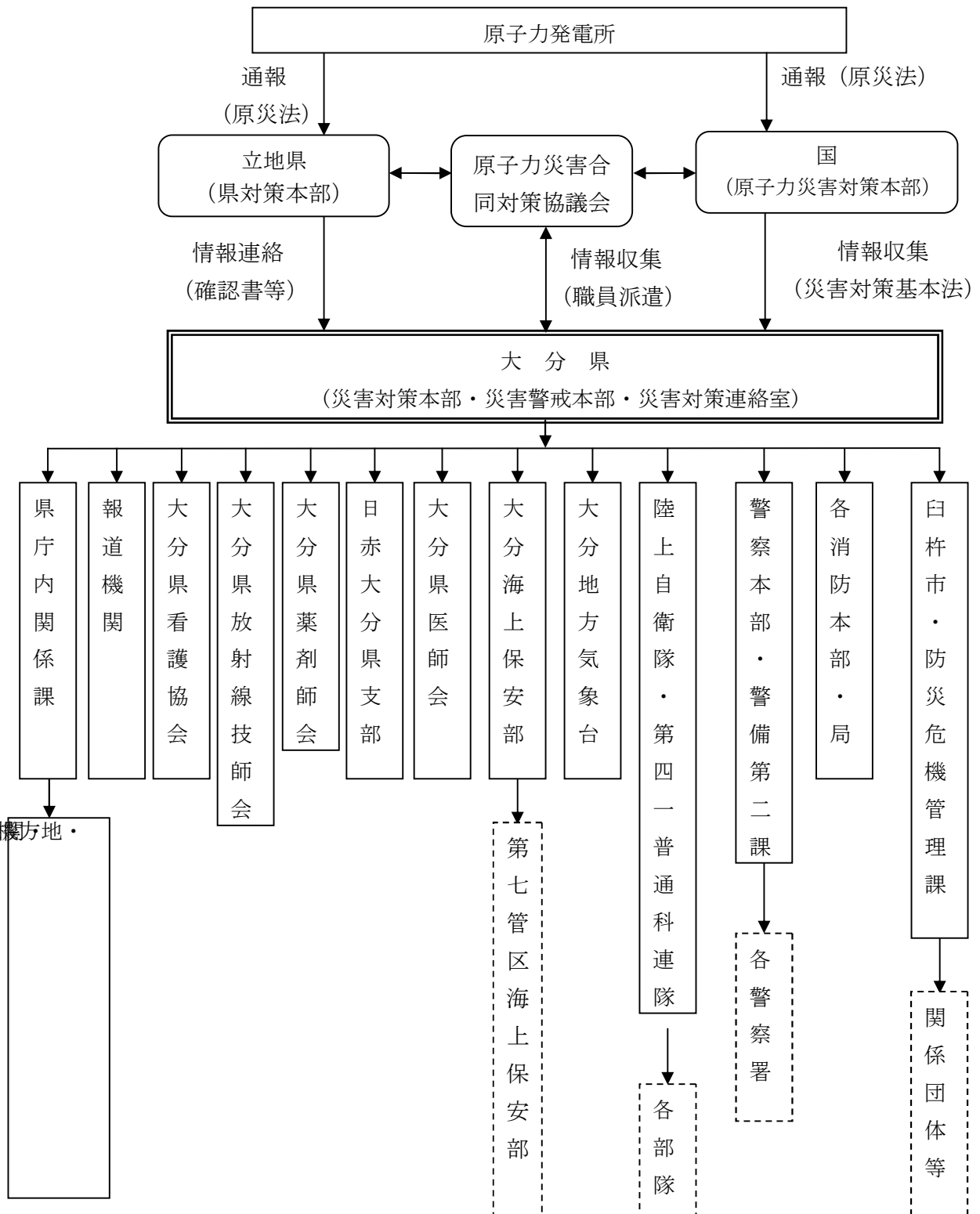
区 分	品 名	備蓄数量	単位
食料・飲料	アルファ米	70,000	食
	保存飲料水	127,476	ℓ
	粉ミルク（抗）アレルギー	85	箱
	液体ミルク	1,020	本
医薬品・衛生用品	小児用おむつ	22,206	枚
	大人用おむつ	18,818	枚
	ほ乳瓶	318	本
	ほ乳ボトル	1,904	本
	生理用品	57,108	個
	マスク	374,724	個
	手指用消毒液	220	個
	ウェットティッシュ	14,164	セット
	トイレットペーパー	591	パック
	体温計（腋下式、非接触式）	168	個
	ビニール手袋	84	箱
日用品	懐中電灯（ラジオ付含む）	210	個
	卓上コンロ	284	個
	カセットボンベ	4,260	本
	なべ	284	個
	やかん	284	個
	炊き出し用釜	52	個
	紙皿、紙コップ、割りばし	42,492	セット
	チャッカマン	1,417	本
住居・寝具等	テント	230	張
	防水シート（ブルーシート）	840	枚
	敷物	14,164	枚
	毛布	28,328	枚
	タオル・バスタオル	42,492	枚
	携帯トイレ	212,460	個
	トイレ用テント	384	個
	トイレ用手すり	91	式
	発電機	51	台
	投光器	123	台
	簡易間仕切り	7,082	区画
	段ボールベット	565	個

2-12 液剤調製用資機材

以下の資材を15セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ (滅菌済) スクエアパック	各Mサイズ 50 双	1 箱
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50 枚	1 箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100 枚	1 箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg 感度	1 台
電池	単3乾電池	単3	12 本
アズワン	薬包紙 純白模様 (中) 105×105	1,000 枚	1 個
村中	薬匙 (大中小3つ組)	1 セット	1 組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50ml	1 個
メスシリンダー	EM ユーロ PMP メスシリンダー	250ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器 (広口瓶)	2,000ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器 (広口瓶)	500ml	1 個
ボトル	遮光プラ容器 (広口瓶)	100ml	2 個
漏斗	ポリロート	120ml	1 個
シール	トクラベル 小判 赤	315 枚	1 箱
分注器	連続式自動分注器		1 台
ビーカー	TPX ビーカー	100ml	1 個
薬杯	薬杯 1号 10cc	100 個	4 袋
スポイト	スポイト	100 本	2 箱
	保管・運搬用バッグ		

2-13 原子力災害対策の情報連絡系統



- ・原災法：「原子力災害対策特別措置法」
- ・確認書等：「愛媛県と大分県との確認事項について」等

調整ページ

第3部 災害応急対策

3-1 臼杵市防災会議条例

平成17年1月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、臼杵市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 臼杵市地域防災計画及び臼杵市水防計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 臼杵市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 自衛隊に所属する者のうちから市長が委嘱する者
- (3) 大分県の知事の部内職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 大分県の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市長がその補助機関である職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防長及び消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認める者

6 前項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大分県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

3-2 臼杵市防災会議規程

平成17年1月1日
防災会議訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、臼杵市防災会議条例(平成17年臼杵市条例第16号)第5条の規定に基づき、臼杵市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の3分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第3条 会長は、庶務に従事する職員に会議録を作成させ、会議の概要及び出席委員の氏名等を記載させ、保管しなければならない。

(会長の専決処分)

第4条 会長は、会議が成立しないとき、又は会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、防災会議が処理すべき事務のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。ただし、その議決により特に指定したものについては、この限りでない。

- (1) 臼杵市防災計画及び臼杵市水防計画の要旨を公表すること。
 - (2) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易なこと。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に規定するもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日防災会議訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日防災会議訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

3-3 臼杵市災害対策本部条例

平成17年1月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、臼杵市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 班に班長及び副班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

5 副班長は班長を助け、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

3-4 臼杵市災害対策本部規程

平成18年5月15日
災害対策本部訓令第1号

臼杵市災害対策本部規程(平成17年災害対策本部訓令第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、臼杵市災害対策本部条例(平成17年臼杵市条例第17号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、臼杵市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、臼杵市役所内又は臼杵市消防庁舎内に置く。

(本部の所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 災害情報及び被害状況を収集し、これに基づく適切な措置を行い、また関係機関に対してその要請又は報告を行うこと。
- (2) 救助その他緊急措置に関する労務、施設、物資等に関する計画を樹立し、実施すること。
- (3) 被害の防止及び応急復旧に必要な対策を樹立し、実施すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に別表第1に掲げる班を置く。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長、教育長、消防長及び理事の職にある者をもって充てる。

(統括班長)

第6条 次の各号の課長級の職にある者においては、統括班長として当該各号に掲げる各対策班を統括する。

- (1) 総務課長 本部班、総務対策班
- (2) 同和人権対策課長 衛生対策班、地域対策班、救護対策班のうち税務課の分掌に関すること。
- (3) 保健健康課長 救護対策班
- (4) 上下水道工務課長 土木水産施設対策班、上下水道対策班
- (5) 産業促進課長 経済対策班
- (6) 教育総務課長 文教対策班
- (7) 議会事務局長 応援対策班
- (8) 消防署長 消防対策班
- (9) 市民生活推進課長 野津庁舎の各対策班、農林対策班

(本部長の職務代理)

第7条 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指定する副本部長がその職務を代理する。

(対策班の分掌事務)

第8条 対策班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(本部会議)

第9条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長、統括班長及び本部長が指名する者をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他防災に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、必要の都度本部長が招集し、議長となる。

(現地本部)

第10条 本部長は、一定の区域だけに災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、現地に現地対策本部(以下「現地本部」という。)を設けることができる。

2 現地本部の組織その他必要な事項は、その都度本部長が定める。

(事務処理の原則)

第11条 この訓令に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速、的確に処理するものとし、かつ、市議会及び関係機関と十分連絡協調しなければならない。

(本部の連絡員)

第12条 各対策班との連絡を緊密にするため、各対策班(連絡事務所対策班を除く。)のうちから連絡員1人を常時本部班に駐在させなければならない。

(他の法令等との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)、消防法(昭和23年法律第186号)、水防法(昭和24年法律第193号)その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところによりその事務を処理しなければならない。

(補則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成18年5月15日から施行する。

附 則(平成19年3月30日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日災害対策本部訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

次の別表1～4は別に定める。

別表第1(第4条関係)「臼杵市災害対策本部対策班編成表」

別表第2(第7条関係)「各対策班の分掌事務」

別表第3(第 条関係)「各対策班の分掌事務」

別表第4(第 条関係)「各対策班の分掌事務」

3-5 防災拠点施設等における災害対策本部設置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大規模な「風水害・台風」や「地震・津波」が発生し、又は発生の恐れがある場合で、白杵庁舎に災害対策本部を設置することが困難であるときに、市民の生命・財産を守り、迅速に災害に対応する体制を構築するため、防災拠点施設（新消防庁舎）（以下「防災拠点施設」という。）への災害対策本部設置（以下「設置」という。）に関する基準を定める。

(基本的な考え方)

第2条 災害が発生し、又は発生の恐れがある場合における設置基準を、白杵市災害対策本部防災対策マニュアルに定める災害区分「風水害・台風」「地震・津波」の2つの災害時について整理する。

(風水害・台風時の基準)

第3条 風水害・台風時においては、災害対策本部レベル5（3次体制：全職員）の対応の場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 大規模な土砂災害等が発生したとき又は大規模な河川のはん濫が発生したとき
- (2) 堤防の決壊等により、市内全域にわたり浸水が予想されるとき。

(地震・津波時の基準)

第4条 地震・津波時においては、災害対策本部レベル3（1次体制：職員概ね5割程度）の対応の場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に設置するものとする。

- (1) 地震の場合、概ね震度5強のとき。

市内数箇所土砂崩れ、道路の寸断、停電が発生したとき

- (2) 津波警報が発表されたとき。（1～3mの津波）

2 マグニチュード8を超えるような巨大地震が発生した場合には、最大級の津波を想定し、白杵庁舎及び防災拠点施設以外の場所に仮設災害対策本部を設置し、緊急対応を行うことができるものとする。

(その他)

第5条 上記以外の災害の場合又は第3条各号及び前条各号に該当しない場合においても、災害対策本部を防災拠点施設に設置できるものとする。

2 職員は、災害の状況や時間帯などに応じ、身の安全を確保した後に臨機応変な対応を行うものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

3-6 気象警報等の基準

1. 気象警報等の基準

発表官署 大分地方気象台 (令和5年6月8日現在)

日杵市	府県予報区	大分県		
	一次細分区域	中部		
	市町村等をまとめた地域			
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	25	
		土壌雨量指数基準	166	
	洪水	流域雨量指数基準	野津川流域=27.8, 日杵川流域=21.8, 熊崎川流域=10.2, 末広川流域=16.9, 勘場川流域=6, 田井ヶ迫川流域=9.4, 左津留川流域=9.9, 佐志生川流域=6.6, 海添川流域=7.4, 温井川流域=2.6	
		複合基準*1	日杵川流域=(11, 19.6), 熊崎川流域=(14, 8.5), 末広川流域=(14, 14.8), 勘場川流域=(14, 5.4), 左津留川流域=(24, 8.4), 佐志生川流域=(14, 5.6), 海添川流域=(14, 6.9), 温井川流域=(22, 1.9)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24 時間降雪の深さ 10cm
山地			24 時間降雪の深さ 20cm	
波浪	有義波高	3.0m		
高潮	潮位	2.1m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	18	
		土壌雨量指数基準	106	
	洪水	流域雨量指数基準	野津川流域=22.2, 日杵川流域=17.4, 熊崎川流域=8.1, 末広川流域=13.5, 勘場川流域=4.8, 田井ヶ迫川流域=7.5, 左津留川流域=7.9, 佐志生川流域=5.2, 海添川流域=5.9, 温井川流域=2	
		複合基準*1	野津川流域=(14, 17.8), 日杵川流域=(11, 13.9), 熊崎川流域=(9, 7.7), 末広川流域=(9, 13.3), 勘場川流域=(14, 4.8), 田井ヶ迫川流域=(9, 6.8), 左津留川流域=(9, 7.6), 佐志生川流域=(9, 5), 海添川流域=(9, 5.9), 温井川流域=(9, 1.7)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	12m/s
	強風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm
			山地	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	1.4m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度 45%で、実効湿度 65%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30cm 以上			
低温	夏期: 平年より平均気温が 3℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想される場合 冬期: 沿岸部で最低気温-4℃以下、内陸部で最低気温-8℃以下			
霜	11 月 20 日までの早霜 3 月 20 日以降の晩霜 最低気温 3℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度 90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を示す。

2. 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

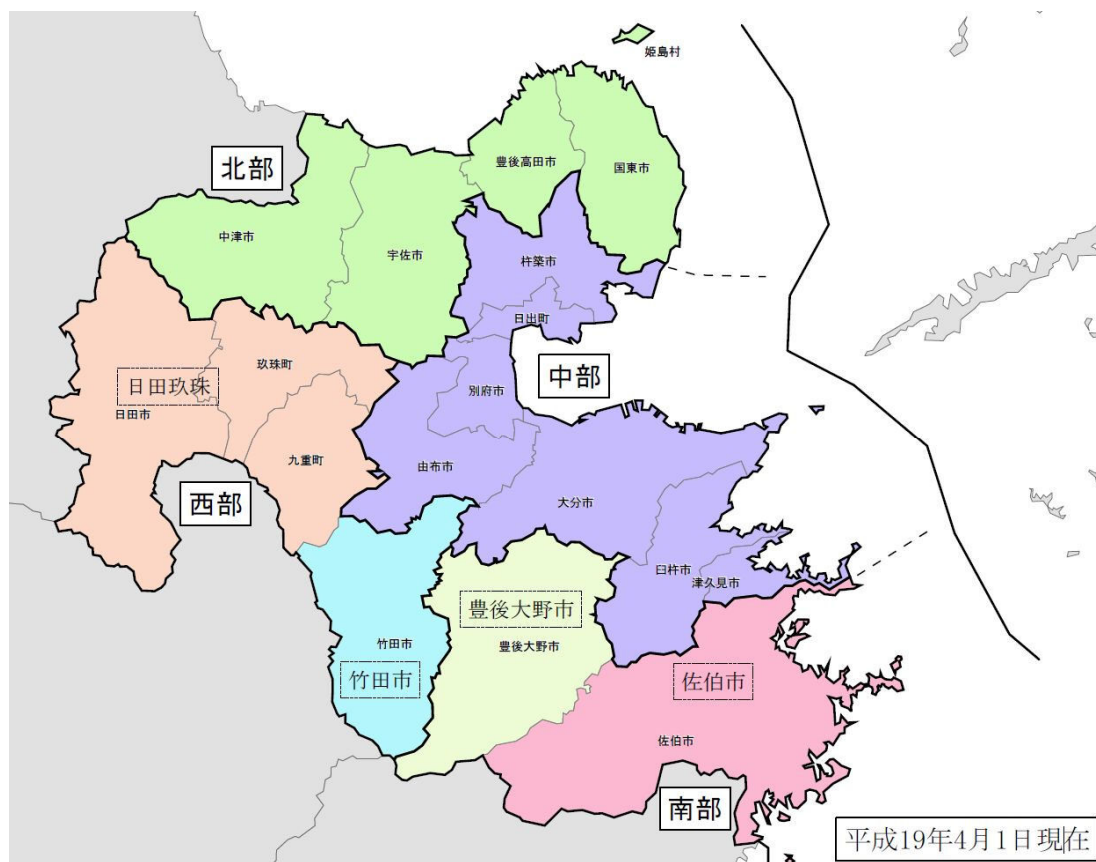
特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生、又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種類	概要
警報	<p>洪水警報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p>
	<p>大雪警報</p> <p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>暴風警報</p> <p>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>暴風雪警報</p> <p>雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。</p>
	<p>波浪警報</p> <p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>高潮警報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p>
注意報	<p>大雨注意報</p> <p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	<p>洪水注意報</p> <p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</p>
	<p>大雪注意報</p> <p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>強風注意報</p> <p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>風雪注意報</p> <p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。</p>
	<p>波浪注意報</p> <p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>高潮注意報</p> <p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>
	<p>濃霧注意報</p> <p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発</p>

種類	概要
	表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

3. 大分県の予報区域細分図



一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
北 部	—	中津市、宇佐市、豊後高田市、国東市、姫島村
中 部	—	大分市、別府市、杵築市、由布市、臼杵市、津久見市、日出町
西 部	日田玖珠	日田市、玖珠町、九重町
	—	竹田市
南 部	—	佐伯市
	—	豊後大野市

※ 一次細分区域…予報区を気象特性、災害特性及び地理的特性により分割し、行政区画によって調整した区域で、かつ、天気予報を定常的に細分して行う区域

※ 二次細分区域…市町村長等が行う避難指示等の防災対応の判断や、住民の自主的な避難行動をよりきめ細かく支援するため、気象に関する警報・注意報を市町村の単位で発表するものをいう。

3-7 緊急地震速報、震度速報、地震情報の解説

1. 緊急地震速報、震度速報、地震情報の解説

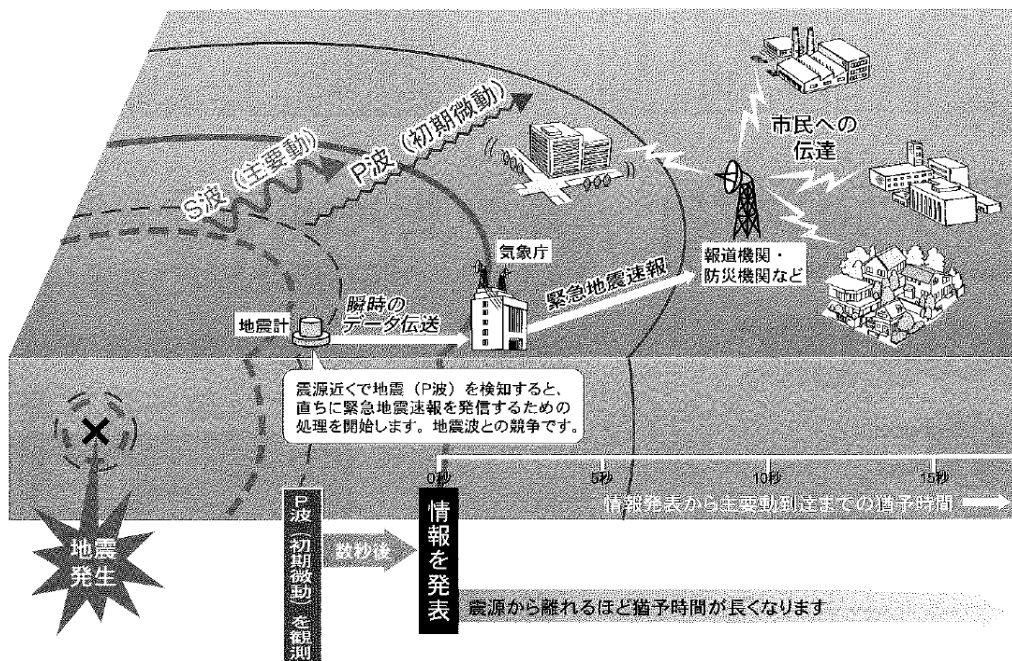
1) 用語解説

情報の種類	解 説
緊急地震速報 (警報)	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。なお、地震の震源が近いときは緊急地震速報(警報)が強い揺れの到達に間に合わない。
震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名(九州・山口県は36地域に分割)とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1.5分で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
大津波警報 ・津波警報 ・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域(九州・山口県では16に区分した津波予報区)に対し、予想される津波の高さに応じて大津波警報、津波警報、又は津波注意報(以下、「津波警報等」という。)を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。
津波情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻(10分単位(遠地地震については30分単位))や予想される津波の高さ(5段階の数値(メートル単位)、又は2種類の定性的表現*で発表)、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))震央地名を発表する。
津波情報	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
津波情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻(1分単位)と津波到達予想時刻(10分単位、遠地地震については30分単位)、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名を発表。
津波情報	津波観測に関する情報
津波情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
津波情報	沖合の津波観測に関する情報
津波情報	津波に関するその他の情報
地震情報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名(九州・山口県は36地域に分割)とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。
地震情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2~5分程度で発表する。 この情報は、強い揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配のない時に、防災機関の防災対応(即時対応)に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。

情報の種類	解 説
震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。
長周期地震動階級に関する情報	固有周期が1～2秒から7～8秒程度の揺れが生じる高層ビル内における、地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度から4つの段階に区分した揺れの大きさの指標。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。
地震の活動状況に関する情報	気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。

2) 緊急地震速報のしくみ

緊急地震速報は、最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ（震度4以上）の地域名を揺れが来る前に発表するもの。



「緊急地震速報」は、震源近くで地震（P波、初期微動）をキャッチし、位置、規模、想定される揺れの強さを自動計算し、地震による強い揺れ（S波、主要動）が始まる数秒

～数十秒前に素早く知らせるもの。


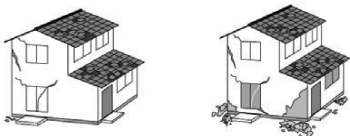

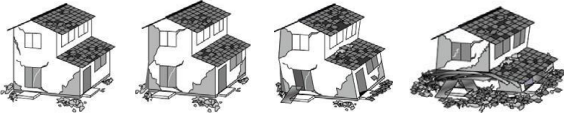
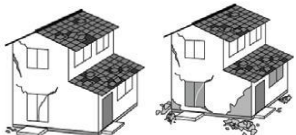


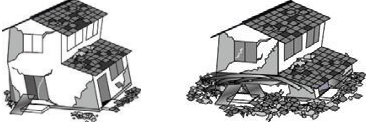
ただし、震源に近い地域では「緊急地震速報」が強い揺れの到達に間に合わない。また、ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがある。

2. 気象庁震度階級関連解説表

1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。 
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。 	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 

注1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3 木造建物の被害は地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように震度に比べ建物被害が少ない事例もある

3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

注1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。

しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4) 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

注1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

注2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

注3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

6) 大規模構造物への影響

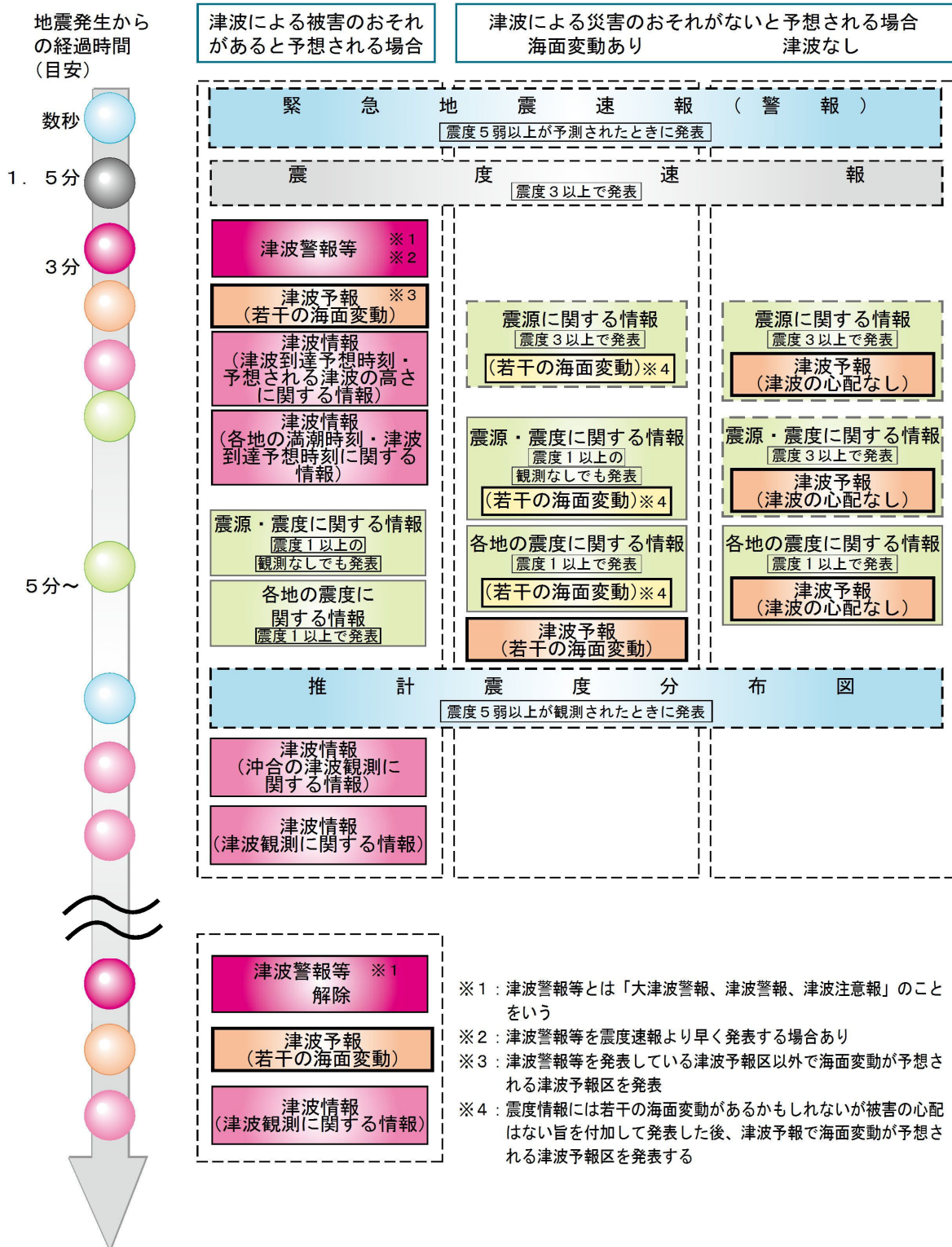
長周期地震動による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3. 津波の高さと予想される被害の関係

津波の高さ (m)	1	2	4	8	16	32
津波の形態 ・緩斜面 ・急斜面	岸で盛り上がる 速い潮汐	沖でも水の壁 第二波が碎波 急斜面では速い潮 汐	先端の碎波が増え る	第一波が巻き波、 碎波		
木造家屋	部分的破壊	全面破壊				
石造家屋	持ちこたえる			全面破壊		
鉄筋コンクリート	持ちこたえる					全面破壊
漁船		被害発生	被害率50%	被害率100%		
防潮林 (幅 20m)	被害軽減、漂流物阻止、津波軽減		部分的被害 漂流物阻止	全面的被害 無効果		
養殖いかだ	被害発生					

4. 津波警報等及び津波予報発表のタイミング



3-8 被害状況報告（様式）

1. 第1号様式（火災）

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他						
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理由				
	負傷者 重症 人						
	中等症 人						
	軽症 人						
建物の概要	構造		建築面積		m ²		
	階層		延べ面積		m ²		
焼損程度	焼損程度	全焼 半焼 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
						建物焼損表面積	m ²
						林野焼損面積	m ²
り災世帯数	世帯		気象状況				
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他		台	人			
救急・救助 活動状況							
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

2. 第2号様式（特定の事故）

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 0 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等		
	なし		重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)	台 人		
		消 防 団	台 人		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

3. 第3号様式（救急・救助事故等）

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分頃 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人	
	計 人	重症	人 (人)	
	不明 人	中等症	人 (人)	
		軽症	人 (人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員	人	
消防・救急・救助 活動状況	事故概要			
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項	※何か不明な点がありましたらお問合せ下さい。			

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

4. 第4号様式（災害の概況）

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
消防庁受信者氏名	市町村 <small>（消防本部名）</small>	
災害名	報告者名	
(第 報)		

災 害 の 概 況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

5. 第4号様式（被害状況即報）

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県			区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		そ	田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報 告 者 名	(月 日 時現在)		の	畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分			の	文 教 施 設		箇所	
被 害				病 院		箇所	
人 的 被 害	死 者		の	道 路		箇所	
	行 方 不 明 者			橋 り よ う		箇所	
	負 傷 者	重 傷		人	河 川		箇所
		軽 傷		人	港 湾		箇所
住 家 被 害	全 壊		の	砂 防		箇所	
	半 壊			清 掃 施 設		箇所	
	一 部 損 壊			崖 く ず れ		箇所	
	床 上 浸 水			鉄 道 不 通		箇所	
	床 下 浸 水			被 害 船 舶 隻			
	非 住 家			水 道 戸			
	公 共 建 物			電 話 回 線			
	そ の 他			電 気 戸			
				ガ ス 戸			
				ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所	
				そ の 他		箇所	
		り 災 世 帯 数		世帯			
		り 災 者 数		人			
		火 災 発 生		建 物 件			
		危 険 物		件			
		そ の 他		件			

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部	都 道 府 県	市 町 村
公 共 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請 ・災害ボランティアの活動状況					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

3-9 被害認定の基準

被災世帯の算定	全壊、全焼、流失等により滅失した世帯	
	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損壊した世帯は2世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
	住家が床上浸水、土砂のたい積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家の滅失した1世帯とみなす。	
住家の滅失等の認定	住家の滅失	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
		住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	住家の半壊・半焼	住家の損壊又は消失した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
		住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの(住家の被害が上記に該当しない場合)	浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
		土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
世帯	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。 又、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

被害程度の判定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼 又は流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。報告については棟数並びに世帯数及び人員とする。	
	半壊又は半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が量を超えた程度のもをいう。又は、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。	
	一部破損	損壊の程度が全半壊にいたらぬ程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス数枚が割れた程度のもを除く。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの。	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道(道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ)の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川(河川法の適用若しくは準用される河川)の堤防あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
世帯数	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。	
火災発生	被災者	被災世帯の構成員をいう。	
	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。	
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。	
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。	
その他	建物及び危険物以外のもの。		

その他用語の解説

用語	概 要
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
公立文教施設	公立の文教施設とする。
農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、家畜、畜舎等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-10 応急救助の実施基準（救助の程度及び期間）

表 救助の程度及び期間

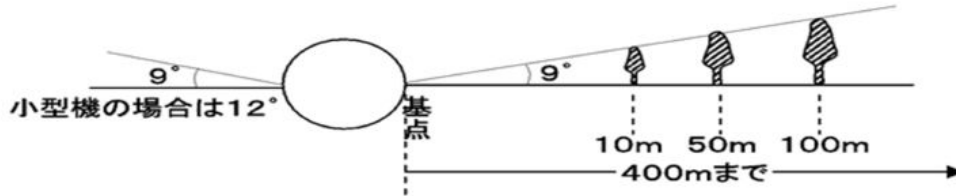
救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。 2. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工	1. 1戸当りの平均の面積、額が基準以内であればよい。 2. 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 3. 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間 最高2年以内 5. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊（焼）流失、床上浸水で炊事ができない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料及び炊事のための水であること。）	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内

救助の種類	対 象	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書） 1カ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の取扱い	災害の際死亡した者（埋葬を除く）	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 遺体の一次保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 遺体の搜索 6. 遺体の取り扱い 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

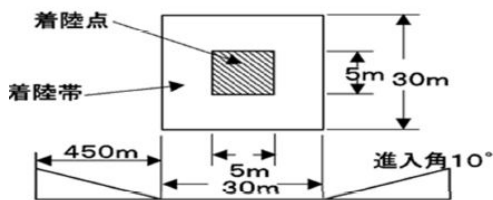
※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は内閣総理大臣大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

3-11 臨時ヘリポートの設置基準

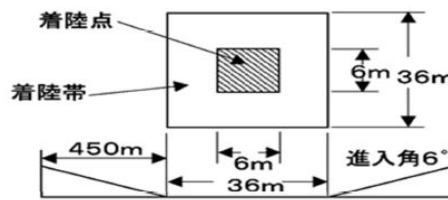
○航空機（回転翼）の着地点及び無障害地帯の基準



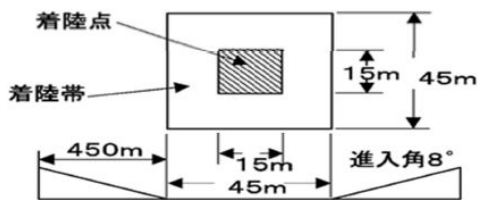
①小型機（OH - 6）の場合



②中型機（UH - 1）の場合

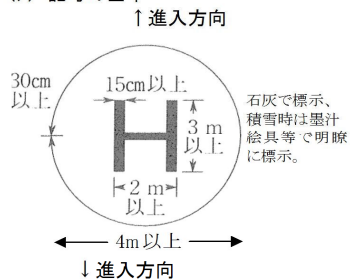


③大型機（UH - 60）の場合

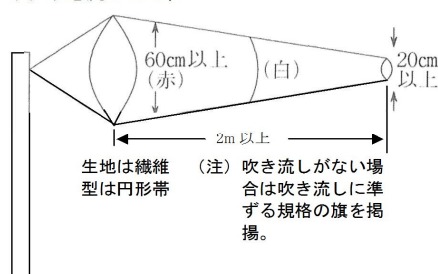


着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近く上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

(7) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



3-12 市内指定飛行場外離発着場

	臨時発着場	所在地
1	佐志生小学校	大分県臼杵市大字佐志生
2	下ノ江地区多目的広場	大分県臼杵市大字田井
3	下北小学校	大分県臼杵市大字稲田
4	上北小学校	大分県臼杵市大字末広
5	臼杵市総合公園（市民球場）	大分県臼杵市大字諏訪
6	臼杵市総合公園（多目的グラウンド）	大分県臼杵市大字諏訪
7	泊ヶ内漁港（奥）	大分県臼杵市大字深江
8	柿ノ浦漁港	大分県臼杵市大字深江
9	大泊漁港	大分県臼杵市大字大泊
10	臼杵公園グラウンド	大分県臼杵市大字臼杵
11	防災拠点施設（多目的グラウンド）	大分県臼杵市大字前田
12	旧臼杵商業グラウンド	大分県臼杵市大字家野
13	中臼杵地域グラウンド（旧中臼杵小学校）	大分県臼杵市大字吉小野
14	乙見グラウンド	大分県臼杵市大字乙見
15	宮本地域グラウンド（旧宮本小中学校）	大分県臼杵市大字東神野
16	戸上地域グラウンド（旧戸上小学校）	大分県臼杵市野津町大字西寒田
17	野津分署	大分県臼杵市野津町大字宮原
18	吉四六グラウンド	大分県臼杵市野津町大字原
19	田野グラウンド	大分県臼杵市野津町大字亀甲
20	西神野ふれ愛センター	大分県臼杵市野津町大字西神野
21	南野津小学校	大分県臼杵市野津町大字西畑
22	東谷グラウンドゴルフ場	大分県臼杵市野津町大字東谷
23	川登小学校	大分県臼杵市野津町大字清水原
24	石場ダム	大分県臼杵市野津町大字東谷

3-13 自衛隊災害派遣要請書

第2号様式（派遣）

白コ防第 号
平成 年 月 日

大分県知事 様

臼杵市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- 2 派遣要請を希望する期間

- 3 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数

- 4 派遣を希望する区域及び活動内容

- 5 その他参考となるべき事項

- 6 連絡担当者
災害対策本部 職 氏名
(電話番号)
被災現場 職 氏名
(携帯電話番号)

第3号様式（撤収）

白コ防第 号
平成 年 月 日

大分県知事 様

臼杵市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

平成 年 月 日付白総第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 平成 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

3-14 他市町村、県等への応援要請文書

1. 大分県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

年 月 日

殿

臼杵市長

印

大分県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害及び被害が予想される状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援を希望する期間
- 4 その他必要な事項

2. 大分県常備消防相互応援協定

年 月 日

殿

臼杵市長

印

大分県常備消防相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害等の種類、発生日時及び場所
- 2 応援を要する人員及び機械器具等の種別及び数量
- 3 応援隊の到着希望日時及び場所
- 4 その他必要な事項

3. 災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求

年 月 日

大分県知事

殿

臼杵市長

印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

3-15 市内の公共的団体等への協力依頼文書

年 月 日

殿

臼杵市長

印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願いについて

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人 員
- 5 従事時間
- 6 集合場所
- 7 その他参考となる事項

3-16 緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書

1. 事前届出書

<p>地震防災 応急対策用 災害</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>大分県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	
番号標に標示 されている番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)	
使用者	住所 () 局 番
	氏名
出 発 地	
<p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。</p>	

2. 確認申請書

地震防災 応急対策用 災害		緊急通行車両確認申請書		平成 年 月 日	
大分県公安委員会 殿		申請者住所 (電話) 氏名		印	
番号標に標示 されている番号					
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)					
使用者	住所	() 局 番			
	氏名				
通行日時					
通行経過	出 発 地	目 的 地			
備 考					

3-17 避難指示等の発表又は発令の基準

避難指示は、発表又は発令の要件となる事項及び避難の目安となる各種情報を総合的に判断し、次に示すことを勘案して発表又は発令する。

- ① 予測する災害の種類
- ② 避難に要する時間
- ③ 避難を行う時間帯
- ④ 避難路における危険性
- ⑤ 災害時要配慮者への配慮

区分	発表又は発令基準
戒警（ 高齢者等 避難 レベル3）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報や土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 暴風の襲来により短時間後に危険が予想される場合 (風速が 20m/s 位に更に強まっていくときのような場合) ・ 相当な豪雨で短時間に予想される場合 (連続雨量が 100mm を超えた場合は、時間雨量 30mm を超えたときのような場合。 その他の場合は時間雨量 40mm を超えるような場合) 【白杵川、田井ヶ迫川、末広川、海添川、佐志生川、熊崎川、温井川、左津留川】 ・ 河川の水位が「避難判断水位」を超え、なお水位の上昇が想定される場合 ・ 津波注意報が発表された場合 ・ 高潮の起こる恐れが予想される場合
戒警（ 避難 指示 レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風による風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきた場合 (風速が 20m/s 以上となり、更に強まっていくことが予想される場合) ・ 相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合 (連続雨量が 150mm を超えた場合は時間雨量 50mm を超えたときのような場合。 その他の場合は時間雨量 60mm を超えたような場合) 【白杵川、田井ヶ迫川、末広川、海添川、佐志生川、熊崎川、温井川、左津留川】 ・ 河川の水位が「はん濫危険水位」を超え、なお水位の上昇が想定される場合 ・ 河川堤防の決壊等の兆候、又は上流域の決壊により危険であると認められる場合 ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 地すべり、山崩れ等の兆候が見られ危険であると認められる場合 ・ 津波警報以上が発表された場合 ・ 高潮による被害が発生又はその恐れがある場合 ・ 周囲の状況が高齢者等避難の段階より悪化し、相当の危険が迫ってきた場合
戒警（ 緊急 安全 確保 レベル5）	<ul style="list-style-type: none"> 【白杵川、田井ヶ迫川、末広川、海添川、佐志生川、熊崎川、温井川、左津留川】 ・ 堤防の決壊や越水等の危険が確認される場合 ・ 危険が切迫して、緊急に避難を要すると認められる場合 ・ 暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、その他の災害発生時象が避難指示の段階より悪化し、更に土砂災害警戒情報が発表され、災害の発生が切迫し、かつ確実視されるに至ったとき、又は突然災害発生の際に諸現象が現れた場合

3-18 臼杵市内避難施設一覧

1. 指定緊急避難場所及び指定避難所

施設名	住所	指定避難所	指定緊急避難場所								備考
			洪水	土石流	高潮	地震	津波	火事	内水氾濫	火山	
臼杵市民会館	大字臼杵72-83	○	○	○	—	—	—	○	○	—	
社会福祉センター	大字臼杵4-1	○	○	○	—	—	—	○	○	—	
諏訪山体育館	大字諏訪595-5	○	○	○	○	○	○	○	○	—	(医療救護所)
臼杵市柔剣道場	大字臼杵81-95	○	○	○	—	—	—	○	○	—	
臼杵市中央公民館	大字臼杵2-107-562	○	○	○	—	—	—	○	○	—	
野津中央公民館	野津町大字野津市184	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
中臼杵農村環境改善センター	大字武山1838	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
臼杵小学校	大字臼杵65	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
臼杵小学校体育館			○	○	—	—	—	○	—	—	
福良ヶ丘小学校(体育館を含む)	大字福良360-1	○	○	○	○	○	○	○	○	—	(医療救護所)
市浜小学校	大字戸室503	○	○	○	○	—	—	○	○	—	
市浜小学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
下南小学校	大字望月815	○	○	○	○	—	—	○	○	—	
下南小学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
海辺小学校	大字大浜173	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
海辺小学校体育館			—	—	—	—	—	○	○	—	
佐志生小学校	大字佐志生3015-1	○	○	○	—	—	—	○	○	—	
佐志生小学校体育館			○	○	—	—	—	○	○	—	
下ノ江小学校	大字大野1955	○	○	○	○	—	—	○	○	—	
下ノ江小学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
下北小学校	大字稲田862	○	○	—	○	—	—	○	○	—	
下北小学校体育館			○	—	○	○	○	○	○	—	
上北小学校	大字末広2487-2	○	○	—	○	—	—	○	○	—	
上北小学校体育館			○	—	○	○	○	○	○	—	
臼杵市文化財管理センター	大字吉小野4296	○	—	—	—	—	—	—	—	—	旧中臼杵小学校
臼杵南小学校	大字掻懐1483	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
臼杵南小学校ランチルーム			○	○	○	—	—	—	○	—	
臼杵南小学校体育館			—	—	○	○	○	○	—	—	
南津留地区コミュニティセンター	大字掻懐27-1		○	—	○	○	○	○	○	—	
野津小学校	野津町大字山頭3100	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
野津小学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
旧田野小学校	野津町大字亀甲4014	○	—	—	—	—	—	—	—	—	旧特別教室棟
田野地域グランド			○	○	○	○	○	○	○	—	
川登小学校	野津町大字清水原1341	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
川登小学校体育館			○	○	—	○	○	○	○	—	
南野津小学校	野津町大字西畑600	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
南野津小学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
東中学校	大字臼杵71-18	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
東中学校体育館			○	○	—	—	—	○	—	—	
西中学校	大字戸室535	○	—	—	—	—	—	—	—	—	(医療救護所)
西中学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
北中学校	大字江無田132-1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
北中学校体育館			○	○	—	—	—	○	○	—	
南中学校	大字掻懐2227	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
南中学校体育館			—	—	○	○	—	○	—	—	
野津中学校	野津町大字野津市666	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
野津中学校体育館			○	○	○	○	○	○	○	—	
戸上ふれあい広場	野津町大字西寒田2989	○	○	○	○	○	○	○	○	—	旧戸上幼稚園
都松地区ふれあいセンター	野津町大字都原1014	○	○	○	○	○	○	○	○	—	旧都松小学校
上浦・深江地区コミュニティセンター	大字深江1509	○	○	—	—	○	—	○	○	—	旧深江小中学校
宮本地区体育館	大字東神野3402	○	○	—	○	○	○	○	○	—	旧宮本小中学校
西神野ふれあいセンター	野津町大字西神野1070	○	○	○	○	○	○	○	○	—	旧西神野小学校
臼杵高等学校	大字海添2512	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
臼杵高等学校体育館			○	○	—	—	—	○	—	—	
海洋科学高等学校(体育館)	大字諏訪254-1-2	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
海洋科学高等学校武道場			○	—	○	○	○	○	○	—	
海洋科学高等学校体育館			○	—	○	○	○	○	○	—	
南野津地区公民館	野津町大字吉田161	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
田野地区公民館	野津町大字亀甲4010	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
臼杵支援学校	大字井村911	○	○	—	○	○	○	○	○	—	
市浜地区コミュニティセンター	大字前田1851-8	○	○	○	—	—	—	○	○	—	
臼杵市総合公園	大字諏訪790		○	—	○	○	○	○	○	—	屋外
吉四ランド	野津町大字原326		○	○	○	○	○	○	○	—	屋外
臼杵市民グラウンド	大字臼杵81-118		○	○	—	—	—	○	—	—	屋外
臼杵公園	大字臼杵91		○	—	○	○	○	○	○	—	屋外(臨時医療救護所)
臼杵護国神社 社務所ほか	大字臼杵91-2		○	—	○	○	○	○	○	—	宗教関連施設
介護老人保健施設 南山園3階デイルーム	大字海添250		—	—	—	○	○	—	—	—	民間施設
亀の井自動車学校 臼杵校	大字井村1800		○	○	○	○	○	○	○	—	民間施設
コンフォート千代田	大字野田339-2		—	—	—	—	○	—	—	—	民間施設(津波避難ビル)
サンリブ臼杵	大字江無田266-5		—	—	—	—	○	—	—	—	民間施設(津波避難ビル)
M・サンルーラル江無田	大字江無田99		—	—	—	—	○	—	—	—	民間施設(津波避難ビル)
クレドホテル臼杵	大字海添2573-10		—	—	—	—	○	—	—	—	民間施設(津波避難ビル)
レイフ・ハーメイン諏訪	大字諏訪649-4		—	—	—	—	○	—	—	—	民間施設(津波避難ビル)

黄色: 台風の接近、または大雨が降ることが予想され、事前に「高齢者等避難」を発令する場合の指定緊急避難場所(一次)

【注意事項】

- ・ 発令基準によらず事前に「高齢者等避難」を発令した場合、施設使用者に避難するスペースを提供してもらうよう理解を求める。
- ・ 指定緊急避難場所（一次）については、学校区にこだわることなく周知し、和室がある臼杵中央公民館、野津中央公民館を推奨する。開設場所については、台風等災害の状況に応じて判断する。

2. 指定緊急避難場所の看板設置場所

NO	施設・場所名	対象とする異常な現象の種類						
		洪水	土砂	高潮	地震	津波	火事	内水 氾濫
1	臼杵市民会館	1	1				1	1
2	社会福祉センター	1	1				1	1
3	諏訪山体育館	1	1	1	1	1	1	1
4	臼杵市柔剣道場		1				1	1
5	臼杵市中央公民館	1	1				1	1
6	野津中央公民館	1	1	1	1	1	1	1
7	中臼杵農村環境改善センター	1	1	1	1	1	1	1
8	臼杵小学校体育館		1				1	
9	福良ヶ丘小学校	1	1	1	1	1	1	1
10	市浜小学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
11	下南小学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
12	海辺小学校体育館						1	1
13	佐志生小学校体育館		1		1		1	
14	下ノ江小学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
15	下北小学校体育館	1		1	1	1	1	1
16	上北小学校体育館			1	1	1	1	1
17	臼杵南小学校ランチルーム	1	1					1
18	臼杵南小学校体育館			1	1	1	1	
19	野津小学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
20	田野地区公民館・田野地域グラウンド	1	1	1	1	1	1	1
21	川登小学校体育館	1		1	1	1	1	1
22	南野津小学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
23	東中学校体育館		1				1	
24	西中学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
25	北中学校体育館	1	1				1	1
26	南中学校体育館			1	1		1	
27	野津中学校体育館	1	1	1	1	1	1	1
28	戸上ふれあい広場	1	1	1	1	1	1	1
29	都松地区ふれあいセンター	1	1	1	1	1	1	1
30	上浦・深江地区コミュニティセンター	1			1		1	1
31	宮本地域体育館	1		1	1	1	1	1
32	西神野ふれあいセンター	1	1	1	1	1	1	1
33	臼杵高等学校体育館	1	1				1	1
34	海洋科学高等学校柔剣道場	1		1	1	1	1	1
35	南野津地区公民館	1	1	1	1	1	1	1
36	臼杵支援学校体育館	1		1	1	1	1	1
37	市浜地区コミュニティセンター	1		1			1	1
38	臼杵市総合公園	1		1	1	1	1	1
39	吉四六ランド	1	1	1	1	1	1	1
40	臼杵市民グラウンド		1				1	
41	臼杵公園	1		1	1	1	1	1
42	亀の井自動車学校・臼杵	1	1	1	1	1	1	1

3. 連絡事務所及びコミュニティセンター等

施設名	電話番号
海辺連絡事務所	0972-62-3601
南津留地区コミュニティセンター	0972-65-3050
上北地区コミュニティセンター	0972-62-2461
下北連絡事務所	0972-62-3501
下ノ江地区コミュニティセンター	0972-67-2020
佐志生連絡事務所	0972-68-3233
市浜地区コミュニティセンター	0972-62-3100
下南地区コミュニティセンター	0972-64-6031
田野地区公民館	0974-32-7845
南野津地区公民館	0974-32-3333
上浦・深江地区コミュニティセンター	0972-64-5900
野津地区コミュニティセンター	0974-24-3034
都松地区ふれあいセンター	0974-32-3196
西神野ふれ愛センター	0974-32-2346
川登地区コミュニティセンター	0974-32-3711
戸上ふれあい広場	0974-32-7753

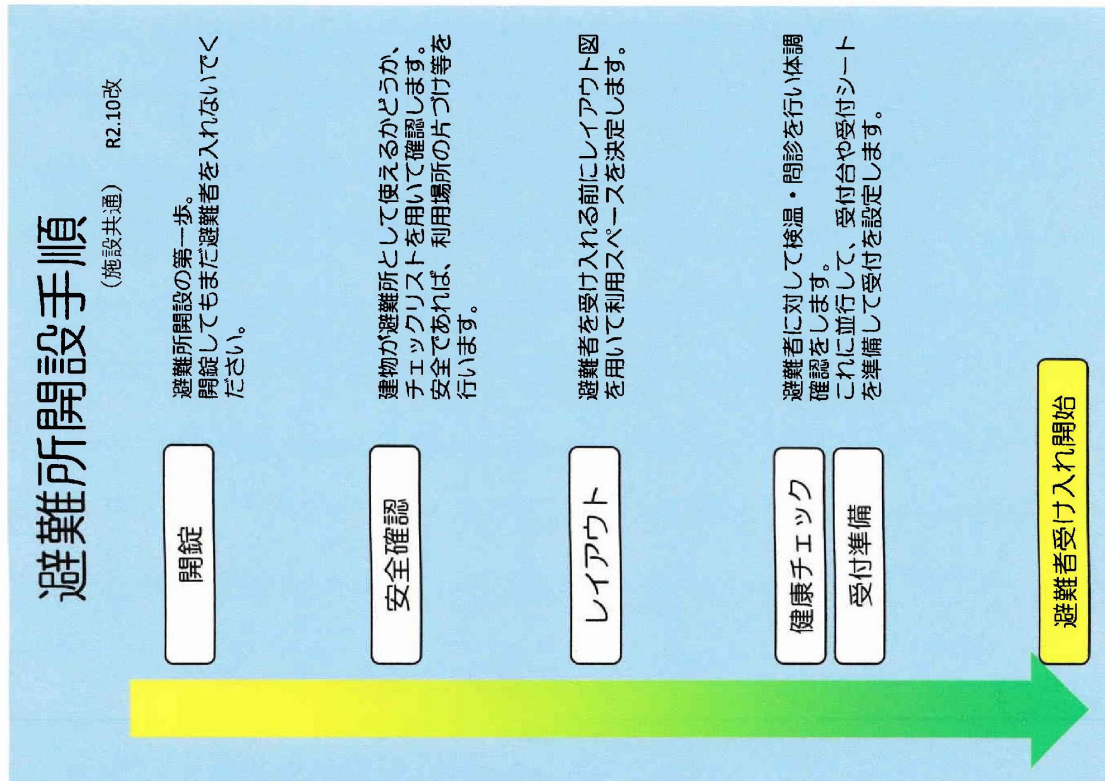
4. 福祉避難場所

施設名	住所
四季の郷	大字江無田 1119-5
みずほ学園	大字戸室 1205-1
聖心園	大字江無田 1600-5
生活介護事業所 あらかし	大字井村 2209
高齢者総合福祉施設 緑の園	大字大泊 220
緑の園マザー	大字諏訪 289-1
緑の園デイサービスセンターふれあい	大字諏訪 289-1
緑の園デイサービスセンターやすらぎ	大字諏訪 289-1
潔き聖母の家	野津町大字都原 3590-1
優和	野津町大字都原 3590-1
特別擁護老人ホーム 栄寿荘	野津町大字落谷 530
グループホーム さるびあ	野津町大字宮原 1181
グループホーム 無量寿	大字末広 915
グループホーム ふくすけ	大字戸室 1135-1
グループホーム 望喜家	大字江無田 1100

5. 備蓄品を配置している施設

施設名	理由
松ヶ岳地区公民館	市の避難所になっていた為
久木小野多目的研修集会施設	市の避難所になっていた為
旧上浦小学校特別教室棟3階	市の避難所になっていた為
白岩地区公民館	孤立集落対策として
須久保区長宅	孤立集落対策として
出羽地区公民館	孤立集落対策として
上西神野公民館	孤立集落対策として
川登基幹集落センター	地域の避難拠点となる施設
花原地区 河野俊憲氏倉庫	孤立集落対策として

6. 避難所開設手順



- 大規模災害に対応した避難所運営！
- クラスタ発生を防ぐ！

白杵市
防災危機管理課

■ 開錠

避難所に来たら、まず鍵を開けましょう。避難所入口横に鍵BOXがあるので、「090」で開けて、鍵を取り出してください。

避難場所以外の鍵が必要な場合は、教育委員会と連携をとり対応します。

■ 安全確認

素早く建物の安全確認を行い、避難所自体の使用可否を判断します。

- ① 安全チェックリスト (P14) を使用して安全確認。
- ② 利用箇所の片づけ
- ③ 照明の確保 (ロウソクは火災の原因になるので×)

確認の結果、使用不可能だった場合

1. 避難所が使用不可の場合、安全な避難所に移るまで
「 例：グラウンド 」で待機する。
2. 次の避難所「 例：教室棟 」の安全確認。
3. 次の避難所の安全が確認できれば、そこまでの避難誘導を実施する。

1

■ レイアウト

避難者を受け入れる前にレイアウトを決定することが、混乱を避けるキーポイントです。レイアウト作業は協力者を募り、迅速に行いましょう。

「レイアウト図」(P15)を参考にして、
通路→居住スペースの順でレイアウトを決定します。

物資供給スペースや更衣室、授乳室、救護室など
共有スペースの場所を確保します。

避難者利用スペースをテープや貼り紙などで
明示します。この時に通路も確保します。

危険箇所や使用できない箇所は
ロープや貼り紙等で明示します。

2

備品リスト

○受付に置くもの

品名	使用用途
マスク	受付にて忘れられた方へ配布
消毒液	受付と体調不良避難者エリアの入口に設置
腋下式体温計	受付時に使用。(長期の場合は定期的に活用する)
非接触式体温計	受付時に使用。(長期の場合は定期的に活用する)
フェイスシールド	感染防止用に運営スタッフが着装。
使い捨て手袋	隔離スペースに行く際に使用。使用後は廃棄。
避難所受付名簿	「受付名簿・問診票ファイル」受付時に使用。
問診票	「受付名簿・問診票ファイル」受付時に使用。
避難者メモ	「受付名簿・問診票ファイル」適時使用。
筆記用具、紙ばさみ	受付時に使用。
番号札	受付が終了した避難者に渡す。
ストラップ	受付が終了した避難者に渡す。

レイアウトする上での注意事項

- 要配慮者は通路側に配置
- 暖房器具や給水所など、季節に応じた措置
- 掲示板のスペースを確保して、全員に情報が行き渡るように
- 区、組単位で大まかなスペースを分ける

個室を準備すべきスペース

- 感染症発症時の隔離スペース
- 物資倉庫
- 救護室
- 運営会議室
- 授乳室
- 男女更衣室 等

■ 受付の設置

避難所内の準備が整ったら、受付を設置しましょう。

準備するもの

- 避難所受付名簿、問診票、番号札
- 消毒液、清拭用品
- マスク（持参していない人用）
- 筆記具
- 机・椅子
- ストラップ（赤、オレンジ）

新型コロナウイルス対策上の留意点

- 感染防止を意識。
- 筆記具は使用した度に消毒。

○ 隔離スペースに置くもの

品名	使用用途
段ボールベッド	体調悪化を防ぐため。
災害備蓄マット	段ボールベッドと併せて使用
毛布	段ボールベッドと併せて使用
テント（180 cm高さ）	飛沫感染対策用
段ボール間仕切り	スペース確保用。

○ その他

品名	使用用途
薬用液体石けん	トイレに設置。
ペーパータオル	トイレ等に設置。
除菌スプレー	環境除菌として、様々なものに使用。
懐中電灯	LED
ゴミ袋	消毒に使用した用品はこまめに廃棄。

■ 受付要領

受付にて検温・問診を行い、「健康な避難者」と「体調不良者」に振り分け、それぞれが入るべき避難所に案内します。

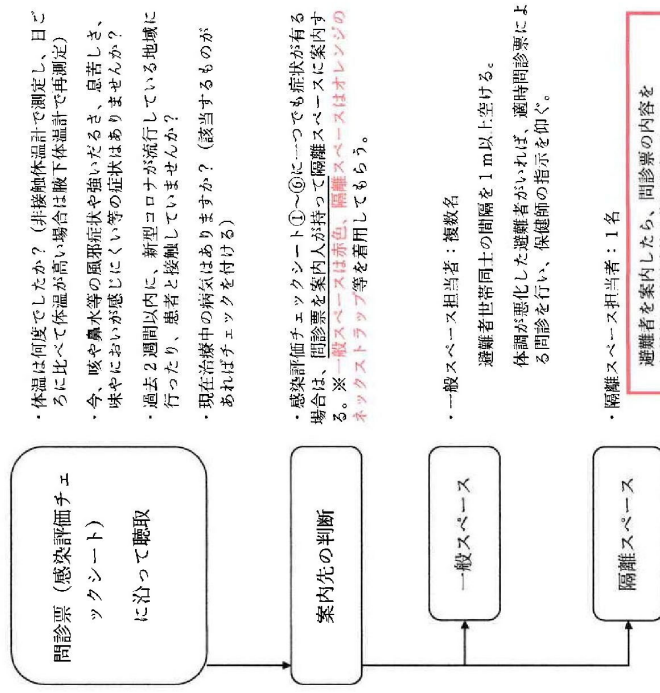
受付の担当者、マスク、手袋、フェイスシールドなど感染予防に努めた装備をして対応にあたる。感染防護衣の着用も考慮する。

マスクをしていなければマスクを渡し、
すぐに着用してもらう
※着用拒否の対応→Q&A

・検温実施
・問診票に必要事項を記入してもらう。
・番号札を渡す。

・「問診票」の内容を聞き取りで確認。
・検温と問診の結果により案内先決定。
・ストラップを付けてもらう。（一般：赤、隔離：橙）

■ 受付要領（問診）



- ・体温は何度でしたか？（非接触体温計で測定し、日ごと比べて体温が高い場合は腋下体温計で再測定）
- ・今、咳や鼻水等の風邪症状や強いだるさ、息苦しさ、味やにおいが感じにくい等の症状はありませんか？
- ・過去2週間以内に、新型コロナウイルスが流行している地域に行ったり、患者と接触していませんか？
- ・現在治療中の病気はありますか？（該当するものがあればチェックを付ける）

・感染評価チェックシート①～⑥に一つ一つも症状が有る場合は、問診票を案内人が持って隔離スペースに案内する。※一般スペースは赤色、隔離スペースはオレンジのストラップラップ等を着用してもらう。

- ・一般スペース担当者：複数名

避難者世帯同士の間隔を1m以上空ける。

体調が悪化した避難者がいれば、適時問診票による問診を行い、保健師の指示を仰ぐ。

- ・隔離スペース担当者：1名

避難者を案内したら、問診票の内容を保健師へ電話連絡し指示を仰ぐ。

避難者がゆっくり休める環境を確保。

※保健師のローテーション表があるので、その時間の担当保健師を確認し連絡すること

■ 体温測定

問診票 (感染評価チェックシート)

※ 世帯代表の番号：
NO.1

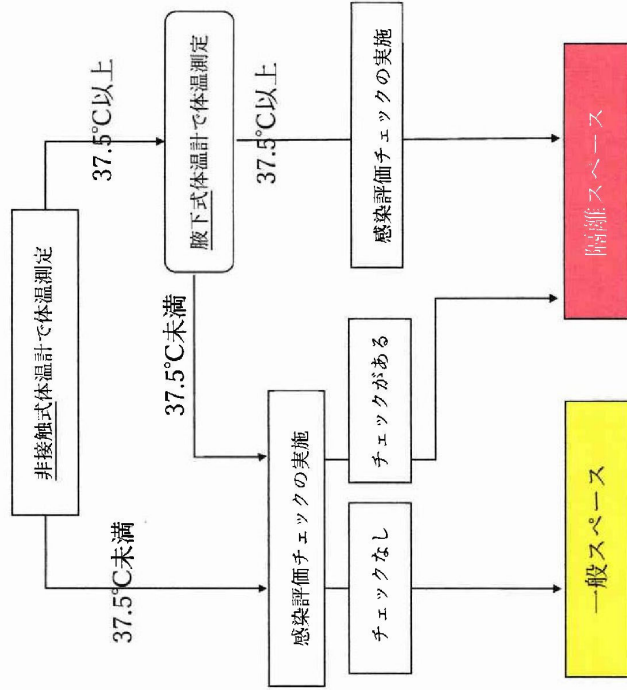
A. 下記の問いにお答えください。

① 発熱がありますか？(口ごろに比べ体が熱い)	ある・ない () ()
② 咳、痰、喉痛、のどの痛みなどの症状はありますか？	ある・ない () ()
③ 嗅いがない、味覚が弱まったりありますか？	ある・ない () ()
④ 嗅い、味覚の弱まらなはありますか？	ある・ない () ()
⑤ 過去14日以内に新型インフルエンザ感染疑いの接触がありましたか？	ある・ない () ()
⑥ 過去14日以内に新型インフルエンザ感染疑いの流行地域に行きましたか？	ある・ない () ()

検査するものにチェックし、 無症状 心臓病 呼吸器疾患 のみ以上
 がんや免疫抑制剤の使用 透析中 妊娠中

問診票記入の補助 時 分

- すべての避難所利用者に対してこのチェックシートを活用します。
- 問①～⑥のいずれか一つにでも当てはまれば隔離スペースに案内してください。
- 受付名簿の番号と問診票の番号は同じにしてください。この番号で紐づけをします。
- 下の赤枠は、保健師が知りたい「重症化リスク」の情報です。
避難先の選定には影響しません。
- 上記以外の症状があれば、随時保健師まで連絡してください。



※ 使用した腋下式体温計は、使用するたびに消毒する！

■案内

受付が終われば、その避難者を案内します。

一般避難者（ストラップは赤）

- その避難者がどのスペースに行くべきか案内する。
- 原則として誘導は不要。

体調不良者（ストラップはオレンジ）

- 隔離スペースへ案内する。
- 原則として誘導に付き、容体の急変に対応できるようにする。

配慮を要する避難者

- 観光客 地元の災害情報の提供に配慮する。
- 外国人 英語等に対応できる職員を配置することが望ましい。

11

■開設中の注意点

- 換気をしましょう。
 - ◇ 1時間に2回（目安）
 - ◇ 2方向以上開けて風の道を作る。
- 手洗い、手指消毒及び環境消毒をこまめに行いましょう。
- 車中泊の避難者を忘れずに管理しましょう。

新型コロナウイルス対策は常に意識しましょう。

12

閉鎖

●避難者が退所する前に名簿を埋める。

- 聞けるチャンスはこれで最後。
- 新型コロナウイルス対策として追跡調査できるようにする。

●環境消毒

- 避難者が使用したであろう箇所を徹底的に消毒。
- 疑わしきは消毒せよ。

●使用備品の報告。

- 避難所ファイル（備品一覧、備品チェック表、スタッフ伝言票、次の災害への連絡票）を活用。

安全チェックリスト（参考）

チェック1 建物周囲、全体	ない	ある
① 周囲の建物、よう壁、壁及び地盤等に危険はありませんか？ (周辺の建物が倒れてきそう。地盤が沈下しそう等。)		
② 建物の形が大きく変わっていませんか？ (建物の一部が崩れている。壁がつぶれている等。)		
③ 建物が傾いていたり、建物が沈んでいませんか？		
チェック2 基礎、構造物	ない	ある
① 【鉄骨造】鉄骨の骨組みが壊れていたり、大きな変形はありませんか？ (柱の一番下、柱と梁の接合部等)		
② 【鉄骨コンクリート造】柱、梁が壊れていたり、大きなひび割れ (幅ね2mm以上) がありますか？		
③ 【木造】壁に大きなひび割れや、亀裂などはありませんか？		
④ 【共通】建物の基礎の一部が崩れていたり、基礎に大きなひび割れがありませんか？		
⑤ 【共通】基礎と基礎の上の建物にずれがありますか？		
チェック1 避難ルート	ない	ある
① 避難者の避難ルートを複数確保する上で、危険と判断される部分がありますか？(避難ルートの出入り口が開閉できない。避難ルートの床にガラスの破片が散乱しているけど片づけが出来ない等。)		
チェック2 落下、転倒	ない	ある
以下の部分に、地震により落下転倒していませんか？ または、大きな余震等により落下・転倒する危険性はありませんか？		
ア) 屋根の材料（瓦等）		
イ) 窓枠、窓ガラス		
ロ) 壁（外壁の一部や室内の壁、ブロック等）		
工) 書板や機械類（室外機等）		
ク) 天井、照明器具		
カ) 屋外階段		
キ) 屋外、屋上等に設置している倉庫等		
ク) その他		

※ すべての項目が、「ない」であることを確認してください。

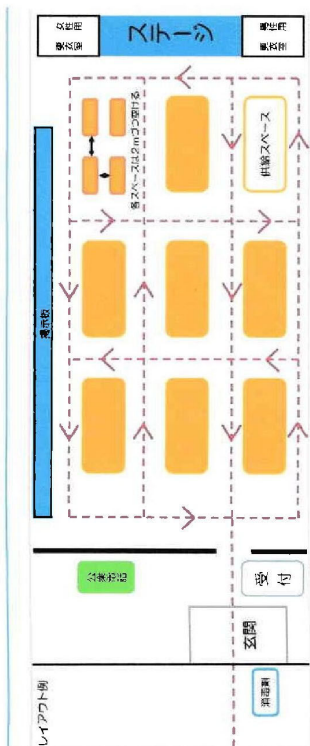
別紙1

NO.1

※世帯代表の番号：

問診票 (感染評価チェックシート)				
選離所名	記入日	R 年 月 日	血液型	型
(よりがな) 氏名	世帯代表 との続柄		性別	男 女
生年月日	M T S H R	年 月 日	年齢	歳
住所	行政区			
連絡先 (TEL)	車ナンバー (移動が必要な場合はお声かけします)			
A. 下記の問いにお答えください。				
① 発熱がありますか？ (日ごろに比べて熱が高い)				
いつから？ (月 H ~)	ある ・ ない (°C)			
② せき、鼻汁、のどの痛みなどの症状はありますか？				
ある ・ ない				
③ 強いだるさや息苦しさはありますか？				
ある ・ ない				
④ 匂い・味覚の鈍さを感じることがありますか？				
ある ・ ない				
⑤ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症患者との接触がありましたか？				
ある ・ ない				
⑥ 過去14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行地域に行ったことがありますか？				
ある ・ ない				
該当するものにチェックし てください。			<input type="checkbox"/> 新尿病 <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 抗がん剤や免疫抑制剤等の使用 <input type="checkbox"/> 透析中 <input type="checkbox"/> 妊娠中	
※保健師へ連絡	※時間	時	分	※対応

レイアウトイメージ図 (参考)



1. まず1〜2 m幅のメインとなる通路を決める。
2. 感染防止・滞留防止のため、一方通行が完成する様に通路を通す。
3. 通路と通路の間に居住スペースを置く。
4. 居住スペース同士の間は1〜2 mずつ空ける。
5. 男女更衣室や授乳室など、配慮すべき個室を設置する。

※ 青文字はコロナウイルス対策用

3-19 要配慮者利用施設一覧

○印：洪水・高潮・津波浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内に該当する施設

医療関係施設

	事業所名	業種	住所（臼杵市）	洪水 浸水	高潮	津波	土砂 災害
1	臼杵市医師会立コスモス病院	医療施設	大字戸室字長谷 1131-1				○
2	白川病院	医療施設	大字末広字柳谷 938-3				○
3	臼杵病院	医療施設	大字江無田 1154-1				○
4	うすきメディカルクリニック	医療施設	大字臼杵字洲崎 72-32	○	○	○	
5	うすき眼科	医療施設	大字市浜 669-1	○	○	○	
6	さくら産婦人科医院	医療施設	大字野田 278	○	○		○
7	藤整形外科	医療施設	大字市浜字大平木 1226-4	○	○	○	

福祉関係施設

	事業所名	業種	住所（臼杵市）	洪水 浸水	高潮	津波	土砂 災害
1	うすきメディカルクリニック	介護療養型医療施設	大字臼杵字洲崎 72-32	○	○	○	
2	特別養護老人ホーム栄寿荘	介護老人福祉施設	野津町大字落谷 530				○
3	特別養護老人ホーム緑の園	介護老人福祉施設	大字大泊 220			○	○
4	特別養護老人ホーム四季の郷	介護老人福祉施設	大字江無田 1119-5				○
5	介護老人保健施設 南山園	介護老人保健施設	大字海添 250				○
6	臼杵福寿苑	介護老人保健施設	大字末広 285	○			
7	幸寿院	介護老人保健施設	大字市浜 694-1	○	○	○	
8	複合型サービス安住	看護小規模多機能型	大字深田 676	○			○
9	グループホーム明日風	グループホーム	大字搔懐 27	○			○
10	グループホーム ふくすけ	グループホーム	大字戸室 1135-1				○
11	グループホーム 無量寿	グループホーム	大字末広 915				○
12	緑の園マザー	サービス付高齢者住宅	大字諏訪 289-1				○
13	サービス付き高齢者向け住宅 彩臼杵	サービス付高齢者住宅	大字江無田字中通 278-2、 279-2、280-2、281-2	○	○	○	
14	栄寿荘ショートステイサービス	短期入所	野津町大字落谷 530				○
15	介護老人保健施設 南山園	短期入所	大字海添 250				○
16	緑の園ショートステイセンター	短期入所	大字大泊 220			○	○
17	臼杵福寿苑	短期入所	大字末広 285	○			
18	幸寿院	短期入所	大字市浜 694-1	○	○	○	
19	短期入所サービスセンター四季 の郷	短期入所	大字江無田 1119-5				○
20	うすきメディカルクリニック ショートステイ	短期入所	大字臼杵字洲崎 72-32	○	○	○	
21	デイサービスセンター いごこち良好	地域密着型通所介護	大字藤河内崎添 1055	○			○
22	緑の園デイサービスセンター やすらぎ	地域密着型通所介護	大字諏訪 289-1			○	
23	佐志生黒島デイサービス	地域密着型通所介護	大字佐志生 2045-1	○		○	
24	小規模デイサービス だん・だん	地域密着型通所介護	野津町大字亀甲 3744-1				○
25	緑の園デイサービスセンター ほのぼの	地域密着型通所介護	大字大泊 220			○	○
26	コープおおいたデイサービスセンタ ー にじいろ	地域密着型通所介護	大字臼杵 81-48	○	○	○	
27	コープおおいたデイサービスセンタ ー にじいろ2号館	地域密着型通所介護	大字江無田 280-2	○	○	○	

	事業所名	業種	住所（臼杵市）	洪水 浸水	高潮	津波	土砂 災害
28	デイサービスセンター はれやかパートⅡ	地域密着型通所介護	大字市浜 989-3	○	○	○	
29	デイサービスセンター ひあたり良好	通所介護	大字福良 1 7 組	○	○	○	
30	臼杵病院デイサービスセンター	通所介護	大字江無田 1154-1				○
31	グリーンコープ臼杵デイサービス センターひととき	通所介護	大字野田 6-4	○			
32	デイサービスセンター喫茶去	通所介護	大字海添 551				○
33	指定通所介護 いいあんぱい	通所介護	大字大野 1-1	○			
34	四季の郷デイサービスセンター	通所介護	大字江無田 1119-5				○
35	四季の郷「輝」デイサービスセンター	通所介護	大字戸室 937			○	
36	デイサービス さわらび	通所介護	大字井村 1432-1				○
37	デイサービスセンター城東	通所介護	大字臼杵 2-107-715	○	○	○	○
38	介護老人保健施設 南山園	通所リハ	大字海添 250				○
39	白川病院（通所リハビリテーション）	通所リハ	大字末広 938-3				○
40	臼杵病院	通所リハ	大字江無田 1154-1				○
41	共同生活ホーム いごこち良好	有料老人ホーム	大字藤河内崎添 1055	○			○
42	住宅型有料老人ホーム だん・だん	有料老人ホーム	野津町大字亀甲 3745 - 1				○
43	有料老人ホーム 喫茶去	有料老人ホーム	大字海添 551				○
44	有料老人ホーム 寿泉の社	有料老人ホーム	大字井村 1432-1				○
45	有料老人ホーム ケアポートうすき	有料老人ホーム	大字臼杵字洲崎 72-32	○	○	○	
46	有料老人ホーム 竹あかり	有料老人ホーム	大字江無田 1154-1				○
47	リバーサイドはれやか PARTⅡ	有料老人ホーム	大字市浜 989-3	○	○	○	
48	有料老人ホーム ほっと市浜	有料老人ホーム	大字市浜 664-4	○	○	○	
49	住宅型有料老人ホーム ナーシングホームアート	有料老人ホーム	大字江無田 257-4	○	○	○	
50	生活介護 四季の郷	生活介護	大字江無田 1119-5				○
51	障害者支援施設 みずほ学園	施設入所支援・短期入所・生活介護	大字戸室 1205- 1				○
52	多機能型こどもデイサービス ぼっぼ	児童発達支援・放課後等デイサービス	大字戸室 1205- 1				○
53	さぼーとセンター 風車	地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援	大字臼杵洲崎 72-137	○	○	○	
54	ジョブサポート あらかし商会	就労移行支援・就労継続支援（B型）	大字戸室 1005- 1				○
55	あっとほーむ 風車 グループホーム新地	共同生活援助	大字市浜 631-4	○	○	○	
56	あっとほーむ 風車 あらかしホームB棟	共同生活援助	大字戸室 937			○	
57	あっとほーむ 風車 あらかしホームC棟	共同生活援助	大字戸室 937			○	
58	あっとほーむ 風車 あらかしホームD棟	共同生活援助	大字戸室 937			○	
59	あっとほーむ 風車 グループホーム戸室 2	共同生活援助	大字江無田 465-2	○	○	○	
60	あっとほーむ 風車 グループホーム戸室 3	共同生活援助	大字江無田 465-2	○	○	○	
61	あっとほーむ 風車 グループホーム あすとぴあ 2	共同生活援助	大字江無田 1044-70				○
62	あっとほーむ 風車 グループホーム あすとぴあ 3	共同生活援助	大字江無田 1008-5				○
63	養護老人ホーム 安生寮	養護老人ホーム	大字諏訪 784-3				○

幼保関係施設

	事業所名	業種	住所（臼杵市）	洪水 浸水	高潮	津波	土砂 災害
1	すみれこども園	幼保連携型認定こども園	大字大野字友田大道西 12-1	○	○	○	
2	すみれ児童クラブ	放課後健全育成事業	大字大野字友田大道西 12-1 （福祉センターすみれ館）	○		○	
3	子育て支援 あのね	地域子育て支援拠点事業	大字大野字友田大道西 12-1 （福祉センターすみれ館）	○		○	
4	かいぞえこども園	保育所型認定こども園	大字海添 93	○	○	○	
5	市浜こども園	保育所型認定こども園	大字市浜 361	○	○	○	
6	すえひろ保育園	認可外保育所施設	大字末広 455	○			
7	すえひろ児童クラブ	放課後健全育成事業	大字末広 455	○			
8	カトリック臼杵幼稚園	幼稚園型認定こども園	大字臼杵 75-80	○	○	○	
9	アソカ幼稚園	幼稚園型認定こども園	大字江無田 408-9	○	○	○	
10	市浜児童クラブ	放課後健全育成事業	大字市浜 872	○	○	○	
11	よいこのへや	地域子育て支援拠点事業	港町本通 7 組	○	○	○	
12	病児保育室とんぼ	病児・病後児保育施設	大字臼杵 2-107-515	○	○	○	
13	子ども子育て課（ちあぽ一と）	母子健康包括支援センター	大字臼杵 72-50	○	○	○	
14	臼杵南小児童クラブ みなみ風	放課後健全育成事業	大字搔懐 1483（臼杵南小校舎内）	○			
15	臼杵小児童クラブ	放課後健全育成事業	大字臼杵 65（臼杵小校舎内）	○			
16	児童クラブ館 ウェルフェア	放課後健全育成事業	大字諏訪鳥越 233-1				○
17	海辺こども園	幼保連携型認定こども園	大字大浜 526-2				○
18	臼杵中央こども園	保育所型認定こども園	大字臼杵 2-107-245	○	○	○	○
19	川登小児童クラブ	放課後健全育成事業	野津町大字清水原 1341 （川登小敷地内）				○
20	ウスキッズ	地域子育て支援拠点事業	大字大浜 526-2 （海辺こども園内）				○

教育関係施設

	事業所名	業種	住所（臼杵市）	洪水 浸水	高潮	津波	土砂 災害
1	臼杵市立佐志生小学校	公立小学校	大字佐志生 3015-1	○		○	
2	臼杵市立海辺小学校	公立小学校	大字大浜 173			○	○
3	臼杵市立下北小学校	公立小学校	大字福田 862	○			○
4	臼杵市立上北小学校	公立小学校	大字末広 2487	○			○
5	臼杵市立臼杵小学校	公立小学校	大字臼杵 65	○	○	○	
6	臼杵市立川登小学校	公立小学校	野津町大字清水原 1341				○
7	臼杵市立臼杵南小学校	公立小学校	大字搔懐 1483	○			
8	臼杵市立北中学校	公立中学校	大字江無田 132-1	○	○	○	
9	臼杵市立南中学校	公立中学校	大字搔懐 2227	○			○
10	臼杵市立東中学校	公立中学校	大字臼杵 71-18	○	○	○	
11	臼杵市立野津中学校	公立中学校	野津町大字野津市 666				○

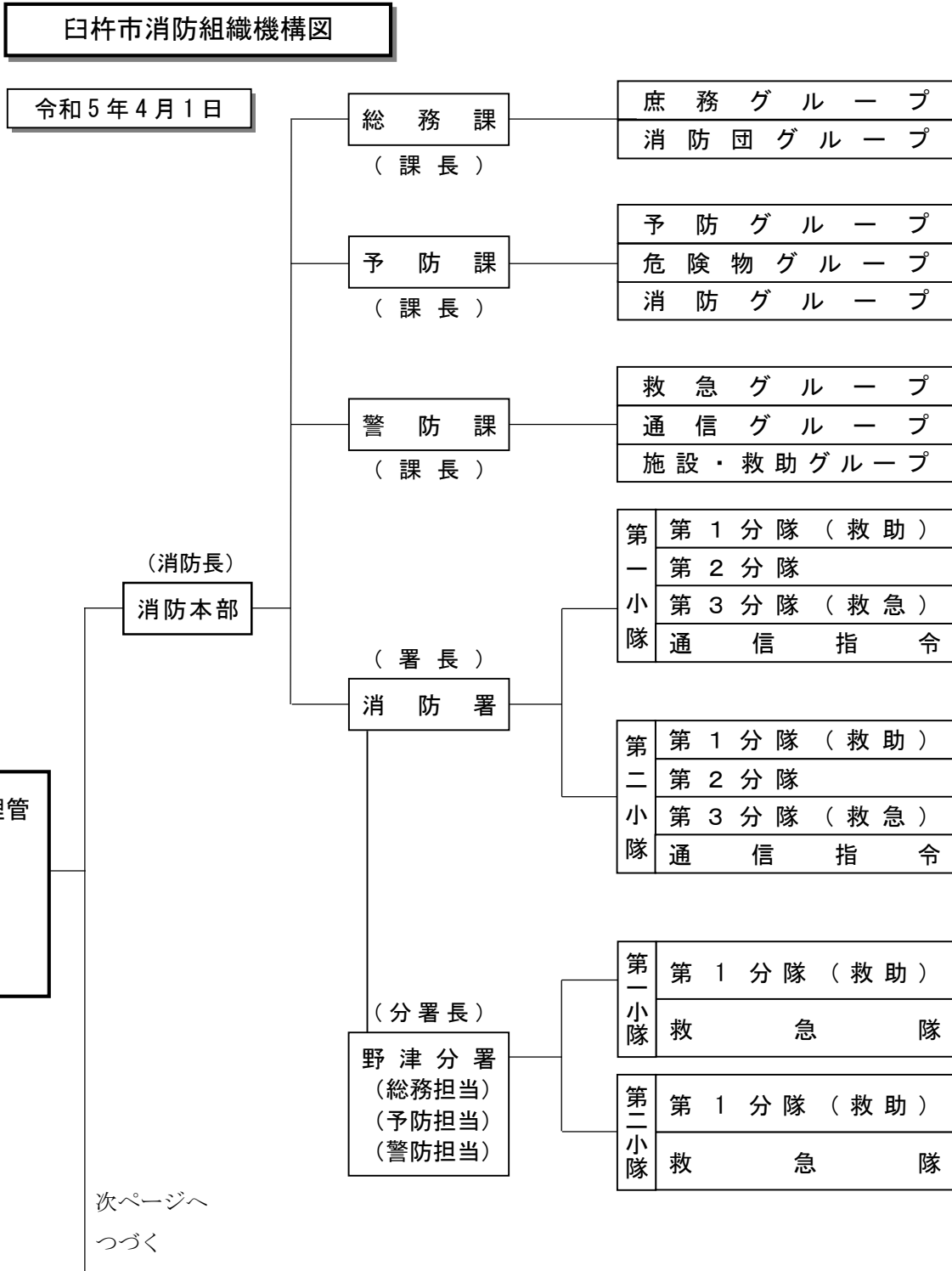
3-20 災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況

令和5年4月1日現在

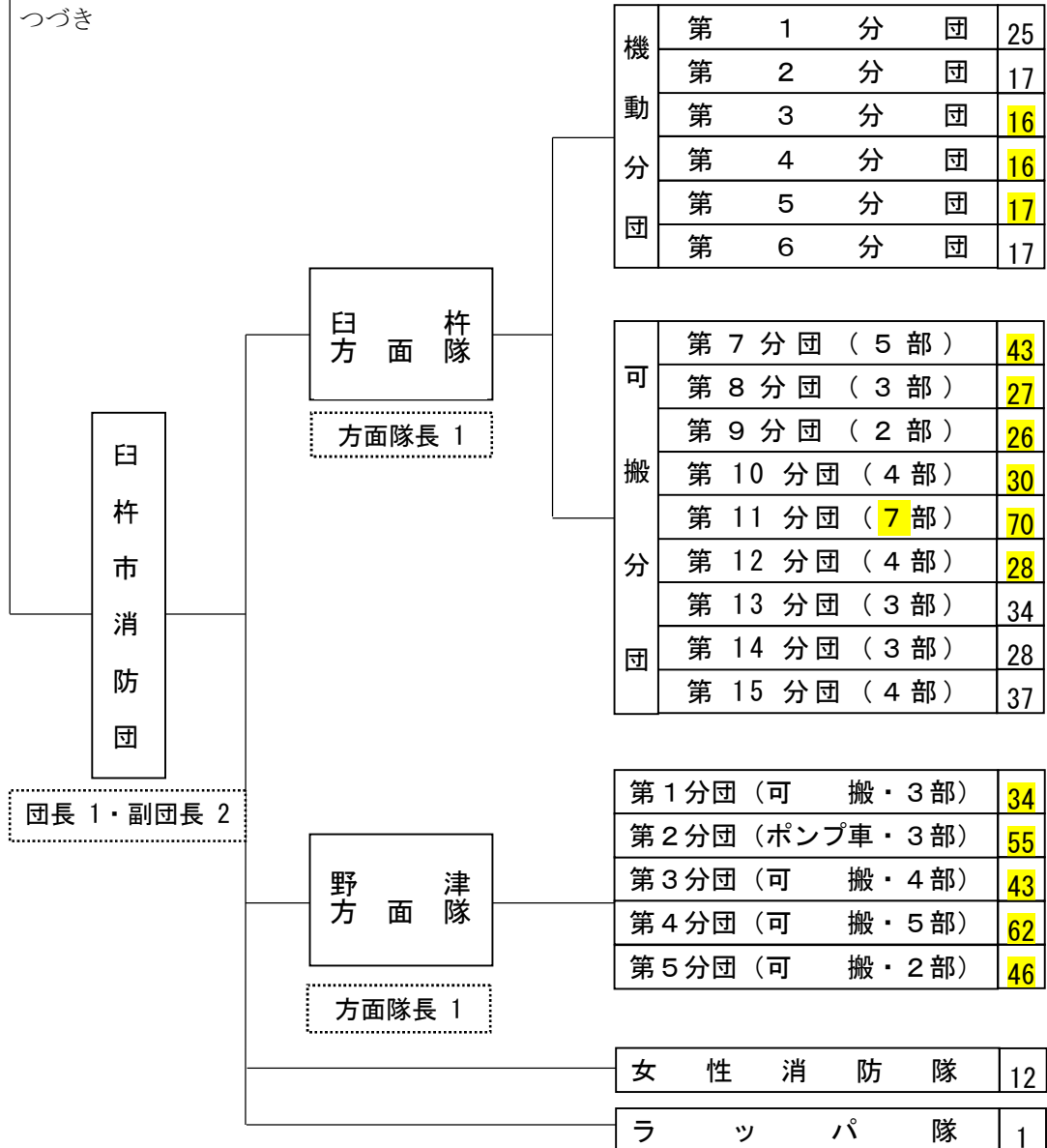
医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT	
		基幹災害 拠点病院	地域災害 拠点病院	指定病院	統括DMAT 登録者 (人)
東国東	国東市民病院		○	○	1
別府速見	国家公務員共済組合連合会新別府病院		○	○	2
	国立病院機構別府医療センター			○	
	大分県厚生連鶴見病院			○	
大分	大分県立病院	○		○	2
	大分大学医学部附属病院	○		○	5
	大分市医師会立アルメイダ病院		○	○	2
	大分赤十字病院		○	○	1
	大分中村病院			○	1
	大分三愛メディカルセンター			○	2
	大分岡病院			○	1
	社会医療法人財団天心堂へつぎ病院			○	1
	国立病院機構大分医療センター			○	
	佐賀関病院			○	
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○	1
佐伯	独立行政法人地域医療機能推進機構 南海医療センター		○	○	2
豊後大野	豊後大野市民病院		○	○	
竹田	竹田医師会病院		○	○	
	大久保病院		○	○	
日田玖珠	大分県済生会日田病院		○	○	2
宇佐豊後高田	宇佐高田医師会病院		○	○	1
中津	中津市立中津市民病院		○	○	1
計		2	12	22	25

3-21 消防組織等

1. 消防組織



前ページより
つづき



2. 消防用施設及び設備

消防用施設及び設備等の現況

令和5年4月1日

	区 分	基 準	現 有	充足率 (%)
消防本部・消防署	署の数	2	2	100.0
	人員	106	67	63.2
	消防ポンプ自動車	4	4	100.0
	化学車	1	1	100.0
	はしご車	1	0	0.0
	救助工作車	1	1	100.0
	救急車	3	3	100.0
	指揮車	1	1	100.0
	広報車	-	3	-
	水害パトロール車	-	1	-
	小型運搬車	-	2	-
	小型動力ポンプ	-	2	-
	軽可搬式消防ポンプ	-	2組	-
	消防水利	716	546	76.3
消防団	人員	750	689	91.9
	消防ポンプ自動車	7	7	100.0
	小型動力ポンプ積載車	-	39	-
	小型動力ポンプ	50	50	100
	人員輸送車	-	1	-